

**令和7年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業
(知的財産を活用した海外展開支援策の在り方に関する調査研究)
報告書**

**令和8年3月
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社**

【目次】

I. 業務概要	1
1. 業務の目的	1
2. 実施方法	1
II. 主要国知財庁における産業財産権の権利手数料に関する調査	2
1. 米国特許商標庁(USPTO).....	2
2. 欧州特許庁(EPO)	7
3. 中国知識産権局(CNIPA)	10
4. 韓国知識財産処(MOIP).....	15
5. 日本特許庁(JPO).....	21
6. 各国手数料と日本の手数料の比較	28
III. 各国における中小企業を対象とした知財関連海外展開支援策調査	32
1. 米国	32
2. 英国	35
3. ドイツ	39
4. 中国	42
5. 韓国	47
6. 豪州	54
7. 日本	59
8. 各国支援策より得られる示唆	64
IV. 国内企業の海外知財活動の実態調査	68
1. 調査概要	68
2. 海外事業展開の状況	69
3. 海外での知財トラブルの状況	85
4. 海外での知財リスクとその対応について.....	101
V. 知的財産を活用した企業の海外展開に向けた公的支援のあり方	113
1. 知的財産を活用した海外展開に係る公的支援制度の利用状況	113
2. 知的財産を活用した海外展開に向けた公的支援策に対するニーズ	120
3. 今後の施策検討に向けて	130

I. 業務概要

1. 業務の目的

全企業の 99.7%を占める中小企業は、我が国の経済全体を支える原動力である。また、成長力が高い中堅企業は地域経済を牽引する役割が期待され、イノベーションの源泉として極めて重要な存在である。

この点、第 213 回通常国会で成立した産業競争力強化法一部改正法により、(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) の業務範囲は中小・一部中堅企業への助言・助成業務に拡大され、同館にはこれら企業による知財経営を支援する中核機関としての役割が期待される。

さらに、知的財産推進計画 2024 では、特許庁がハブとなり、INPIT 等の支援機関間の連携を高め、中小企業が海外展開に当たり直面する知的財産に関する課題への支援を強化することとされている。

そこで、本事業では、我が国の中小・中堅企業等が海外への事業展開に際して対処すべき知財面の課題を洗い出すとともに、その解決のために有効な支援策について他国の状況を含めて調査し、当庁及び改正法施行後の INPIT における海外展開支援の在り方を検討するための基礎資料とすることを目的に、実態調査等を行う。

2. 実施方法

本事業では、以下の 4 つの項目について業務をおこなった。

- 公開情報調査 (国内及び海外)
- 調査結果分析 (国内及び海外)
- 実態調査 (国内企業・海外関係機関・事業関係機関・弁理士等へのアンケート及びヒアリング)
- 事業報告書の作成

II. 主要国知財庁における産業財産権の権利手数料に関する調査

主要国知財庁（米国、欧州、中国、韓国）における産業財産権の出願から登録までに要する手数料及びそれら費用の2015年から2025年までの経年変化について、調査をおこなった。

1. 米国特許商標庁(USPTO)

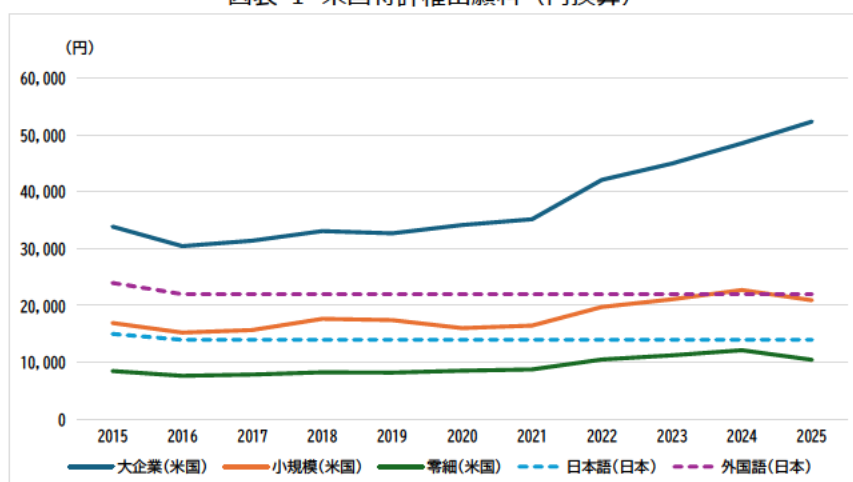
(1) 特許権

手数料は、大企業、小規模、零細で区分されている。企業規模が小さいほど、手数料の割引率が高くなっている。①出願料、②調査料、③審査料のいずれも、大企業は料金の引き上げが続いている。一方、小規模、零細は、2020年10月の施行までは引き上げが続いていたものの、2025年1月の施行では、2013年3月の水準まで引き下げが行われている。④登録料は、いずれの区分も引き上げが続いている。

① 出願料

項目	施行日	金額 (USD)			備考
		大企業	小規模 (Small)	零細 (Micro)	
基本出願料 (Basic Filing Fee-Utility Patent)	2025/1/19 ¹	350	140	70	
	2020/10/2 ²	320	160	80	
	2018/1/16 ³	300	150	75	
	2013/3/19 ⁴	280	140	70	

図表 1 米国特許権出願料 (円換算)



※三菱 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

¹ USPTO 「USPTO fee schedule」 <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule> [最終アクセス：2025年9月25日]

² USPTO 「Summary of FY 2020 Final Patent Fee Rule」 <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/summary-fy-2020-final-patent-fee-rule> [最終アクセス：2025年9月25日]

³ Office of the Federal Register 「Setting and Adjusting Patent Fees During Fiscal Year 2017」 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2017-11-14/pdf/2017-24390.pdf> [最終アクセス：2025年9月25日]

⁴ Office of the Federal Register 「Setting and Adjusting Patent Fees」 https://www.uspto.gov/sites/default/files/aia_implementation/AC54_Final_Rule_Setting78FR4212-2013JAN18.pdf [最終アクセス：2025年9月25日]

② 調査料

項目	施行日	金額 (USD)			備考
		大企業	小規模 (Small)	零細 (Micro)	
調査料 (Utility Search Fee)	2025/1/19	770	308	154	
	2020/10/2	700	350	175	
	2018/1/16	660	330	165	
	2013/3/19	600	300	150	

③ 審査料

項目	施行日	金額 (USD)			備考
		大企業	小規模 (Small)	零細 (Micro)	
審査料 (Utility Examination Fee)	2025/1/19	880	352	176	
	2020/10/2	800	400	200	
	2018/1/16	760	380	190	
	2013/3/19	720	360	180	

④ 登録料

項目	施行日	金額 (USD)			備考
		大企業	小規模 (Small)	零細 (Micro)	
発行料 (Utility Issue Fee)	2025/1/19	1,290	516	258	
	2020/10/2	1,200	600	300	
	2018/1/16	1,000	500	250	
	2013/3/19 ⁵	960	480	240	

⑤ PCT 調査料

項目	施行日	金額 (USD)			備考
		大企業	小規模 (Small)	零細 (Micro)	
調査料 / 国際段階 (PCT Fee- International Stage, Search Fee)	2025/1/19	2,400	960	480	USPTOを国際 調査機関 (ISA)に指 定した場合
	2020/10/2	2,180	1,090	545	
	2018/1/16	2,080	1,040	520	
	2013/3/19 ⁶	2,080	1,040	520	
調査料 / 国内段階 (PCT Fee-National)	2025/1/19	580	232	116	USPTO以外の ISAが作成した
	2020/10/2	540	270	135	

⁵ 2014年1月以降に適用 (2013年末まで大企業1,780ドル、小規模890ドル、零細445ドル)

⁶ 2014年1月以降に適用 (2013年末まで大企業・小規模・零細2,080ドル)

項目	施行日	金額 (USD)			備考
		大企業	小規模 (Small)	零細 (Micro)	
Stage Search Fee)	2018/1/16	520	260	130	調査報告書をUSPTOに提出した場合
	2013/3/19	480	240	120	

(2) 実用新案権

米国では実用新案制度は設けられていない。

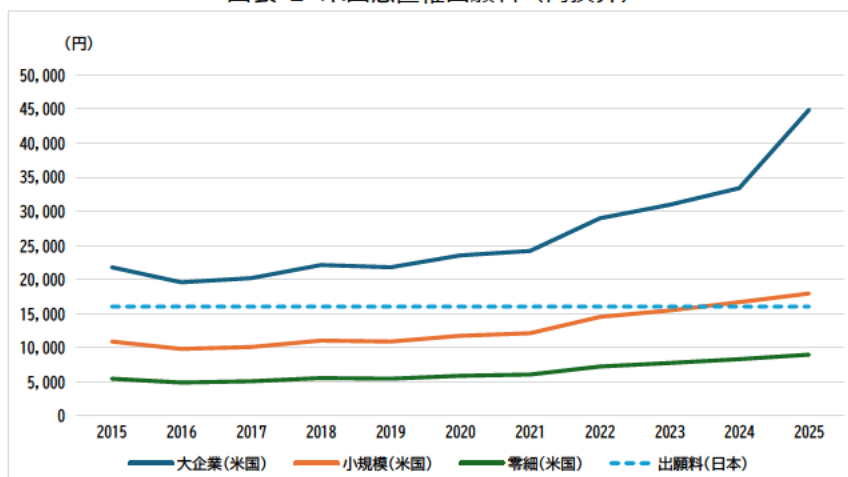
(3) 意匠権

手数料は、大企業、小規模、零細で区分されている。企業規模が小さいほど、手数料の割引率が高くなっている。③審査料は2025年1月に小規模、零細で引き下げられたものの、それ以外はいずれも引き上げが続いている。④登録料は、2025年1月に大幅に引き上げられている。

① 出願料

項目	施行日	金額 (USD)			備考
		大企業	小規模 (Small)	零細 (Micro)	
基本出願料 (Basic Filing Fee-Design)	2025/1/19	300	120	60	
	2020/10/2	220	110	55	
	2018/1/16	200	100	50	
	2013/3/19	180	90	45	

図表 2 米国意匠権出願料 (円換算)



※三菱UFJ銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

② 調査料

項目	施行日	金額 (USD)			備考
		大企業	小規模 (Small)	零細 (Micro)	
調査料 (Design Search Fee)	2025/1/19	300	120	60	
	2020/10/2	160	80	40	
	2018/1/16/	160	80	40	
	2013/3/19/	120	60	30	

③ 審査料

項目	施行日	金額 (USD)			備考
		大企業	小規模 (Small)	零細 (Micro)	
審査料 (Design Examination Fee)	2025/1/19	700	280	140	
	2020/10/2	640	320	160	
	2018/1/16	600	300	150	
	2013/3/19	460	230	115	

④ 登録料

項目	施行日	金額 (USD)			備考
		大企業	小規模 (Small)	零細 (Micro)	
発行料 (Design Issue Fee)	2025/1/19	1,300	520	260	
	2020/10/2	740	370	185	
	2018/1/16	700	350	175	
	2013/3/19 ⁷	560	280	140	

(4) 商標権

手数料には特許権、意匠権のような企業規模に応じた区分は設けられていない。2025年1月に料金体系の見直しが行われ、TEAS StandardとTEAS Plusが統合された⁸。

① 出願料

項目	施行日	金額 (USD)	備考
基本申請料 (Basic Application Fee/電子出願)	2025/ 1 /18 ⁹	350	2025年改定で TEAS Standard 及び TEAS Plusを統合

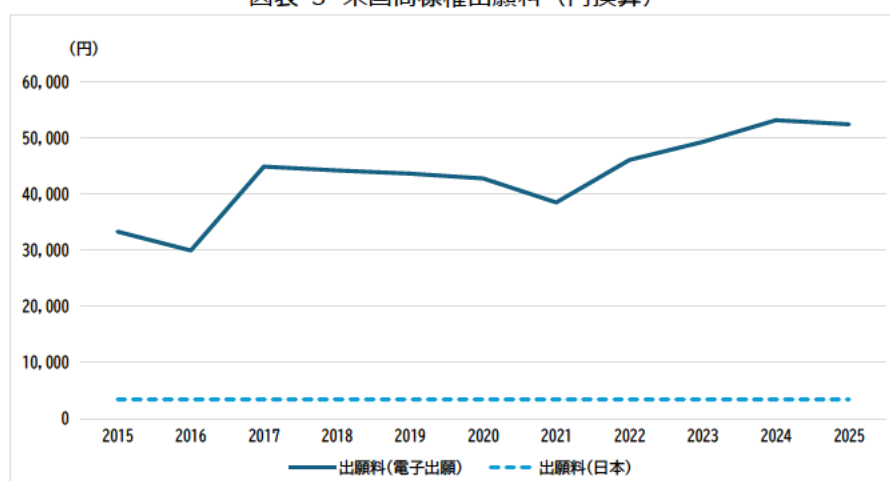
⁷ 2014年1月以降に適用 (2013年末まで大企業1,020ドル、小規模510ドル、零細255ドル)

⁸ TEAS Standardは、出願人が出願時に指定する商品・役務の内容を自由に記載できる。TEAS Plusは商品・役務を標準リストから選択するなどの要件がある代わりに手数料が低額となる。

⁹ USPTO「Summary of 2025 trademark fee changes」<https://www.uspto.gov/trademarks/fees-payment-information/summary-2025-trademark-fee-changes> [最終アクセス：2025年9月25日]

項目	施行日	金額 (USD)	備考
TEAS Standard (電子出願)	2021/1/2 ¹⁰	350	
TEAS Plus (電子出願)		250	
TEAS Standard (電子出願)	2017/1/14 ¹¹	400	
TEAS Plus (電子出願)		225	
TEAS (電子出願)	2015/1/17 ¹²	275	
TEAS Plus (電子出願)		225	

図表 3 米国商標権出願料 (円換算)



※三菱 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

¹⁰ USPTO 「Summary of FY 2021 Final Trademark Fee Rule」 <https://www.uspto.gov/trademarks/laws/updated-trademark-ttab-fees-processes> [最終アクセス：2025年9月25日]

¹¹ Office of the Federal Register 「Trademark Fee Adjustment」 <https://www.federalregister.gov/documents/2016/10/21/2016-25506/trademark-fee-adjustment> [最終アクセス：2025年9月25日]

¹² Office of the Federal Register 「Reduction of Fees for Trademark Applications and Renewals」 <https://www.federalregister.gov/documents/2014/12/16/2014-29413/reduction-of-fees-for-trademark-applications-and-renewals> [最終アクセス：2025年9月25日]

2. 欧州特許庁(EPO)

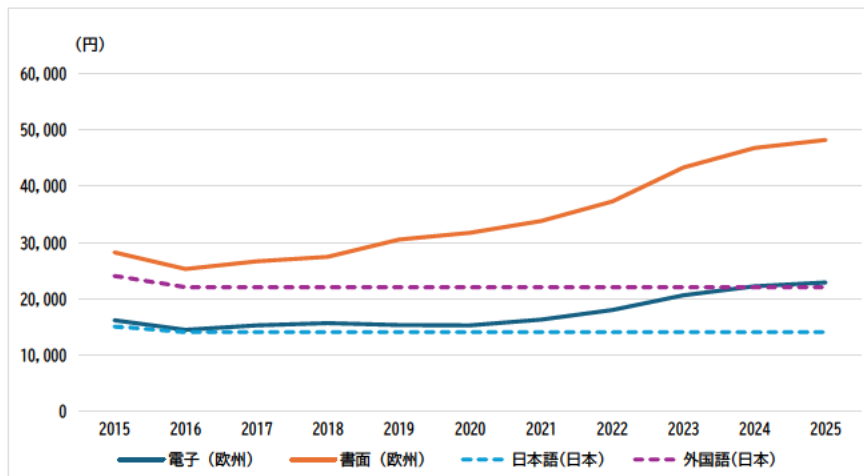
(1) 特許権

手数料はいずれも引き上げが続き、2000 年以降は他国に比べ改定の頻度が高い傾向にある。①出願料は、オンライン出願とそれ以外で区分され、オンライン出願手数料はオンライン出願以外の半額程度となっている。②調査料は 2018 年 4 月に引き下げられたものの、2023 年 4 月に再び引き上げられている。

① 出願料

項目	施行日	金額 (ユーロ)	備考
出願手数料 - EP ダイレクト オンライン出願	2023/4/1	135	欧州特許庁に直接特許出願する際の手数料
	2022/4/1	130	
	2020/4/1	125	
	2014/4/1	120	
出願手数料 - EP ダイレクト オンライン以外の出願	2023/4/1	285	欧州特許庁に直接特許出願する際の手数料
	2022/4/1	270	
	2020/4/1	260	
	2019/4/1	250	
	2014/4/1	210	

図表 4 欧州特許権出願料 (円換算)



※三菱 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

② 調査料

項目	施行日	金額 (ユーロ)	備考
欧州調査手数料	2024/4/1	1,520	Fee for a European search EP 直接出願の際に支払う調査手数料
	2023/4/1	1,460	
	2022/4/1	1,390	
	2020/4/1	1,350	
	2016/4/1	1,300	
	2014/4/1	1,285	

③ 審査料

項目	施行日	金額 (ユーロ)	備考
審査請求料	2024/4/1	1,080	Examination fee
	2023/4/1	1,040	
	2022/4/1	990	
	2020/4/1	960	
	2016/4/1	925	
	2014/4/1	915	

④ 登録料

項目	施行日	金額 (ユーロ)	備考
登録及び公報手数料 (35 ページ以下)	2024/4/1	2,135	Fee for grant and printing (not more than 35 pages) or fee for grant including fee for publication
	2023/4/1	2,055	
	2022/4/1	1,955	
	2020/4/1	1,900	
	2016/4/1	1,825	

⑤ PCT 調査料

項目	施行日	金額 (ユーロ)	備考
国際調査手数料	2023/4/1	1,845	Fee for an international search PCT 出願を行う際に支払う国際 調査手数料 ※EPO を国際調査機関 (ISA) とする場合
	2018/4/1	1,775	
	2012/4/1	1,875	

(2) 実用新案権

欧州特許庁 (EPO) では実用新案制度が設けられていない。

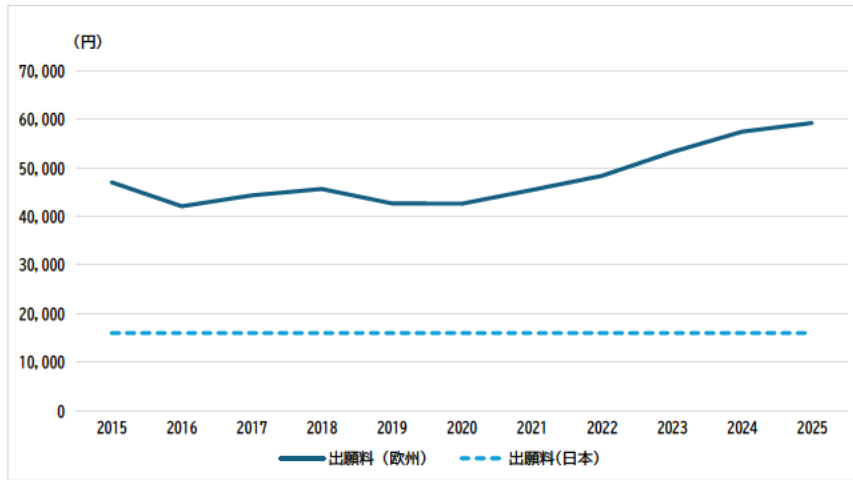
(3) 意匠権

手数料は 2008 年 1 月以降、改定されていない。

① 出願料 (登録料を含む)

項目	施行日	金額 (ユーロ)	備考
出願料 (1 件目)	2008/1/1	350	Application fee per design (1st design)

図表 5 欧州意匠権出願料（円換算）



※三菱 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

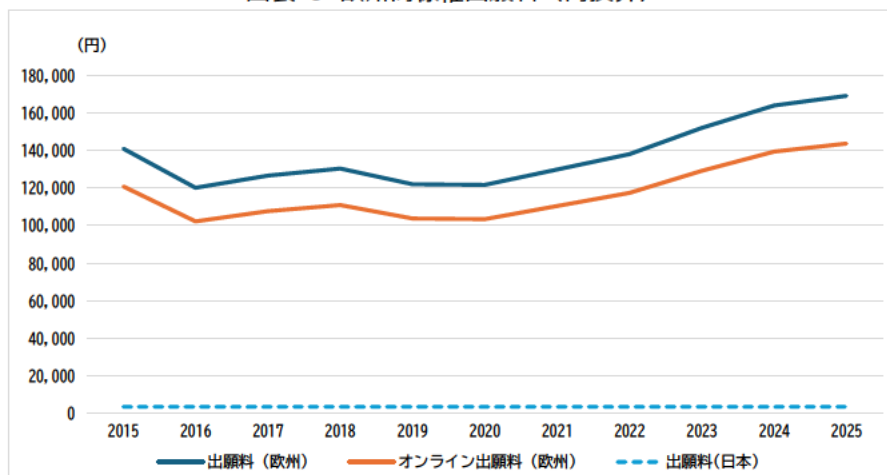
(4) 商標権

手数料は 2016 年 3 月に引き下げられた以降、改定されていない。オンライン出願の手数料が割安に設定されている。

① 出願料（登録料を含む）

項目	施行日	金額（ユーロ）	備考
出願料	2016/3/23	1,000	Basic fee for an application for an individual EU trade mark (Article 31(2) EUTMR)
	2009/3/13	1,050	Regulation (EC) No 2869/95
オンライン出願料	2016/3/23	850	Basic fee for an electronic application for an individual EU trade mark (Article 31(2) EUTMR)
	2009/3/13	900	Regulation (EC) No 2869/95

図表 6 欧州商標権出願料（円換算）



※三菱 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

3. 中国知識産権局(CNIPA)

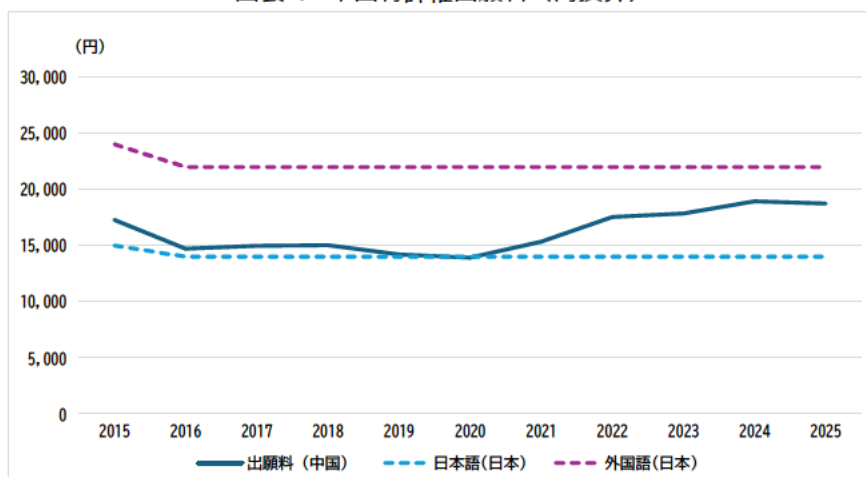
公開情報調査では、過去 10 年間の年次改定の情報を確認できなかったため、確認できた最新の手数料を整理している。

(1) 特許権¹³

① 出願料

項目	施行日	金額(元)	備考
出願料	2024/1/20	900 元	
出願料付加分	2024/1/20	150 元/項	11 項目から
		50 元/項	31~300 項まで
		100 元/項	301 項を超える場合
公開料	2024/1/20	50 元	
優先権要求	2024/1/20	80 元/件	

図表 7 中国特許権出願料 (円換算)



※三菱 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

② 調査料

公開情報調査では確認できなかった。

③ 審査料

項目	施行日	金額(元)	備考
審査請求料	2024/1/20	2,500 元	
審査手数料	2024/1/20	1,000 元	

¹³ 中国知識産権局 <https://www.cnipa.gov.cn/col/col11518/index.html> [最終アクセス：2025 年 10 月 21 日]

④ 登録料

項目	施行日	金額(円)	備考
年金	2024/1/20	900 円/年	1～3 年目
		1,200 円/年	4～6 年目
		2,000 円/年	7～9 年目
		4,000 円/年	10～12 年目
		6,000 円/年	13～15 年目
		8,000 円/年	16～20 年目

⑤ PCT 調査料

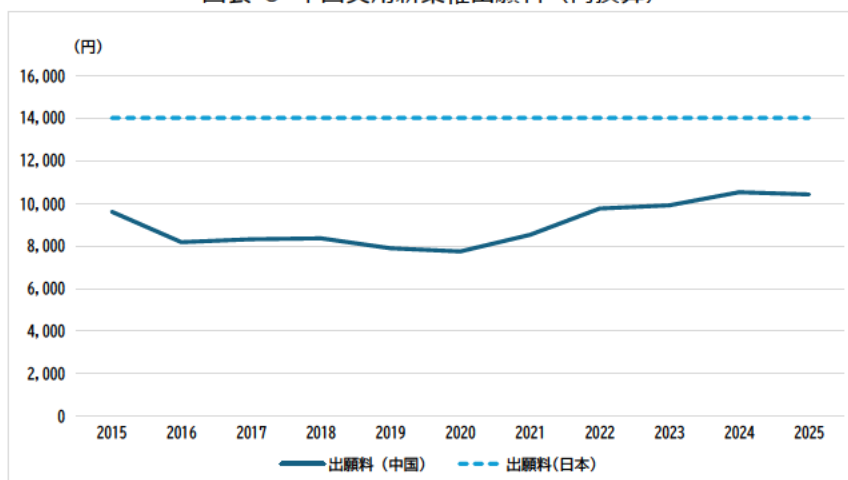
項目	施行日	金額(円)	備考
PCT 出願調査手数料	2024/1/20	2,100 円	

(2) 実用新案権

① 出願料

項目	施行日	金額(円)	備考
出願料	2024/1/20	500 円	
出願料付加分	2024/1/20	150 円/項	11 項目から
		50 円/項	31～300 項まで
		100 円/項	301 項を超える場合

図表 8 中国実用新案権出願料 (円換算)



※三菱 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

② 調査料

公開情報調査では確認できなかった。

③ 審査料

公開情報調査では確認できなかった。

④ 登録料

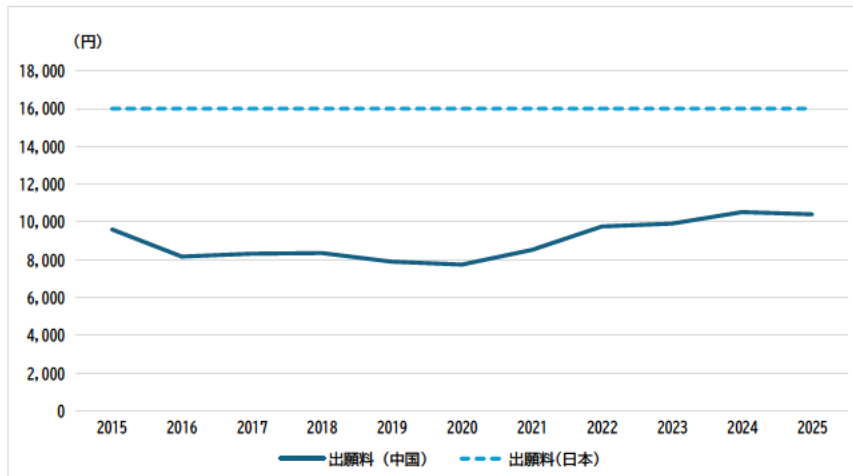
項目	施行日	金額(元)	備考
年金	2024/1/20	600 元/年	1～3 年目
		900 元/年	4～5 年目
		1,200 元/年	6～8 年目
		2,000 元/年	9～10 年目

(3) 意匠権

① 出願料

項目	施行日	金額(元)	備考
出願料	2024/1/20	500 元	
出願料付加分	2024/1/20	150 元/項	11 項目から
		50 元/項	31～300 項まで
		100 元/項	301 項を超える場合

図表 9 中国意匠権出願料 (円換算)



※三菱 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

② 調査料

公開情報調査では確認できなかった。

③ 審査料

公開情報調査では確認できなかった。

④ 登録料

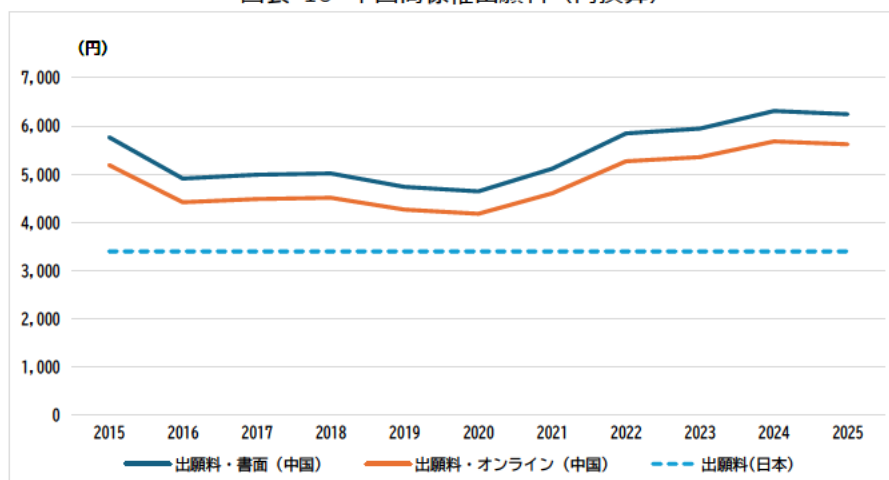
項目	施行日	金額(元)	備考
年金	2024/1/20	600 元/年	1～3 年目
		900 元/年	4～5 年目
		1,200 元/年	6～8 年目
		2,000 元/年	9～10 年目
		3,000 元/年	11～15 年目

(4) 商標権

① 出願料

項目	施行日	金額(元)	備考
出願料	2019/7/1	300 元	紙・一区分（1 区分指定商品・役務 10 個まで。1 商品・役務追加ごとに 30 元。）
出願料	2019/7/1	270 元	オンライン・一区分（1 区分指定商品・役務 10 個まで。1 商品・役務追加ごとに 30 元。）

図表 10 中国商標権出願料（円換算）



※三菱 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

② 調査料

公開情報調査では確認できなかった。

③ 審査料

公開情報調査では確認できなかった。

④ 登録料

項目	施行日	金額(元)	備考
更新料	2019/7/1	500 円	紙
	2019/7/1	450 円	オンライン

4. 韓国知識財産処(MOIP)^{14 15}

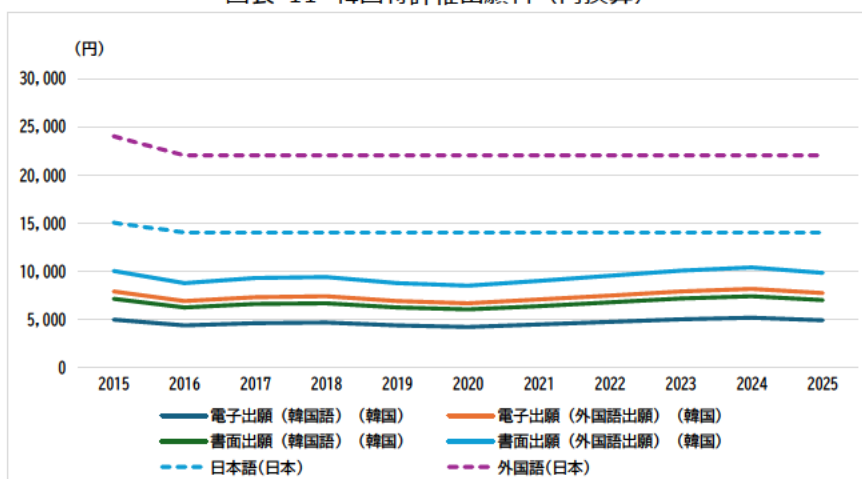
(1) 特許権

①出願料の改定は確認できなかった。2023年8月に③審査料の基本料金が引き上げられたが、④登録料は引き下げられている。

① 出願料

項目	施行日	金額(ウォン)	備考
電子出願（韓国語出願）	2023/8/1	46,000	
	2014/3/1	46,000	
電子出願（外国語出願）	2023/8/1	73,000	
書面出願（韓国語出願）	2023/8/1	66,000	
書面出願（外国語出願）	2023/8/1	93,000	

図表 11 韓国特許権出願料（円換算）



※三菱UFJ銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

② 調査料(制度上なし)

制度上、設けられていない。

③ 審査料（審査請求料）

項目	施行日	金額(ウォン)	備考
基本料金	2023/8/1	166,000	
	2014/3/1	143,000	項目追加料 44,000

¹⁴ 現在の出願料について <https://www.patent.go.kr/smart/jsp/ka/menu/fee/main/FeeMain01.do> [最終アクセス：2025年10月21日]

¹⁵ 特許料改正のお知らせ https://www.kipo.go.kr/skin/doc.html?fn=20230731132203_1&rs=/upload/preview/ [最終アクセス：2025年10月21日]

④ 登録料(基本料金 + 1 請求当たりで追加料金発生)

項目	施行日	金額(ウオン)	備考
基本料金	2023/8/1	13,000	1~3 年/年間
		36,000	4~6 年/年間
		90,000	7~9 年/年間
		216,000	10~12 年/年間
		324,000	13~25 年/年間
	改定前	15,000	1~3 年/年間
		40,000	4~6 年/年間
		100,000	7~9 年/年間
		240,000	10~12 年/年間
		360,000	13~25 年/年間
追加料金	2023/8/1	12,000	1~3 年/年間
		20,000	4~6 年/年間
		34,000	7~9 年/年間
		49,000	10~12 年/年間
		49,000	13~25 年/年間
	改定前	13,000	1~3 年/年間
		22,000	4~6 年/年間
		38,000	7~9 年/年間
		55,000	10~12 年/年間
		55,000	13~25 年/年間

⑤ PCT 調査料

項目	施行日	金額(ウオン)	備考
韓国特許庁が ISA となる 場合の国際調査料	2025/9/1	450,000	申請言語が韓国語の場合
		1,200,000	申請言語が英語の場合

(2) 実用新案権

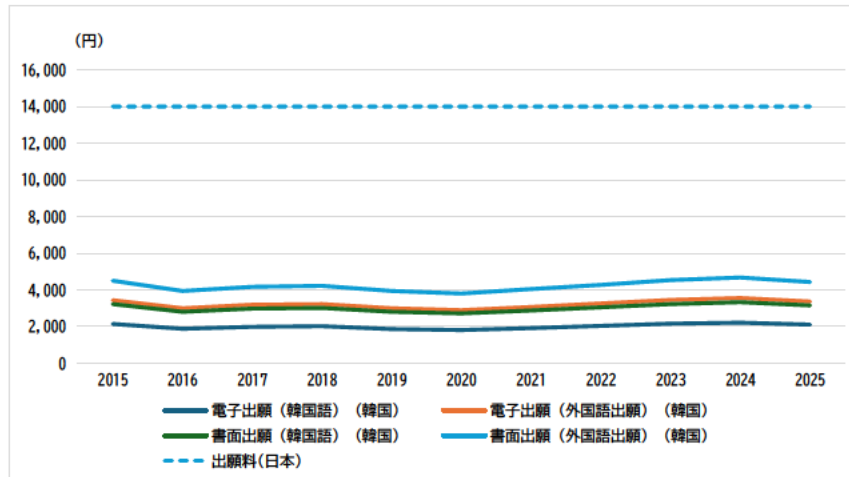
手数料の改定は確認できなかった。

① 出願料

項目	施行日	金額(ウオン)	備考
電子出願 (韓国語出 願)	2023/8/1	20,000	
	2014/3/1	20,000	
電子出願 (外国語出 願)	2023/8/1	32,000	
書面出願 (韓国語出 願)	2023/8/1	30,000	

項目	施行日	金額(ウォン)	備考
願)			
書面出願（外国語出願）	2023/8/1	42,000	

図表 12 韓国実用新案権出願料（円換算）



※三菱 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

② 調査料

制度上、設けられていない。

③ 審査料

項目	施行日	金額(ウォン)	備考
基本料金	2023/8/1	71,000	
	2014/3/1	71,000	追加項目料 19,000
PCT 経由で韓国予備審査期間を利用	2023/8/1	450,000	

④ 登録料(基本料金 + 1 請求当たりで追加料金発生)

項目	施行日	金額(ウォン)	備考
基本料金	2023/8/1	12,000	1~3 年/年間
		25,000	4~6 年/年間
		60,000	7~9 年/年間
		160,000	10~12 年/年間
		240,000	13~15 年/年間
追加料金	2023/8/1	4,000	1~3 年/年間
		9,000	4~6 年/年間
		14,000	7~9 年/年間
		20,000	10~12 年/年間
		20,000	13~15 年/年間

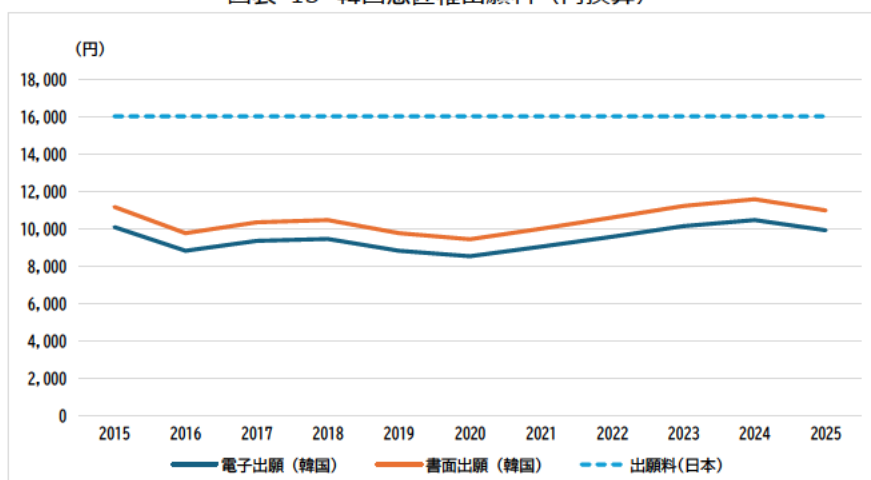
(3) 意匠権

手数料の改定は確認できなかった。

① 出願料

項目	施行日	金額(ウォン)	備考
電子出願	2023/8/1	94,000	
	2014/3/1	94,000	
書面出願	2023/8/1	104,000	
電子出願 (一部)	2023/8/1	45,000	
	2014/3/1	45,000	無審査
書面出願 (一部)	2023/8/1	55,000	

図表 13 韓国意匠権出願料 (円換算)



※三菱 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

② 調査料

制度上、設けられていない。

③ 審査料

制度上、設けられていない。

④ 登録料(1 デザイン当たり)

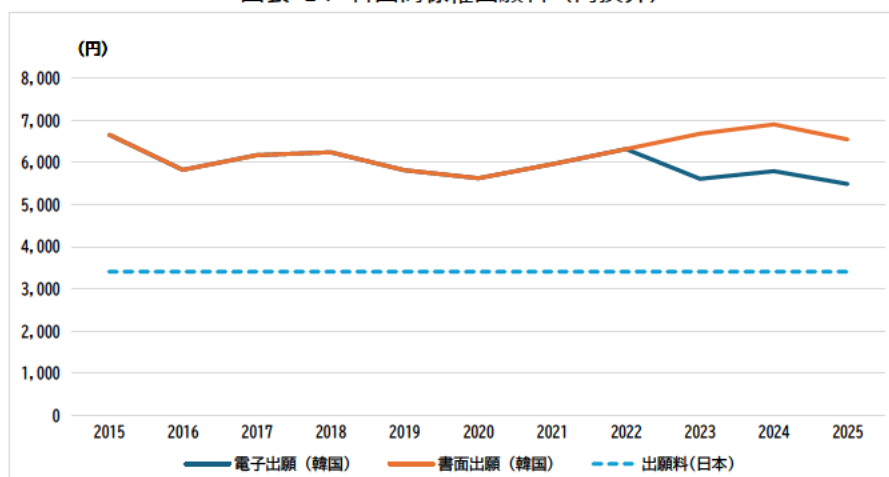
項目	施行日	金額(ウォン)	備考
基本料金	2023/8/1	12,000	1~3 年/年間
		25,000	4~6 年/年間
		60,000	7~9 年/年間
		160,000	10~12 年/年間
		240,000	13~15 年/年間
追加料金	2023/8/1	4,000	1~3 年/年間
		9,000	4~6 年/年間
		14,000	7~9 年/年間
		20,000	10~12 年/年間
		20,000	13~15 年/年間

(4) 商標権

① 出願料

項目	施行日	金額(ウォン)	備考
電子出願	2023/8/1	52,000	指定商品追加料金がかかる
	改正前	62,000	
書面出願	2023/8/1	62,000	
	改正前	72,000	

図表 14 韓国商標権出願料 (円換算)



※三菱 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場もとに算定

② **調査料**

制度上、設けられていない。

③ **審査料**

制度上、設けられていない。

④ **登録料**

制度上、設けられていない。

5. 日本特許庁(JPO)

(1) 特許権

① 出願料

項目	施行日	金額(円)	備考
特許出願	2016/4/1	14,000 円	
		22,000 円	外国語書面出願
		74,000 円	特許権存続期間の延長登録出願（医薬品等）
		43,600 円	特許権存続期間の延長登録出願（期間補償のための延長登録の出願をする場合）
	2009/6/22	15,000 円	
		24,000 円	外国語書面出願

② 調査料

制度上、設けられていない。

③ 審査料

項目	施行日	金額(円)	備考
出願審査請求	2019/4/1	138,000 円 + (請求項の数 × 4,000 円)	平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降の出願
		83,000 円 + (請求項の数 × 2,400 円)	（特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願） 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降の国際出願日を有する出願
		124,000 円 + (請求項の数 × 3,600 円)	（特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願） 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降の出願
		110,000 円 + (請求項の数 × 3,200 円)	（特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合） 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降の出願

項目	施行日	金額(円)	備考
		19,000 円	誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降の出願
出願審査請求	2011/8/1	118,000 円 + (請求項の数 × 4,000 円)	平成 31 年（2019 年）3 月 31 日以前の出願
		71,000 円 + (請求項の数 × 2,400 円)	(特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願) 平成 31 年（2019 年）3 月 31 日以前の国際出願日を有する出願
		106,000 円 + (請求項の数 × 3,600 円)	(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願) 平成 31 年（2019 年）3 月 31 日以前の国際出願日を有する出願
		94,000 円 + (請求項の数 × 3,200 円)	(特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合) 平成 31 年（2019 年）3 月 31 日以前の出願
		19,000 円	誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正
出願審査請求 ※平成 16 年 4 月 1 日以降の出願	2009/6/22	168,600 円 + (請求項の数 × 4,000 円)	平成 16 年 4 月 1 日以降の出願
		101,200 円 + (請求項の数 × 2,400 円)	(特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願)
		151,700 円 + (請求項の数 × 3,600 円)	(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)
		134,900 円 + (請	(特定登録調査機関が交付した

項目	施行日	金額(円)	備考
		求項の数 × 3,200 円)	調査報告書を提示した場合)
出願審査請求 ※昭和 63 年 1 月 1 日か ら平成 16 年 3 月 31 日ま での出願	2009/6/22	84,300 円 + (請 求項の数 × 2,000 円)	昭和 63 年 1 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの出願
		16,900 円 + (請 求項の数 × 400 円)	(特許庁が国際調査報告を作成 した国際特許出願)
		67,400 円 + (請 求項の数 × 1,600 円)	(特許庁以外が国際調査報告を 作成した国際特許出願)
		50,600 円 + (請 求項の数 × 1,200 円)	(特定登録調査機関が交付した 調査報告書を提示した場合)
		77,300 円 + (発 明の数 × 9,000 円)	(昭和 62 年 12 月 31 日以前の 出願とみなされるもの)

④ 登録料

項目	施行日	金額(円)	備考
第 1 年から第 3 年まで	2022/4/1	毎年 10,300 円 + (請求項の数 × 900 円)	平成 16 年 (2004 年) 3 月 31 日までに審査請求をした出願
		毎年 4,300 円 + (請求項の数 × 300 円)	平成 16 年 (2004 年) 4 月 1 日 以降に審査請求をした出願
第 1～3 年まで毎年	2016/4/1	2,100 円 + 請求項数 × 200 円	平成 16 年 4 月 1 日以降に審査 請求をした出願 (特許法第 107 条第 1 項)
第 1～3 年まで毎年	2009/6/22	11,400 円 + 請求項 数 × 1,000 円	昭和 63 年 1 月 1 日以降の出願
		2,300 円 + 請求項 × 200 円	・平成 16 年 3 月 31 日までに審 査請求をした出願
		7,500 円 + 請求項数 × 4,900 円	昭和 62 年 12 月 31 日以前の出 願
		1,500 円 + 請求項数 × 1,000 円	・平成 16 年 4 月 1 日以降に審査 請求をした出願

⑤ PCT 調査料^{16 17 18}

項目	施行日	金額(円)	備考
日本特許庁が ISA となる 場合の国際調査料（日本 語）	2022/4/1	143,000 円	
	2016/4/1	70,000 円	
日本特許庁が ISA となる 場合の国際調査料（英 語）	2022/4/1	169,000 円	
	2016/4/1	156,000 円	
欧州特許庁が ISA となる 場合の国際調査料	2026/4/1	345,900 円	国際出願日が 2026 年 4 月 1 日以降
		323,700 円	国際出願日が 2026 年 3 月 31 日以前
シンガポール知的財産庁が ISA となる場合の国際手数 料	2026/4/1	272,900 円	国際出願日が 2026 年 1 月 1 日以降
		272,900 円	国際出願日が 2026 年 1 月 1 日以降
インド特許庁が ISA となる 場合の国際手数料	2026/4/1	16,900 円（法人の 場合）	国際出願日が 2026 年 1 月 1 日以降 ※出願人が複数人のときは、出 願人全員が個人の場合
		4,200 円（個人の場合*1）	
		17,600 円（法人の 場合）	国際出願日が 2025 年 12 月 31 日以前 ※出願人が複数人のときは、出 願人全員が個人の場合
		4,400 円（個人の場合*1）	

(2) 実用新案権

① 出願料

項目	施行日	金額(円)	備考
実用新案登録出願		14,000 円	実用新案については、出願料と 併せて第 1 年から第 3 年までの 実用新案登録料を出願時に納 付する必要がある
		14,000 円	実用新案法第 48 条の 5 第 1 項の規定による手続
		14,000 円	実用新案法第 48 条の 16 第 1 項の規定による申出

¹⁶ <https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/document/kokuryo/syutugan.pdf> [最終アクセス：2026 年 3 月 27 日]

¹⁷ https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/kaisei/2022_ryokinkaitei.html [最終アクセス：2026 年 3 月 27 日]

¹⁸ https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/kaisei/fy27_ryoukinkaitei.html [最終アクセス：2026 年 3 月 27 日]

② 調査料

制度上、設けられていない。

③ 審査料

項目	施行日	金額(円)	備考
実用新案技術評価請求	2009/6/22	42,000 円 + (請求項の数 × 1,000 円)	平成 6 年 1 月 1 日以降の出願
		8,400 円 + (請求項の数 × 200 円)	(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)
		33,600 円 + (請求項の数 × 800 円)	(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)
出願審査請求	2009/6/22	46,500 円 + (請求項の数 × 1,100 円)	昭和 63 年 1 月 1 日から平成 5 年 12 月 31 日の出願

④ 登録料

項目	施行日	金額(円)	備考
第 1 年から第 3 年まで	2009/6/22	毎年 2,100 円 + (請求項の数 × 100 円)	平成 17 年 4 月 1 日以降の出願
		毎年 7,600 円 + (請求項の数 × 700 円)	平成 6 年 1 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日の出願
		毎年 8,500 円 + (請求項の数 × 800 円)	昭和 63 年 1 月 1 日～平成 5 年 12 月 31 日の出願
		毎年 9,300 円	昭和 62 年 12 月 31 日以前の出願

⑤ PCT 調査料

項目	施行日	金額(円)	備考
国際調査手数料 国際調査機関： 日本国特許庁 (ISA/JP)		国際出願（日本語） 1 件につき 143,000 円	国際出願日が 2022 年 4 月 1 日以降
		国際出願（英語） 1 件につき 169,000 円	同上

(3) 意匠権

① 出願料

項目	施行日	金額(円)	備考
意匠登録出願	2009/6/22	16,000 円	
秘密意匠の請求	2009/6/22	5,100 円	

② 登録料

項目	施行日	金額(円)	備考
第 1 年から第 3 年まで	2009/6/22	毎年 8,500 円	

(4) 商標権

① 出願料

項目	施行日	金額(円)	備考
商標登録出願	2009/6/22	3,400 円 + (区分数 × 8,600 円)	
		6,800 円 + (区分数 × 17,200 円)	防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願

② 登録料

項目	施行日	金額(円)	備考
商標登録料	2019/4/1	区分数 × 32,900 円	
		区分数 × 17,200 円 ※1	分納額 (前期・後期支払分)
		区分数 × 43,600 円	更新登録申請
		区分数 × 22,800 円 ※2	分納額 (前期・後期支払分)
		30,000 円	商標権の分割申請
		区分数 × 32,900 円	防護標章登録料
		区分数 × 37,500 円	防護標章更新登録料
商標 (防護標章) 登録料	2009/6/22	区分数 × 37,600 円	
		区分数 × 21,900 円	分納額 (前期・後期支払)
		区分数 × 41,800 円	防護標章更新登録料
		30,000 円	商標権の分割申請
		区分数 × 48,500 円	更新登録申請
		区分数 × 28,300 円	分納額 (前期・後期支払)

※1 分割納付における前期分の設定登録料の納付日又は納付期限が令和 4 年 (2022 年) 3 月 31 日以前である場合の、後期分の設定登録料は、改正政令附則第 3 条により、施行日 (令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日) 以降の納付であっても旧

料金（区分数×16,400円）を適用します。

※2 分割納付における前期分の更新登録料の納付日又は納付期限が令和4年（2022年）3月31日以前である場合の、後期分の更新登録料は、改正政令附則第3条により、施行日（令和4年（2022年）4月1日）以降の納付であっても旧料金（区分数×22,600円）を適用します。

6. 各国手数料と日本の手数料の比較

知的財産権の各国手数料について、2025年での料金ならびに2015年を1.00とした場合の2025年の変化率を整理した。

整理にあたっては、各国通貨ベースで整理するとともに、わが国の料金との相対比較ができるよう為替換算による日本円ベースで整理した。

(1) 各国通貨ベース

① 全体の動向

各国通貨ベースで2015年から2025年にかけての手数料についてみると、米国、欧州で引き上げ、中国、韓国で据え置きとなっている。韓国においては、産業財産権の出願料は、いずれも電子と書面に区分され、電子の方が書面よりも手数料が割引かれている。欧州、中国においても電子、書面の区分が散見され、いずれも電子の方が書面よりも手数料が割引かれている。

② 特許権

米国では、いずれの手数料も、企業規模に応じて、大企業、小規模、零細に区分されている。2015年から2025年の変化率をみると、大企業で引き上げ、小規模、零細で据え置きとなっていて、小規模、零細の知財活動を促す意図が伺える。

欧州では、出願料が電子、書面に区分されている。書面の料金は電子の約2倍であり、2015年～2025年の変化率をみると、どちらも引き上げとなっているが、電子よりも書面の引き上げ率が高く、電子出願へと誘導していきたい意図が伺える。

③ 意匠権

出願料は、米国で引き上げ、その他で据え置きとなっている。米国の手数料は、特許権同様、企業規模で区分されているが、いずれの区分でも2015年から2025年にかけて引き上げられている。ただし、大企業に比べ、小規模、零細の引き上げ率は抑えられている。

④ 商標権

出願料は、米国で引き上げ、欧州で引き下げ、その他で据え置きとなっている。米国の手数料は、他の産業財産権と異なり、企業規模で区分されなく一本化されている。欧州、中国、韓国では電子、書面の区分が設けられ、いずれも電子の方が書面よりも料金が割引かれている。

(2) 日本円ベース

円相場は近年円安基調となっているため、日本円ベースでみると、米国、欧州では一部手数料の引き下げが行われているものの、わが国の手数料との価格差が大きくなっており、日本からの現地出願にあたっては割高感が増していることが伺える。据え置き傾向となっている中国、韓国についても、円安基調のため、相対的に割高感が増していることが伺える。逆に、海外からわが国への出願は、割安感が増していて、現地企業の出願が増していくことも見込まれる。

海外出願の促進に向けては、為替を考慮した手数料などの価格差支援とともに、為替による手数料の割安感を背景とした海外の競合企業の国内市場への参入を見越した、国内における権利保護といった知財経

営の視点からの対応が求められる。

図表 15 各国手数料の一覧（2025年）各国通貨ベース

		米国(USD)			欧州(EURO)		中国(元)		韓国(ウォン)				日本(円)	
		大企業	小規模	零細	電子	書面	電子	書面	電子(韓国語)	電子(外国語)	書面(韓国語)	書面(外国語)	日本語	外国語
特許権	出願料	350 1.25	140 1.00	70 1.00	135 1.13	285 1.36	900 1.00		46,000 1.00	73,000 1.00	66,000 1.00	93,000 1.00	14,000 0.93	22,000 0.92
	調査料	770 1.28	308 1.03	154 1.03	1,845 0.98		2,100 1.00							
	審査料	880 1.22	352 0.98	176 0.98	1,080 1.18		3,500 1.00		166,000 1.16				138,000 1.17	
	登録料	1,290 1.34	516 1.08	258 1.08	2,135 1.17		900 1.00		13,000 1.00				4,300 2.05	
実用新案権	出願料						500 1.00		20,000 1.00	32,000 1.00	30,000 1.00	42,000 1.00	14,000 1.00	
	調査料												143,000 1.00	
	審査料								71,000 1.00				42,000 1.00	
	登録料						600 1.00		12,000 1.00				2,100 1.00	
意匠権	出願料	300 1.67	120 1.33	60 1.33	350 1.00		500 1.00		94,000 1.00		104,000 1.00		16,000 1.00	
	調査料	300 2.50	120 2.00	60 2.00										
	審査料	700 1.52	280 1.22	140 1.22										
	登録料	1,300 2.32	520 1.86	260 1.86			600 1.00		12,000 1.00				8,500 1.00	
商標権	出願料	350 1.25			850 0.94	1,000 0.95	270 1.00	300 1.00	52,000 1.00		62,000 1.00		3,400 1.00	
	調査料													
	審査料													
	登録料						450 1.00	500 1.00					32,900 1.50	

※下段は 2015 年を 1.00 とした場合の変化率

図表 16 各国手数料の一覧（2025年）円ベース

		米国			欧州		中国		韓国				日本	
		大企業	小規模	零細	電子	書面	電子	書面	電子(韓国語)	電子(外国語)	書面(韓国語)	書面(外国語)	日本語	外国語
特許権	出願料	53,100 1.57	21,200 1.25	10,600 1.25	22,100 1.37	46,800 1.66	18,900 1.09		5,120 1.04	8,120 1.04	7,350 1.04	10,350 1.04	14,000 0.93	22,000 0.92
	調査料	116,800 1.61	46,700 1.29	23,400 1.29	302,700 1.20		44,200 1.09							
	審査料	133,500 1.53	53,400 1.22	26,700 1.22	177,200 1.44		73,600 1.09		18,480 1.20				138,000 1.17	
	登録料	195,700 1.68	78,300 1.35	39,100 1.34	350,200 1.43		18,900 1.09		1,450 1.04				4,300 2.05	
実用新案権	出願料						10,500 1.09		2,230 1.04	3,560 1.04	3,340 1.04	4,670 1.04	14,000 1.00	
	調査料												143,000 1.00	
	審査料								7,900 1.04				42,000 1.00	
	登録料						12,600 1.10		1,340 1.04				2,100 1.00	
意匠権	出願料	45,500 2.09	18,200 1.67	9,100 1.69	57,400 1.22		10,500 1.09		10,460 1.04		11,580 1.04		16,000 1.00	
	調査料	45,500 3.14	18,200 2.49	9,100 2.53										
	審査料	106,200 1.91	42,500 1.53	21,200 1.53										
	登録料	197,200 2.91	78,900 2.33	39,400 2.33			13,000 1.08		1,340 1.04				8,500 1.00	
商標権	出願料	53,100 1.57			139,400 1.15	164,100 1.16	5,700 1.10	6,300 1.09	5,790 1.04		6,900 1.04		3,400 1.00	
	調査料													
	審査料													
	登録料						9,500 1.10	10,500 1.09					32,900 1.50	

※各年公表仲値(TTM)の年間平均値をもとに日本円に換算

※下段は 2015 年を 1.00 とした場合の変化率

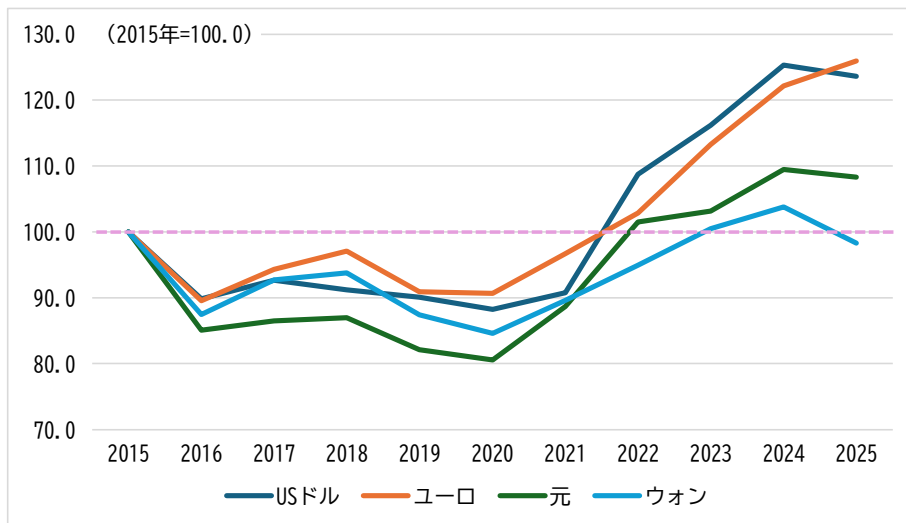
【参考】

各国通貨の為替相場を踏まえた 2015 年以降の各国手数料の推移を整理する。各国通貨の為替相場を下記に整理する。

2015 年を基準に為替相場をみると、いずれの通貨も、2020 年を境に円安方向へと転じ、日本円の相対的な価値が低下傾向にある。US ドル、ユーロ、元は、2021 年までは 2015 年よりも円高となっていたが、2021 年を境に円安へ転じ、拡大している。一方、ウォンは 2022 年までは 2015 年よりも円高となっていたが、2023 年以降、2015 年と同程度で推移している。

為替相場が円安基調となっていることにより、日本企業が海外へ出願する際のコスト競争力が低下していることがうかがえる。

図表 17 各国通貨の平均為替相場の推移



※各年公表仲値(TTM)の年間平均をもとに算定

出所) 三菱 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場

III. 各国における中小企業を対象とした知財関連海外展開支援策調査

公開情報をもとに、米国、英国、ドイツ、中国、韓国、豪州における、各国の中小企業（SME）による海外での知的財産活動に対する支援策を整理した。整理にあたっては、各国の①海外での権利化に関する支援策、②海外での侵害対策に関する支援策、③海外でのリスク対策に対する支援策（特に海外での知財紛争などのトラブルに対応する知財保険に関するもの）を対象とした。

なお、別途各国知財庁ならびに特許法律事務所へのアンケート調査・ヒアリング調査を実施し、その結果をもとに、公開情報の補完をおこなっている。

1. 米国

(1) 海外での権利化に関する支援策

① State Trade Expansion Program (STEP)¹⁹

所管機関	・ 米国中小企業庁（SBA）
目的	・ 米国中小企業の輸出及び海外市場進出の促進
概要	・ 米国中小企業庁（SBA）が各州政府へ予算を交付し、各州が特許・商標・意匠の国際出願費用を含む海外展開に要する費用を補助する。 ・ 州によって知財関連の経費が補助対象となるか異なる。
支援対象	・ 対象者の要件が州毎に定められている。 ・ 例えば、ワシントン州では SBA が定める中小規模企業規模等に加え、事業拠点を有し、1年以上の営業実績があり、明確な輸出計画を有すること等を要件としている。 ²⁰
支援内容	・ 支援額・補助率は州により異なる（年度によって異なるが、例として年間でワシントン州は最大 1 万米ドル等）。 ・ ワシントン州では USPTO 経由の国際出願(特許)を補助対象とし、外国特許庁への出願の場合、対象外とするなどの制限を設けている。
支援実績	・ 2010 年の創設以来、2024 年度時点で STEP は 2.55 億ドルの補助金を交付。68 億ドル以上の輸出実績を有する ²¹ 。
必要な手続き等	・ 各州 STEP 公式サイトからの申し込み。事業計画書、見積書、支出証憑書類、事後報告（成果記載）等の提出が必要
その他	—

¹⁹ SBA HP <https://www.sba.gov/funding-programs/grants/state-trade-expansion-program-step> [最終アクセス日：2025 年 9 月 26 日]

²⁰ Washington State Department of Commerce 「STEP Export Voucher program」
<https://www.commerce.wa.gov/export-assistance/export-vouchers/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 26 日]

²¹ SBA 「SBA Administrator Guzman Announces \$20M in Grants for States to Boost Small Business Exports」
<https://www.sba.gov/article/2024/09/25/sba-administrator-guzman-announces-20m-grants-states-boost-small-business-exports> [最終アクセス日：2025 年 9 月 26 日]

(2) 海外での侵害対策に関する支援策

① IP Attaché Program²²

所管機関	・ 米国特許商標庁 (USPTO)
目的	・ 米国企業の知的財産権保護と国際的な知財制度改善の推進
概要	・ USPTO が世界 13 拠点に配置した知財専門官 (アタッシェ) が米国企業や代理人の相談に応じ、外国市場への参入や現地での権利取得・執行に関する課題解決を支援する。
支援対象	・ 米国企業 (中小企業含む)、米国の権利者、法律代理人
支援内容	・ 外国政府関係者への問題提起、知的財産法、執行、管理に関する研修市民啓発プログラム等を行う。 ・ 例として有害・危険物の流入防止、模倣品・海賊版対策 (海外での処罰) 等に対する助言を受けることができる。
支援実績	・ 2024 年には 5,989 件のステークホルダー支援を実施
必要な手続き等	・ 各アタッシェの連絡先 (USPTO サイトに掲載) にメールや電話で相談。費用は無料
その他	・ 対象国はブラジル、中国、英国、インド等

② STOP fakes²³

所管機関	・ 米国商務省国際貿易局 (ITA)
目的	・ 米国企業の知的財産権の侵害防止と模倣品対策の支援
概要	・ 米国政府による知財関連保護支援のワンストップポータルサイト ・ 国別の知財ツール、模倣品対策等の研修イベント情報等が掲載されている。
支援対象	・ 海外展開を検討・実施する米国企業 (特に中小企業)
支援内容	【STOP fakes Roadshows】 ・ 専門家による 1 日セミナー。海外市場での知財保護、電子取引サイトにおける模倣品対策等について情報提供を行う。 【知的財産権 (IPR) ツールキット】 ・ HP 上で国別のハンドブックを公開。現地の特許、商標、著作権、営業秘密の保護制度、当局や裁判手続き、国際条約の概要などが記載
支援実績	【STOP fakes Roadshows】 ・ 参加者数や相談件数は確認されていないが、複数の政府機関が参加するセミナーとなっている。
必要な手続き等	【STOP fakes Roadshows】 ・ 事前登録が必要。参加費は無料または低額 【IPR ツールキット】 ・ ウェブサイトから無料で閲覧・ダウンロード可能
その他	—

²² USPTO HP <https://www.uspto.gov/ip-policy/ip-attache-program> [最終アクセス日：2025 年 9 月 26 日]

²³ ITA 「STOP fakes」 <https://www.stopfakes.gov/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 26 日]

③ IP Protect Initiative²⁴-国家知的財産権調整センター（IPR Center）

所管機関	・ 国家知的財産権調整センター（IPR Center）
目的	・ 中小企業に対する知的財産リスク（模倣品、詐欺、サイバー攻撃等）への保護
概要	・ 2021年に発足した知的財産保護支援イニシアチブ。IPR Centerが主導しミシガン州立大学模倣品・製品対策センター（A-CAPP）、各地域の国土安全保障局（HIS）と地元連携し、中小企業向けに知財侵害に対する予防、リスク認識向上、対応支援のための相談・情報提供を行う。
支援対象	・ 米国内の中小企業（海外展開を予定する企業含む）
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知財侵害（模倣品・海賊版等）、詐欺被害の相談受付窓口の紹介（HIS オフィスの担当者） ・ サイバー攻撃・データ漏洩へのブランド情報提供 ・ ブランド保護へのベストプラクティス共有 ・ コンテンツ権利保護 ・ ソフトウェア・開発保護 ・ 商標登録手続きに関するガイドライン
支援実績	・ 中小企業向けのブランド保護ガイドが A-CAPP のウェブサイト ²⁵ で公開されている。
必要な手続き等	・ IPR Center の HP から案内フォームを通じて相談申込
その他	—

(3) 海外でのリスク対策に関する支援策

公開情報調査からは情報が得られなかった。

²⁴ IPR Center 「IP Protect」 <https://www.iprcenter.gov/events/ip-protect-form> [最終アクセス日：2025年9月26日]

²⁵ A-CAPP, Michigan State University 「Guide to Brand Protection for Small and Medium Sized Enterprises」 <https://a-capp.msu.edu/guide-to-brand-protection-for-small-and-medium-sized-enterprises/> [最終アクセス日：2025年9月26日]

2. 英国

(1) 海外での権利化に関する支援策

① UKIPO「IP Advance」制度 (IP Audit・IP Access) ²⁶

所管機関	・ 英国知的財産庁 (UKIPO)
目的	・ 英国知的財産庁 (UKIPO) が 2024 年に開始したパイロット的な財政支援制度「IP Advance」は、中小企業 (SME) が自社の知的財産を有効活用し成長につなげることを支援する。
概要	・ IP Advance は段階的 (tiered) な資金助成プログラムで、IP Audit、IP Access の 2 つの支援メニューが存在 【IP Audit (知財監査)】 ・ 資格ある IP 専門家による自社 IP の棚卸し・戦略提言を受ける際の費用を一部補助 【IP Access】 ・ IP Audit の結果に基づく施策実行や知財戦略の具体化に必要な専門家支援費用を補助
支援対象	・ 英国内に拠点を置き、上記支援が必要と認められる中小企業 (従業員 250 人未満等の SME) が対象 ・ Innovate UK や地方政府機関による企業成長支援プログラムに参加し、知財マネジメント面で専門支援の利益を享受できると判断された企業が応募資格を得る。
支援内容	【IP Audit】 ・ IP 専門家による監査費用の合計 £3,000 (税込) に対し、UKIPO が £2,250 を負担し企業側は £750 を負担 【IP Access】 ・ 監査結果に基づく知財戦略実行や追加の IP 専門家からの助言費用について、最大 £2,250 (税込) を UKIPO が補助し、企業は少なくとも同額を負担 ※両メニューは独立し、IP Audit、IP Access の個別申請が可能
支援実績	・ 本制度は 2024 年開始のパイロット段階であり、具体的な利用件数・支給額等の実績データは記載なし
必要な手続き等	・ 申請は同制度の実施パートナーであるビジネス支援機関を通じて実施 ・ Innovate UK (英国のイノベーション支援機関) や各地域の政府系ビジネス支援組織 (ウェールズ政府、スコットランド Enterprise、Highlands and Islands Enterprise、南スコットランド Enterprise、北アイルランド開発公社 Invest NI) が窓口
その他	・ 本制度は 2024 年に試行開始され、従来から人気のあった IP 監査助成制度を発展させた施策である。

²⁶ <https://www.cipa.org.uk/news/uk-ipo-launches-new-sme-financial-support-scheme-ip-advance/> [最終アクセス日：2025 年 10 月 21 日]

(2) 海外での侵害対策に関する支援策

① UKIPO「海外知的財産アタッシェ (IP Attaché) ネットワーク」^{27 28}

所管機関	<ul style="list-style-type: none"> 英国知的財産庁 (UKIPO)
目的	<ul style="list-style-type: none"> IP アタッシェネットワークは、英国企業が海外の新興市場に進出する際に直面する知的財産課題への支援を目的として 2011 年に創設 創設当時、英国企業 (特に SME) の海外展開において知財紛争や模倣品問題が大きな障害となっていたことから、現地での助言・支援体制を構築し「英国企業の知的財産権を海外でも確実に保護する」ことを目指すことで、中小企業の海外進出と国際競争力強化を図ることも目的としている。
概要	<ul style="list-style-type: none"> 本ネットワークでは、知財の専門知識を持つ「知的財産リエゾンオフィサー (通称アタッシェ)」を英国大使館・高等弁務官事務所に配置し、現地で英国企業をサポート 2025 年現在、アタッシェは中国、東南アジア (シンガポール拠点)、インド、ラテンアメリカ、北米、中東など世界主要地域に配置されており、現地の英国大使館のビジネス担当部局 (旧 DIT、現 DBT) や外務省 FCDO と連携して活動 アタッシェは現地企業文化や法制度に精通した IP のエキスパートで、英国企業からの個別相談に応じるほか、企業向けセミナー開催や各国政府との知財協議にも従事している。サービスは無料で提供され、加入料等も不要
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> 英国に拠点を置き、海外 (特に中国、インド、東南アジア、米国、南米、中東等) で事業展開中または展開予定の全ての企業が対象 自社で十分な知財対応力を持たない中小企業・ベンチャー企業が主な利用者。2014 年時点の政府統計では当該ネットワーク利用組織の約 80% が SME である。
支援内容	<p>【個別相談・助言】</p> <ul style="list-style-type: none"> 英国企業からの問い合わせに対し、現地で特許・商標を取得する方法、模倣品対策の手段、現地の執行制度の概要など専門的アドバイスを提供 <p>【侵害事案のサポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業が現地で模倣品被害や警告状を受け取った場合、アタッシェが現地当局 (警察や税関) との連絡調整や、信頼できる現地弁護士の紹介など支援を実施 <p>【知財セミナー・研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地の支援機関等と連携し、知財保護の勉強会やウェビナーを開催 <p>【政府間連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各国政府の知財機関や法執行機関と対話し、制度整備や問題解決に向けた協力を推進
支援実績	<ul style="list-style-type: none"> 2012～2019 年で、アタッシェは直接的な一対一の支援を延べ約 2,000 社の英国企業に提供

²⁷ <https://www.gov.uk/government/publications/uk-overseas-intellectual-property-attache-network#:~:text=Thinking%20of%20doing%20business%20in,attach%C3%A9s> [最終アクセス日: 2025 年 10 月 21 日]

²⁸ <https://static.eurofound.europa.eu/covid19db/cases/GB-2011-12667.html#:~:text=The%20network%2%A0was%20first%20introduced%20in,in%20these%20four%20emerging%20markets> [最終アクセス日: 2025 年 10 月 21 日]

	<ul style="list-style-type: none"> 各地で 1,000 回以上の企業向けアウトリーチイベント（説明会・セミナー）を開催、累計 31,000 社以上の英国輸出企業が参加 2018 年単年では、アタッチェが対応した知財係争案件の経済規模（放置すれば失われ得た企業収益）は推計 1 億 1,500 万ポンド相当に上る。
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 英国知的財産庁のサイト上に各アタッチェの連絡先が公開されており、企業はメールや電話で直接問い合わせ可能 フォーム等は不要で、相談内容に応じてアタッチェや本国 IPO 担当者がフォローアップ。利用に際して料金は一切かからず（税金で賄われる公的サービス）、秘密保持にも十分配慮されている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> プログラム運営には年間約 100 万ポンドの予算が UKIPO より投じられており、これは英国での商標・特許登録料収入から賄われている。

(3) 海外でのリスク対策に関する支援策

① 知的財産訴訟費用保険（IP Insurance）情報提供と活用支援²⁹

所管機関	<ul style="list-style-type: none"> 英国政府
目的	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産保険（IP Insurance）は、企業が特許侵害訴訟など高額な法的係争に直面した際の費用リスクをカバーするための民間保険商品 英国政府自体が保険を提供しているわけではないが、中小企業が海外での知財係争費用負担に備える手段としてこの IP 保険の活用を促進・周知することを目的に、UKIPO は情報提供や市場連携を図っている。 中小企業が「訴訟費用負担の不安から海外展開や権利行使を諦める」ことを防ぐことが狙い
概要	<ul style="list-style-type: none"> 知財保険は主にリーガルエクスペンス保険（Legal Expenses Insurance）の一種で、知財関連の法的紛争に伴う費用を補償する商品 具体的には、(a)他社に対する知財権侵害の差止訴訟費用、(b)他社から提起された侵害訴訟の防御費用、(c)損害賠償金（万一敗訴し損害賠償を支払う場合の金額）、(d)権利有効性争訟の費用（特許無効審判などにおける防御費用）などを補償範囲とする保険を市販 保険によっては、侵害調査のための法的意見取得費用のみをカバーする簡易版から、訴訟費用・和解金・営業損失まで包括補償する高額保険まで多種多様 地理的にも英国国内のみカバーするものから、欧州全域、米国含む全世界といった範囲で選択でき、米国を含むほど保険料は高額になる。 UKIPO は公式ガイダンスでこれら商品の存在を紹介し、企業が自社に適した保険を検討する際の基礎知識を提供
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> 保険そのものは民間サービスであり全企業が加入可能だが、特に中小企業やスタートア

²⁹ <https://www.gov.uk/guidance/intellectual-property-insurance#:~:text=All%20businesses%20have%20IP%20and,infringing%20the%20rights%20of%20others> [最終アクセス日：2025 年 10 月 21 日]

	<p>ップで資金体力が低く、知財係争リスクに対する耐性が弱い層を対象としている。</p>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府による直接補助はないが、情報提供と周知啓発が支援内容 ・ UKIPO はウェブ上で「Intellectual Property Insurance」の解説ページを公開し、保険の仕組みや種類、加入時の留意点など詳細に説明し、中小企業が判断に必要な実務情報を提供
支援実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載なし（知財保険自体の加入件数等は民間データであり、政府支援の実績という形では不明）
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険加入自体は各企業が民間の保険会社・ブローカーに直接問い合わせで行う。 ・ 政府機関への申請や補助金交付は無く、通常の保険契約手続き
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国政府内では、中小企業金融支援策の一環として知財保険の普及が議論されている。 ・ IPO は 2017 年に公表した知財金融の将来計画の中で「中小企業が知財係争リスクに備えるための保険市場の活性化」に触れており、産業界・保険業界との連携強化を掲げているが、直接補助や制度化には至っておらず、欧州各国（例えばフランスの特許保険補助金など）と比べ具体策に乏しいとの指摘もある。 ・ 英国 IPO は、中小企業こそ IP 保険のメリットが大きいとしつつも、その認知度が低い現状を課題視している。

3. ドイツ

(1) 海外での権利化に関する支援策

① WIPANO プロジェクト（特許取得・活用支援）³⁰

所管機関	<ul style="list-style-type: none"> 連邦経済エネルギー省（BMWK）
目的	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の開発活動を促進し、発明の保護を促進し、知的財産権の活用を促進することを目的とする。
概要	<ul style="list-style-type: none"> 連邦経済エネルギー省（BMWK）が、中小企業の技術振興プログラム「WIPANO-特許及び規格による知識・技術移転」の一環として、特許の国際出願に係る相談費用に関して資金援助を行う。
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ドイツに事業所または事業拠点を有すること。 EU 規則（EU）No 651/2014 の付属書 I に記載されている有効な中小企業定義の基準を満たしていること。 商業経済分野における企業であること（例えば、協会、非営利株式会社は対象外）。 自身のために申請を行い、第三者（例えば、委任状、委任）に代わって申請を行わないこと。 申請から 3 年前までに、特許出願又は実用新案出願を行っておらず、かつ本助成を受けていないこと。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 特許の国際出願について、関連する海外の権利取得およびその出願要件に関する相談に係る助成金として、10,000 ユーロを限度として、費用の最大 50% が資金援助される。
支援実績 3132	<ul style="list-style-type: none"> 2016 年度から 2018 年度実績では承認率 93.2% 2016 年度から 2018 年度実績では、支援を受けた企業のうち、従業員 1 名から 5 名の企業が 75.8%、6 名から 10 名の企業が 9.2%、11 名から 49 名の企業が 12.2%、50 名から 249 名の企業が 2.8%を占める。
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトまたは活動を開始する前に、書面による助成金申請書を提出する。 申請書には、企業名および規模、プロジェクトの説明（開始日および終了日を含む）、プロジェクトの実施場所をドイツ語で記載する。 助成金申請書と共に、EU 規則 651/2014 付属書 I の定義に基づく中小企業としての分類に関する申請者の声明（中小企業声明）、企業の最新の商業登記簿謄本、発明について理解しやすい説明（プロジェクトの概要）、及び補助金に関連する事実および補助金詐欺の罰則について認識していることを表明した声明も提出する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特になし

³⁰ <https://www.innovation-beratung-foerderung.de/INNO/Navigation/DE/WIPANO/Patentierung-Unternehmen/patentierung-unternehmen.html> [最終アクセス日：2025 年 10 月 21 日]

³¹ https://www.isi.fraunhofer.de/content/dam/isi/dokumente/ccp/2019/Bericht_Evaluation_WIPANO_19-6-2019_Netzfassung.pdf [最終アクセス日：2026 年 2 月 22 日]

³² 海外での権利化の支援だけでなく、国内での権利化支援の実績も含まれる。

② Go International 資金提供プログラム³³

所管機関	・ バイエルン対外貿易センター(AWZ)
目的	・ バイエルン州の中小企業が新しい市場を開拓したり、海外での市場プレゼンスを確立または拡大したりすることを支援する。
概要	・ バイエルン州の中小企業が海外市場進出を目的として、意匠登録出願、商標登録出願、又は特許出願を行う場合に補助金を提供する。
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイエルン州に恒久的な施設を持っていること。 ・ 従業員数が 250 人未満で、年間売上高が 5,000 万ユーロ以下又は貸借対照表上の総資産が 4,300 万ユーロ未満、かつ大企業（中小企業以外）の 25%以上の出資が中小企業であること。 ・ 明らかな破産のリスクがないこと。
支援内容	・ バイエルン州の中小企業が海外へ意匠登録出願、商標登録出願、又は特許出願を行う場合、当該出願に必要な費用について、進出先の国毎に定められた金額を限度として支援を受けられる。
支援実績	・ Go International 資金提供プログラムのウェブサイトには当該プログラムを利用して成功した中小企業の成功事例が複数紹介されているものの、知的財産に係る支援を受けた企業は紹介されていない。 ³⁴
必要な手続き等	・ 所定の申請書に記入をし、バイエルン対外貿易センター(AWZ)へ提出する。
その他	・ 特になし

(2) 海外での侵害対策に関する支援策

① 中小企業向け市場開拓プログラム³⁵

所管機関	・ 貿易・投資振興機関 (GTAI)
目的	・ ドイツの技術やサービスを様々な業界で国際的により強く位置づけ、普及させ、ドイツの技術やノウハウの市場の可能性を高める。
概要	・ ドイツ貿易・投資振興機関 (GTAI)が、中小企業向け市場開発プログラム(MEP)の一環として、対象国における政治的および法的枠組み、取引条件、手順などの情報を無料で提供するイベントを開催
支援対象	・ ドイツに本社を置き、国際事業の確立や拡大に関心のある中小企業
支援内容	・ 対象国における政治的および法的枠組み、取引条件、手順などの情報を無料で提供する。
支援実績	・ 不明

³³ https://weltweit-erfolgreich.de/fileadmin/Bayern/Dateien/Antragsformular_GoInt_EFRE_V2_11032025_online.pdf [最終アクセス日：2025年10月21日]

³⁴ <https://weltweit-erfolgreich.de/bayern/foerdermittel/go-international/erfolgsgeschichten/seite-1/> [最終アクセス日：2025年10月21日]

³⁵ <https://www.gtai-exportguide.de/de/auslandsmaerkte/markterschliessungsprogramm/ueber> [最終アクセス日：2025年10月21日]

必要な手続き等	・ イベント毎に所定の方法で申し込む必要がある。
その他	・ 特になし

② 日本での法律関係のトラブル支援³⁶

所管機関	・ 連邦経済エネルギー省(BMWE)
目的	・ 日本におけるドイツの対外貿易促進
概要	・ 日本へ進出しているドイツ企業に対して、日本における法律関係のトラブルについてのアドバイスや適切な外部の弁護士の紹介を行う。
支援対象	・ 日本へ進出しているドイツ企業
支援内容	・ 連邦経済エネルギー省(BMWE)からの資金提供に基づき、ドイツ商工会議所が参加する在日ドイツ商工会議所は、日本へ進出しているドイツ企業に対して、日本における法律関係のトラブルについて、ドイツ語又は英語でアドバイスをすることができる。また適切な外部の弁護士を紹介することも可能である。
支援実績	・ 不明
必要な手続き等	・ 在日ドイツ商工会議所のウェブサイトにおけるオンラインフォーマットから申し込むことが可能
その他	・ 特になし

(3) 海外でのリスク対策に関する支援策

公開情報調査からは情報が得られなかった。

³⁶ <https://japan.ahk.de/de/dienstleistungen/recht-und-steuern> [最終アクセス日：2025年10月21日]

4. 中国

(1) 海外での権利化に関する支援策

① 専利出願行為の更なる厳格な規範化に関する国家知識産権局の通知（2021年1月27日公表）^{37 38}

所管機関	・ 国家知識産権局
目的	・ 特許出願の質的向上を目指し、補助金を段階的に縮小・廃止する。
概要	・ 地方政府も含め、出願に対する補助金政策の段階的に縮小・廃止する。
支援対象	－
通知内容	・ 「2021年6月末までに各専利出願段階の助成を全面的に取り消さなければならない。各地方は助成、奨励、補助などいかなる方式であっても、専利出願行為に財政資金の支援を提供してはならない。既存の地方の助成範囲は、権利を付与された発明専利（PCT及びその他のルートにより国外で授権された発明専利を含む）に限られるべきであり、助成方式は権利付与後に助成する方式を採用すべきである。助成対象に与えられた各級や各種の助成総額は、その専利権を取得するために納付した官庁費の50%を超えてはならず、専利年金や専利代理などの仲介サービス料を助成してはならない。粉飾・欺瞞の行為を働いて専利助成を詐取した場合は、期限を定めて支給した資金を取り戻さなければならない。「十四五」期間中、各地方は専利権付与への各種の財政援助を段階的に削減し、2025年までに全て取り止めなければならない。各地方は、専利助成に関する財政資金の使用管理の最適化に取り組み、専利の保護・活用を強化し、後続の転化・活用、行政保護及び公共サービスへの支援を重点的に強化しなければならない。」
支援実績	（－）
必要な手続き等	（－）
その他	・ 知財関連の保険サービスとして、特許や商標の出願人の損失リスクを抑制する方策として、権利登録に至らなかった場合の補償がなされる知財保険が存在する。 例：平安損害保険有限公司(寧波支店)の知財保険（6.マドリッド商標登録出願費用損失補償保険） ³⁹

³⁷ 国家知識産権局「専利出願行為の更なる厳格な規範化に関する通知」
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-01/27/content_5583088.htm [最終アクセス日：2025年10月21日]

³⁸ JETRO「中国における知財関連の法律・法規-部門規定・法規範等」
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/section.html> [最終アクセス日：2025年10月21日]

³⁹ 浙江省知識産権局「浙江知的財産ウェブサービス 平安損害保険有限公司(寧波支店)の知財保険」
<https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/mynews/500c106623b64edca1395e2d6520ac88.html> [最終アクセス日：2025年10月21日]

(2) 海外での侵害対策に関する支援策

① 海外知的財産紛争対応指導センター（国家・支部）

所管機関	・ 国家知識産権局等
目的	・ 国家海外知的財産権紛争対応指導センター ⁴⁰ は、国家知識産権局と中国国際貿易促進委員会が共同で設立を推進した機関であり、国家レベルで海外知的財産権に関する情報の収集・発信の仕組みを構築している。 ・ 企業の海外知的財産権紛争に対する指導や調整の体制を整え、企業が海外進出する際の知的財産リスクへの意識や、紛争への対応力の向上を支援している。
概要	・ 中国国内に約 70 の知財保護センターが設置されている中、10 の知財保護センター（北京市・江苏省・浙江省・安徽省・湖北省・広東省・四川省・上海市浦東新区・宁波市・深圳市）については、2021 年に国家海外知的財産紛争対応指導センターの地方支部（第一期）として位置づけられている。
支援対象	・ 海外展開を目指す中国企業
支援内容	■ 海外知財紛争対応ガイドンス（海外における知財紛争解決のコンサルティングサービス） ※海外知的財産紛争対応指導センター（深圳支部）の場合 ⁴¹ ・ 深圳市管轄区域内の自然人、法人、または非法人組織に対して、中国国外で発生した以下の種類の知的財産権紛争への、専門家による対応指導を行っている。 1. 商標、特許、地理的表示などの権利の有効性に関する紛争 2. 商標、特許、地理的表示などの権利帰属に関する紛争 3. 商標、特許、地理的表示などの侵害に関する紛争 4. 商標、特許などに関する貿易調査紛争 5. 商標、特許、地理的表示などのライセンスに関する紛争 6. 展示会における知的財産権紛争 7. 営業秘密に関する紛争 8. 深圳分センターがコンサルティングサービスを提供できるその他の知的財産権紛争 ・ 深圳支部で、指導専門家を指名・選定し、最終的に「紛争対応指導意見書」の作成がなされる。 ■ 海外での知財対応に関する情報提供 ・ 各国の知的財産関連法の整備状況 ⁴² や典型的な紛争事例や特定地域における訴訟件数などに関する情報提供 ⁴³ を実施している。加えて、海外専門家のデータベース ⁴⁴

⁴⁰ 国家知識産権局「国家海外知的財産権紛争対応指導センター」

<http://www.worldipguidance.cn/local.html> [最終アクセス日：2025 年 10 月 21 日]

⁴¹ 海外知的財産紛争対応指導センター（深圳支部）「海外知的財産紛争対応ガイドンス」

<http://www.sziprs.org.cn/szipr/hwwq/sadsda/> [最終アクセス日：2025 年 10 月 21 日]

⁴² 海外知的財産紛争対応指導センター（深圳支部）「核国の法律環境」

<http://www.sziprs.org.cn/szipr/hwwq/hwxzyk/flzy/> [最終アクセス日：2025 年 10 月 21 日]

⁴³ 海外知的財産紛争対応指導センター（深圳支部）「リスク予防・管理ガイドライン」

<http://www.sziprs.org.cn/szipr/hwwq/fxydzy/fxfkzy/> [最終アクセス日：2025 年 10 月 21 日]

⁴⁴ 海外知的財産紛争対応指導センター（深圳支部）「海外専門家データベース」

<http://www.sziprs.org.cn/szipr/hwwq/hwxzyk/hwzjk/> [最終アクセス日：2025 年 10 月 21 日]

	も提供している。
支援実績	(-)
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 海外知財紛争対応ガイダンスを利用する場合には下記資料を提出 (1) 「紛争対応指導申請書」を記入し、企業印または署名を押印。申請書には申請者名、紛争の種類、権利の種類、紛争発生国・地域、指導申請事項などを明記 (2) 「インフォームド・コンセント（知情同意書）」に署名 (3) その他、知的財産権紛争指導に関する関連資料を提出。指導に必要な法律文書、技術資料、証拠などを含む。
その他	(-)

(3) 海外でのリスク対策に関する支援策

① 民間知財保険情報提供プラットフォーム（浙江省）

所管機関	・ 浙江省
目的	・ 民間の知財保険サービス市場の新興を通じて、イノベーション支援を行うもの。
概要	・ 浙江省においては、特許・商標等の権利行使（証拠調査、訴訟・仲裁 等）を始めとする様々な知財保険商品を情報プラットフォーム ⁴⁵ で紹介をしている。
支援対象	・ 特許出願人・特許権者、特許ライセンシー、特許権の法定承継人、特許事務所、商標出願人・商標権者、地理的表示使用の承認者 等
支援内容	・ 保険会社は、知財関連の保険商品を提供。海外でのリスク対策に関する保険商品 ⁴⁶ としては、例えば、「中国太平洋損害保険株式会社」は浙江省において、①海外展示会をきっかけに生じた特許紛争への対応費用（代理人費用）に関する保険や、②海外における知的財産の法務費用（代理人費用、訴訟費用、鑑定料、仲裁費用）に関する保険サービスを提供している。
支援実績	-
必要な手続き等	-
その他	<p>【公開情報調査で得られた民間知財保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国人民财产保险股份有限公司が浙江省で提供する知財保険 https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/mynews/08e2bd1de94d4046ae2e85748d12c3b1.html 中国平安财产保险股份有限公司が浙江省で提供する知財保険 https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/mynews/500c106623b64edca1395e2d6520ac88.html 中国太平洋财产保险股份有限公司が浙江省で提供する知財保険 https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/mynews/cf983c8b62904

⁴⁵ 浙江省知識産権局「浙江知的財産ウェブサービス」

<https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/nav.html> [最終アクセス日：2025年10月21日]

⁴⁶ 浙江省知識産権局「浙江知的財産ウェブサービス 知的財産保険一覧」

<https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/zscqbx.html> [最終アクセス日：2025年10月21日]

	<p>0a5bf2b238336538a52.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 中華聯合財產保險股份有限公司が浙江省で提供する知財保険 https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/mynews/9a28ff65abe8433b9d0c4b5850662361.html 中国大地財產保險股份有限公司が浙江省で提供する知財保険 https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/mynews/5a71b26ea1d84df6ad4cbf3929dab40b.html 陽光財產保險股份有限公司が浙江省で提供する知財保険 https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/mynews/9a5225fe4c8d4edaa08fb81d23148a19.html 中国人寿財產保險股份有限公司が浙江省で提供する知財保険 https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/mynews/64262edb3b2c4857b8768706d6b9088c.html 太平科技保險股份有限公司が浙江省で提供する知財保険 https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/mynews/79752795a9004abdb082c069c1310dd4.html <p>地域によっては、民間の知財保険の活用促進（保険加入）を目的として、保険料に対する補助金を交付する取り組みが行われる場合もある。⁴⁷</p>
--	---

② 北京知識産権局「海外知的財産権保護支援」

所管機関	<ul style="list-style-type: none"> 北京知識産権局
目的	<ul style="list-style-type: none"> 北京市内の企業の海外展開を支援するもの。
概要	<ul style="list-style-type: none"> 海外における紛争対応の費用に対して金銭的な支援を行うもの。⁴⁸
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> 北京市内で法令に基づき登録された独立した法人格を持つ企業や事業体、社会組織であること。 申請団体は、存続中の北京市管轄内の企業法人、事業体法人、社会团体法人、基金法人、民間非企業団体法人、その他組織であること。 コンプライアンス管理やリスク防止などを含む、知的財産権管理体制が整備されていること。 紛争が発生した国・地域で、その知的財産権紛争を処理する権利基盤を持っていること。 プロジェクトに関する情報（営業秘密などを除く）、権利保護の経験、事例研究成果などを社会に公開し、他者が無償で利用できることを約束すること。

⁴⁷ 北京市知識産権局「北京市知的財産権海外紛争に関する法律費用保険の保険料補助」
<https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/ztl/zscqbxsd/tzgg48/436230377/index.html> [最終アクセス日：2025年10月21日]

⁴⁸ 北京市知識産権局「海外知的財産権保護支援」
<https://banshi.beijing.gov.cn/pubtask/task/1/110000000000/872bbdde-1b74-4a60-9088-a7da8dcfa90c.html?locationCode=110000000000> [最終アクセス日：2025年10月21日]

	<ul style="list-style-type: none"> 申請日前 3 年間に重大な違法・信用失墜リストに掲載されておらず、その他の信用失墜行為がないこと。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟費用、仲裁費用、弁護士費用、公証費用、調査費用、鑑定費用、検索・分析費用、コンサルティング費用など合理的な権利保護支出に対する財政的支援がなされるもの。設備購入費、人件費、旅費、接待費などは含まれない。 2 つの申請種別があり、①現在進行形の海外紛争対応支援と、②既に解決した海外紛争に対する支援がある。 申請対象となる海外知的財産権紛争や関連事項は、特許、商標、地理的表示に限られる。特許の有効性に関する争いは対象外。また、米国の 337 条調査や貿易制裁など、貿易政策に関する特別な手続きも対象外。さらに、海外保険など第三者の手段で十分な補償を受けている場合も対象外
支援実績	(-)
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 所定の書式・内容に従って記入し、各項目は空欄にしないこと。内容がない場合は「無」と記入すること。 申請する権利保護支援の対象となる紛争や重要事項の発生地は海外であること。申請は、現在進行中の案件への支援と、既に解決し有利な結果を得た案件への資金支援の 2 種存在。申請者は該当するタイプを選んで申請 申請団体の責任者は署名し、日付を記入し、団体印を押印 申請団体が所在する区の知的財産権局は「初審意見」と日付を記入し、責任者が署名し押印 申請書類は A4 サイズの用紙を使用し、両面印刷、申請通知の順序・部数に従い、製本して提出
その他	<ul style="list-style-type: none"> 「北京市特許保護・促進条例 第 21 条、第 22 条」、「北京市ビジネス環境最適化条例 第 16 条 第 3 項」、「北京市第 14 次五カ年知的財産権発展計画」の「企業の海外リスク防止体制の整備」などの関連規定に基づき、2025 年度の海外知的財産権権利保護支援事業の申請要件が定められている。 参考までに、深圳市における同種事業の年間予算は 3,000 万元とされている。⁴⁹

⁴⁹ 深圳市 市場監督管理総局「知的財産権分野における特別資金(保護)評価制度プロジェクトの 2025 年申請ガイドラインの発行通知」
https://www.sz.gov.cn/cn/xxgk/zfxxgj/tzgg/content/post_12212861.html [最終アクセス日：2025 年 10 月 21 日]

5. 韓国

(1) 海外での権利化に関する支援策

① 海外知的財産センター（IP-Center）支援事業⁵⁰

所管機関	・ 韓国知識財産処（MOIP）
目的	・ 韓国企業の中小企業の海外進出における知的財産紛争の防止と対応、模倣品の拡散防止、知的財産権侵害問題への迅速な初期対応支援
概要	・ 海外主要国に設置された IP-Center を通じて、現地での知財相談、権利化支援、侵害対応をワンストップで提供
支援対象	・ 海外市場に進出済み、または進出予定の韓国の中小企業（SMEs）および中堅企業。スタートアップ、外資系企業、商工会議所、産業支援機関、地方自治体は対象外
支援内容	・ 海外出願費用の一部補助（特許、商標、意匠） ・ 現地センターでの専門家によるコンサルティング、現地代理人の紹介 ・ セミナー・説明会の開催 ・ 紛争・侵害初動対応（調査、法律意見書、契約書作成）
支援実績	【海外出願費用の一部補助】 ・ 456 件（2024 年採択件数） ・ 主に商標保護に注力。出願支援件数は 2023 年以降、着実に増加し、米国および中国向けの出願が緩やかに増えている。申請者の大半は中小企業。目標件数は達成している。 【相談対応件数/派遣件数/紹介件数】 ・ 知的財産に関する相談：12,632 件 ・ 出張相談：130 件 ・ 代理人紹介を介した出願：456 件 【セミナー・説明会】 ・ 開催件数：85 件
必要な手続き等	・ MOIP 公式サイトまたは地域知的財産センターを通じて申請 ・ 事業計画書、費用見積書、企業規模証明書などを提出
その他	【海外出願費用の一部補助】 ・ 海外出願費用の 50%を補助 ・ 特許：1 件あたり最大 3,000 米ドル、商標・意匠：1 件あたり最大 2,000 米ドル ・ 年間上限：1 社につき年間最大 10 件、総額上限は 5,000 米ドル。件数は出願あたりの件数 ・ 課題：補助対象経費が限定的である、本支援の認知度が低いため、制度を浸透させるための取り組みを進めている。

⁵⁰韓国知識財産処（MOIP）「海外知的財産センター（海外知的財産センター）の運営」

https://www.koipa.re.kr/ipdrc/home/content.do?menu_cd=000042 最終アクセス日：2026 年 3 月 12 日]
及び MOIP へのヒアリング結果より作成

【現地センターでの専門家によるコンサルティング】

- ・ 主に対象国での出願手続、注意すべき要点、現地の知財制度の最近の変更点など、基礎的な知財ガイダンスの提供が中心。営業秘密管理や特許出願の選択といった戦略を深く掘り下げるコンサルティングは含まれない。
- ・ 専門家には、弁理士や弁護士、その他の知財専門家が含まれる。
- ・ 専門家は、INTA や中国商標協会といった民間の知財団体が主催する勉強会などに定期的に参加し、最新情報を得るなど、韓国企業に対して適切な情報提供ができるよう能力向上を図っている。
- ・ 専門家は、コンサルティング内容の評価や受益企業からのフィードバックを通じてパフォーマンスを評価されている。
- ・ 課題：対応する専門家のスキルが不足している、本支援の認知度が低い。

【セミナー・説明会】

- ・ 主なテーマは、現地の知財制度の理解、市場参入戦略、知財リテラシーの向上、模倣品の見分け方など。中国および東南アジア諸国で活発に実施
- ・ 参加者は、平均すると約 50 名
- ・ 研修プログラムは、知財の理解や体制等が不十分な海外進出予定企業を主な対象とし、知財に関する基礎理解と能力の向上を目的としている。
- ・ セミナーは情報共有の色合いが強く、知財保護に関する課題や侵害の事例に焦点を当て、現地政府関係者や知財専門家が参加する。
- ・ 各国の IP センターは、在外韓国大使館、韓国系ビジネス団体、在外韓国商工会議所、地方政府、関係機関と連携ネットワークを構築している。これらのネットワークを通じ、知財保護研修、支援制度の説明会、韓国企業が直面する知財課題に関するセミナーを定期的に実施している。
- ・ SNS、ニュースレターなどインターネットで、有益な情報、主要な知財トピック、利用可能な支援プログラムを継続的に情報発信している。
- ・ 課題：セミナー実施に必要な人材や労力が不足している。知的財産権に関するセミナーの講師を担える人材の確保が難しい。
- ・ 対策：人材確保に向けた予算確保の方向で動いている。

【予算】

- ・ 約 55 億ウォン（2024 年）
- ・ 出願関連費用、専門家相談、人材育成それぞれ個別に配分はしていない。
- ・ 企業からの知的財産に関する相談が増えている。輸出を行う企業自体も増えているので、企業側の需要に比べると年間予算は不十分であった。
- ・ 目標：設定した KPI を達成した（2024 年）。
- ・ 2025 年の予算は前年並み、2026 年は予算が削減される見込み。

② グローバル IP スター企業育成プログラム⁵¹

所管機関	<ul style="list-style-type: none"> 韓国知識財産処 (MOIP)
目的	<ul style="list-style-type: none"> 有望な輸出中小企業が強力な知的財産権に基づくグローバルな中小企業へ成長できるよう、知的財産の包括的な支援を行う。地域産業振興を目的としており、地方自治体と連携している。
概要	<ul style="list-style-type: none"> グローバル IP スター企業に選定されると、3 年間にわたる包括的な知的財産支援を受けることができる。知的財産は特許、実用新案、意匠、商標が対象
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> 本プログラムに採択された中小企業。海外本社の韓国支店は対象外
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象費用：外国出願手数料、審査請求料、中間手続費用（オフィスアクションへの応答費用等）、登録料、翻訳費用、国内代理人費用、海外代理人費用、先行技術調査費用 特許マップ（競合特許分析）も対象。競合調査を含む知財マネジメントに関するコンサルティングも実施している。 件数は、1 つの特許を 5 カ国へ出願すると 5 件となる。 総費用の 60% を上限とする。補助率・上限額は国・権利種別・手続段階によって異なる。 上限金額は、特許は欧州 570 万ウォン、米国 400 万ウォン、日本ならびに中国 350 万ウォン、その他 250 万ウォン。商標は 210 万ウォン、意匠は 240 万ウォン 年間予算：300 億ウォン（支援メニュー全体を対象） 全国 26 の地域 IP センターに常駐するコンサルタントが、知財の技術面および経営面に関するコンサルティング支援を実施している。1 回あたりの時間制限は決められていない。 各センターが知財専門家を直接雇用し、現地でコンサルティングを行っている。
支援実績	<ul style="list-style-type: none"> 2,137 件（2024 年）
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 申請期間：1 月～2 月(各地域の知的財産サイトの採用案内を参照) 応募方法：各地域の知的財産センターのウェブサイトから応募 提出書類：事業登録証明書のコピー、統合申請書、プロジェクトの推進(利用)計画など。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 例年、競争倍率は 4～6 倍、2025 年は 5.7 倍 主に特許に重点を置いているが、商標、意匠も支援対象 各地域センターが、対象企業の発掘・リクルートのための広報・アウトリーチを、地域自治体と連携して実施している。 効果：外国への特許出願件数、意匠出願件数、商標出願件数が増加した、外国出願のうち、中小企業とスタートアップが占める割合が増加した。 多くの企業から「本施策によって輸出や海外進出を積極的に行えるようになった」、「外国で知的財産権を取得したことによって、現地パートナー・顧客・投資家等からの信頼

⁵¹韓国知識財産処 (MOIP) 「グローバル IP スター企業の育成」

<https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200315> 最終アクセス日：2026 年 3 月 12 日]

及び MOIP へのヒアリング結果より作成

	<p>性が向上した」、「輸出や海外進出に際し生じ得る模倣のリスクと知財制度を活用した対策について意識が高まった」等の評価を得ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果指標：輸出成功率、輸出成長、売上・雇用の増加、知財出願件数、企業満足度など。 ・ 目標は毎年達成しており、2024 年は高い成果が得られた。その要因は、支援対象となる企業の知財重要性に対する認識が高まり、積極的にこのプログラムを活用し始めたことが大きい。 ・ 課題：予算不足が深刻な課題であり、財務当局や地方自治体との協議を通じて、予算拡充に務めている。これまでの成果が評価され、2026 年予算は 30%増額に至ったが、依然として厳しい状況にある。 ・ 対応する専門家のスキルが不足している。専門家は全員が弁理士というわけではない。事業に際しては特許事務所と三者協定を結び、支援を行っている。 ・ 専門家の専門性を高めるため、毎年研修とガイドライン提供を実施している。 ・ 総予算：約 50 億ウォン(2024 年)。2026 年度は 30%増額
--	--

(2) 海外での侵害対策に関する支援策

① 特許紛争対応戦略支援⁵²

所管機関	・ 韓国知識財産処 (MOIP)
目的	・ 国際的な技術覇権競争により激化する特許紛争の予防、準備、対応を支援することで韓国企業を支援し、海外輸出競争力を強化する。
概要	・ 紛争防御、権利行使についてのコンサルティング費用を補助する。
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出する中小企業等 (中小企業、中堅企業、スタートアップ、研究機関) ・ 紛争防御は個別と共同の 2 種類。個別：中小企業など / 共同：共通の紛争防御課題を持つ 3 社以上(ただし中小企業が半数以上) ・ 権利行使は 2 以上の大学および公的機関による共同申請
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許侵害分析、争われている特許の無効化および回避のための設計、警告書への対応、訴訟防御、ライセンス交渉戦略など。 ・ 特許侵害分析、特許権の行使(警告書の送付、訴訟提起)、特許保護(無効裁判や異議申し立てへの対応) ・ 海外で韓国企業が直面する知財紛争リスクに対して、ケースごとに対応策をカスタマイズして提供する。 ・ コンサルティング費用の 50~70%を助成
支援実績	・ 293 件 (2024 年)
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業案内および申請書を提出し、支援企業を選定 ・ 企業とコンサルティング代理店の業務範囲の調整、契約締結

⁵²韓国特許庁 (KIPO)「特許紛争対応戦略の支援」

<https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200344> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日] 及び MOIP へのヒアリング結果より作成

	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルティング代理店は報告書/和解および完了を提出
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利は特許を対象としている。出願費用は対象としていない。 ・ 模倣品については本支援事業では対象としていない。 ・ 効果：個別対応策の提供により、初期段階での和解等、紛争が早期に解決された件数が増加している。 ・ 「本施策によって外国における模倣品・侵害品による売上減少、ブランド価値の毀損を未然に防止できた」、「輸出や外国進出に際し、侵害対策のために早期に権利化を行うことの重要性に気づいた」、「中小企業でも輸出や海外進出に挑戦しやすくなった」等、中小企業からの声がある。 ・ 成果指標：コンサルティングの成果、活用実績などの指標を設定・管理している。2024年度は目標を達成した。 ・ 課題：プログラムの認知向上を図るため、説明会やセミナーの開催など、広報・アウトリーチを強化している。 ・ 2025年も実施した。2026年も継続予定

② 特許紛争リスク警報システム (IP-Alert) ⁵³

所管機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国知識財産処 (MOIP)
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術分野別の特許紛争リスクを見える化し、企業が事前予防・早期対応できるよう支援
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料で利用できるオンラインシステム。分野別リスク等級 (4段階) や高リスク特許/発生中紛争、NPE・競合の紛争動向、対応ガイドなどを提供。会員登録により企業別カスタム分析が利用可
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業、中堅企業、スタートアップ、大企業、研究機関、個人
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分野別リスク等級と詳細 (非常に高い/高い/普通/低い) ・ 高リスク特許・紛争発生特許・譲渡情報の提示 ・ 企業別の紛争事件・高リスク特許・紛争頻発企業の自動分析 ・ NPE・競合の紛争履歴/タイムライン、保有特許・消滅予測 ・ 等級別の実務対応要領 (行動ガイド)
支援実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ -
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし、会員登録のみ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果：海外で中小企業が模倣品を発見し、警告や行政摘発等で対処するケースが増加した。 ・ 「輸出や外国進出に際し、侵害対策のために早期に権利化を行うことの重要性に気づいた」「本施策によって中小企業でも輸出や海外進出に挑戦しやすくなった」等中小企業から評価されている。 ・ 予算：特許紛争リスク警報システム (IP-Alert) は「情報サービス支援事業」の一

⁵³韓国知識財産処 (MOIP) 「特許紛争リスク警告システム」

<https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200344> [最終アクセス日：2026年1月9日]

	部。情報サービス支援事業の予算は全体で約 5 億ウォンであり、IP-Alert を含む各種の情報提供事業に充当されている。
--	---

③ 海外知的財産センター（IP-Center）支援事業⁵⁴

所管機関	・ 韓国知識財産処（MOIP）
目的	・ 韓国企業の中小企業の海外進出における知的財産紛争の防止と対応、模倣品の拡散防止、知的財産権侵害問題への迅速な初期対応支援
概要	・ 海外主要国に設置された IP-Center を通じて、現地での知財相談、権利化支援、侵害対応をワンストップで提供
支援対象	・ 海外で模倣被害を受けた韓国の中小企業、中堅企業スタートアップ、個人
支援内容	<p>【費用補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵害調査費用（模倣品業者や流通経路等の調査）、侵害鑑定費用、警告文等作成費用、行政摘発にかかる費用、模倣品が販売されているウェブサイトの監視・削除申請費用、代理人費用 <p>【専門家相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8 か国 10 か所の海外 IP センターにて 12 名の専門家が相談に対応 <p>【セミナー・説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地の知財制度の解説等のセミナー、説明会
支援実績	<p>【費用補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許紛争発生時の対応に関する法務サービスの提供：56 件（2024 年） <p>【専門家相談】（2024 年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産に関する相談：12,632 件 ・ 出張相談ブースの運営：130 件 ・ 紛争対応向け法務サービス：56 件 <p>【セミナー・説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セミナー・説明会の開催：85 回（2024 年）
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公式サイトまたは地域知的財産センターを通じて申請 ・ 事業計画書、費用見積書、企業規模証明書などの提出
その他	<p>【費用補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上限：補助率：中小企業は費用の最大 70%、中堅企業は費用の最大 50%を補助。いずれも年間最大 2 件、総額上限は 20,000 米ドル ・ 課題：支援ニーズは大きい、予算に限りがある。事業の周知不足 <p>【専門家相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用支援のあるサービスについては、1 社あたり年間最大 2 回、最大 2 万ドルまで利用できる。 ・ センターが直接提供する基礎的な知財相談は回数制限なし

⁵⁴韓国知識財産処（MOIP）「海外知的財産センター（海外知的財産センター）の運営」
https://www.koipa.re.kr/ipdrc/home/content.do?menu_cd=000042 [最終アクセス日：2026 年 3 月 12 日]
 及び MOIP へのヒアリング結果より作成

- ・ 課題：認知度向上

【セミナー・説明会】

- ・ テーマは、現地の知財制度の解説、市場参入戦略、知財リテラシー向上、模倣品の識別方法など。主な開催地は中国および東南アジア。対象は、現地当局、関連機関、韓国企業が中心
- ・ 海外で流通する模倣品による被害を受けた多くの韓国企業が、現地の海外 IP センターでの相談を経て支援を申請している。
- ・ 利用企業の大多数は中小企業。化粧品、食品、ファッションなどの消費財分野の企業、商標関連の相談が多い。
- ・ 効果：海外での税関登録・税関差止請求が増加した、海外で中小企業が模倣品を発見し、警告や行政摘発等で対処するケースが増加した、海外で警告、訴訟等に巻き込まれたが、無効措置等で対処できるケースが増加した。
- ・ 権利取得支援および知財紛争対応支援の件数などの成果指標を設定している。2024 年は目標を達成した。
- ・ 2025 年も実施した。2026 年も継続予定

(3) 海外でのリスク対策に関する支援策

公開情報調査からは情報が得られなかった。

6. 豪州

(1) 海外での権利化に関する支援策

① 輸出市場開発補助金 (Export Market Development Grants, EMDG) ⁵⁵

所管機関	・ オーストラリア貿易投資促進庁 (Austrade)
目的	・ 中小企業のマーケティングおよびプロモーション活動を支援することで、輸出を促進し、オーストラリアにより広範な利益をもたらすことを目的とする。
概要	・ オーストラリアの中小企業およびその代表団体に対し、以下の活動のための補助金を提供する。 ➢ 商品およびサービスのグローバルなマーケティングおよびプロモーション ➢ 輸出研修
支援対象	・ 補助金の受給資格は Tier ごとに異なる。 ・ 受給者は、該当する Tier の最低売上高を満たし、補助対象の活動に自己資金 2 万オーストラリアドル以上を支出する能力を有し、且つ、該当する Tier の補助金額と自己資金を同額にする必要がある。 ➢ Tier 1：輸出の準備が整った中小企業 ➢ Tier 2：既存市場への輸出を行う中小企業 ➢ Tier 3：新たな主要市場への輸出を行う中小企業 ➢ 代表団体：中小企業会員の輸出成功を支援する団体
支援内容	【対象製品】 ・ 対象製品は、実質的にオーストラリア産であり、以下のいずれかである必要がある。 ➢ 商品 ➢ サービス ➢ イベント ➢ 知的財産またはノウハウ ➢ ソフトウェア ・ なお、知的財産またはノウハウは以下の条件を満たす必要がある。 ➢ 商標に関する知的財産権の場合、その商標がオーストラリアで初めて使用されたか、オーストラリアで使用されたことで重要性や価値が高まっていること。 ➢ その他の物やノウハウに関する知的財産権については、その物やノウハウがオーストラリアで行われた研究または作業のすべてまたは大部分の成果であること。 【対象経費】 ・ 以下のいずれかのカテゴリーに該当する経費に利用できる。 ➢ 外国における代理人の配置 ➢ 輸出促進を目的とした外国への短期出張

⁵⁵ オーストラリア貿易投資促進庁「Export Market Development Grants」<https://www.austrade.gov.au/en/how-we-can-help-you/grants/export-market-development-grants> [最終アクセス日：2026年3月25日]

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ コンサルタントを雇用した調査やプロモーション活動 ➤ オーストラリア国内における、外国バイヤーとの接触を目的とした短期出張（外国バイヤーが参加しない一般的な業界イベントやネットワーキング活動のための出張は対象外） ➤ 外国バイヤーの訪問 ➤ 外国における営業活動 ➤ 潜在的な外国バイヤーへの無料サンプルの提供 ➤ 国際的な輸出促進を目的とした宣伝・広告資料の作成および提供 ➤ 知的財産権 ➤ Tier 1 申請者である場合、輸出研修の受講 ➤ 代表団体である場合、承認された輸出研修の実施または手配 <p>・ なお、知的財産権に関する対象経費は、対象製品に関する外国での知的財産権の付与、登録または延長の申請にかかる費用であり、特許・商標弁護士に支払う費用および関係政府の商標庁・特許庁へ支払う費用を含む。</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2025～2026 年度および 2026～2027 年度の 1 会計年度あたりの上限額は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ Tier 1：2 万～3 万オーストラリアドル ➤ Tier 2：2 万～5 万オーストラリアドル ➤ Tier 3：2 万～8 万オーストラリアドル ➤ 代表団体：5 万オーストラリアドルまで
支援実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラウンド 4（2025～2026 年度、2026～2027 年度）の 2 年間の実績は以下のとおり(2025 年 9 月 9 日時点) 。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請数：2,693 件 ➤ 補助金契約の締結数：1,960 件
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格の要件を確認の上、該当する Tier または代表団体を選択し、EMDG オンラインポータルで申請する。 ・ 各 Tier および代表団体の主な受給資格は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ Tier 1：①輸出実績がなく、②海外市場への製品・サービスの輸出・販促を開始する準備が整っている。 ➤ Tier 2：①すでに輸出を行っており、②既存の輸出市場におけるマーケティングおよびプロモーション活動の拡大を目指す。 ➤ Tier 3：①すでに輸出を行っており、②新たな主要市場（経済圏）にマーケティングおよびプロモーション活動を多様化することを目指す。 ➤ 代表団体：会員または株主に利益を分配していないこと、輸出研修活動を実施または手配するための技能と経験を有すること等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラウンド 4（2025～2026 年度、2026～2027 年度）の資金上限は、各年度 1

	億 450 万オーストラリアドルである。補助金の提供は資金上限に達するまで継続される。
--	---

② 商業化加速補助金 (Accelerating Commercialisation Grant) ⁵⁶

所管機関	<ul style="list-style-type: none"> 産業科学資源省 (Department of Industry, Science and Resources: DISR)
目的	<ul style="list-style-type: none"> 商業化加速プログラムは、中小企業、起業家および研究者がオーストラリア市場および/または他国市場向けに新規製品・プロセス・サービスを商業化することを奨励し、そのための支援を行うことを目的とする。
概要	<ul style="list-style-type: none"> 本プログラムでは、商業化加速ファシリテーターを通じて専門的な指導とネットワークを提供し、新規製品・プロセス・サービスに適した商業化ソリューションの支援を行う。 本プログラムの内容は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 商業化ガイダンス：新規製品・プロセス・サービスの商業化可能性を育成するための指導と支援 ➤ 商業化加速助成金：新規製品・プロセス・サービスの商業化を支援する財政的援助
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる企業等種別は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 中小企業 ➤ スタートアップ ➤ 研究機関（本プログラムのガイドラインでは、公的資金で運営される研究機関として定義されている） ➤ その他（研究の商業化主体、適格パートナー機関を対象とすることで、企業設立前の研究者にも支援を提供できるようにしていた） 支援対象となるためには、以下の条件を満たす必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 非課税対象外であること。 ➤ 物品サービス税（GST）に登録されていること。 また、以下のいずれかの事業体でなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ オーストラリアで設立された会社であり、かつ以下の取引活動を行う取引法人であること： <ul style="list-style-type: none"> ◇ 当該法人の全体活動において十分に重要な割合を占め、取引法人と称されるに値するものであること。 ◇ 企業の主要な活動であり、単なる不随活動ではないこと。 ◇ 第 14 条に定義される研究商業化機関（RCE）または適格パートナー機関（EPE）であること。 さらに、以下の要件が求められる。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 商業化ガイダンスの助言と推奨を受けていること。 ➤ 商業化プロジェクトに必要な知的財産権の所有権、アクセス権または有益な使用

⁵⁶ オーストラリア連邦政府「Accelerating Commercialisation」<https://business.gov.au/grants-and-programs/accelerating-commercialisation> [最終アクセス日：2026年3月25日]

	<p>権を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象プロジェクト費用の少なくとも 50%を自己資金で賄える能力を証明すること。 ➤ 申請書提出前の 3 会計年度において、各年度の年間売上高の合計が 2,000 万オーストラリアドル未満であること。
支援内容	<p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる活動は、新規製品・プロセス・サービスの商業化に直接関連するものでなければならず、以下を含む。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外部専門家の活用（例：市場機会の確認、ビジネスモデルの開発、潜在的パートナーの特定、知的財産戦略の策定、資金調達、情報開示書面の作成） ➤ 新規製品・プロセス・サービスの開発完了 ➤ 新規製品・プロセス・サービスの商業的実現可能性を顧客・投資家・戦略的パートナーに実証 ➤ 新規製品・プロセス・サービスのオーストラリア国内または海外における初回販売 ➤ 商業化成果達成に不可欠な経験豊富な上級幹部の採用 <p>【知的財産に関する対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合意されたプロジェクトに関連し、参加者が現在または将来直接所有する IP を保護する合理的な費用は対象経費となる。これらの費用には、特許出願のための特許庁への手数料、特許の先行技術調査および審査手数料、侵害予防調査費用、特許年金（維持年金）を含む年次の特許維持費が含まれる。IP 権利の防御に要する費用は対象経費にならないが、IP に関連する法的費用保険は例外である。 ・ これらの費用はオーストラリア国外で発生した場合も対象となり得る。 <p>【助成率/上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成率：対象となるプロジェクト費用の最大 50 パーセント ・ 上限額：研究商業化機関および適格パートナー機関：50 万オーストラリアドル、その他の申請者：100 万オーストラリアドル
支援実績	－
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業化ガイダンスを受けた後、商業化加速助成金に申請することができる。申請書は、オーストラリア産業・科学・エネルギー資源省の下部委員会である起業家プログラム委員会に提出され、審査基準に照らして審査が行われる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本プログラムは、2023 年に終了した。

(2) 海外での侵害対策に関する支援策

① IP First Response⁵⁷

所管機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP オーストラリア
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業や個人が知的財産（IP）侵害の可能性に対処する方法を明確にすること

⁵⁷ IP Australia 「IP First Response」 <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/our-agency/Innovation-at-IP-Australia/ip-first-response> [最終アクセス日：2026 年 3 月 25 日]

	を目的とする。
概要	<ul style="list-style-type: none"> 本プログラムは、IP Australia がイノベーション探求チームとして立ち上げた IPA Ventures が開発した知財侵害対策のための試験的なオンラインプラットフォームである。
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業や個人権利者が権利執行手段の選択に苦慮している実態に応じて開発されたプログラムであるが、利用者はそれらに限定されていないものと思われる。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーが自身の状況に関する一連の簡単な質問に回答すると、一般的な所要期間、費用、想定結果など、最も関連性の高い情報を提示する。 海外における権利侵害対策についても一般的な情報を提供している。
支援実績	－
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> IP Australia のウェブサイトログインすることで利用可能である。
その他	－

(3) 海外でのリスク対策に関する支援策

IP Australia は知的財産保険の利用をウェブサイト⁵⁸上で推奨しているが、同機関自体が知的財産保険プログラムを提供しているわけではない。

⁵⁸ IP Australia 「IP insurance」 <https://www.ipaustralia.gov.au/manage-my-ip/ip-insurance> [最終アクセス日：2026年3月25日]

7. 日本

(1) 海外での権利化に関する支援策

① 中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の戦略的な外国出願を促進するため
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、外国出願にかかる費用の半額を助成
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）。ただし、みなし大企業を除く。 ・ 地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO 法人等が対象。 ・ 以下（1）～（4）を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> （1）応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠または商標出願済みであり、採択後にその出願を基礎に優先権主張をして外国出願を年度内に行う予定であること。 ※ 商標出願については優先権がない外国出願も可とする。 ※ 日本の特許出願を優先権主張の基礎にしない PCT 出願（ダイレクト PCT 出願を含む）については、日本への国内移行予定のものに限る。 ※ 優先権主張がないハーグ出願については、出願時に日本国を指定締約国に含むものに限る。 （2）先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。 （3）外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと。 ※ 冒認出願とは、悪意の第三者による先取り出願のこと。 （4）外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
支援内容	<p>【補助対象経費】</p> <p>外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費 等</p> <p>【補助率・上限額】</p> <p>補助率 1/2</p> <p>上限額 1 企業に対する上限額：300 万円（複数案件の場合）</p> <p>【案件ごとの上限額】</p> <p>特許 150 万円</p> <p>実用新案・意匠・商標 60 万円</p> <p>冒認対策商標（※）30 万円</p> <p>（※）冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願</p>
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県の中小企業支援センターが窓口

その他	・ 上記情報は令和 7 年度 中小企業等海外展開支援事業費補助金の内容 ⁵⁹
-----	---

(2) 海外での侵害対策に関する支援策

① 海外侵害対策支援事業

目的	・ 中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため
概要	・ 海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業の方々に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発、税関差止申請、模倣品が販売されているウェブページの削除等を実施し、その費用の一部を助成
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が 2/3 以上を占める者）ただし、みなし大企業を除く。 ・ 「地域団体商標」の模倣被害については、商工会議所、商工会、NPO 法人等が対象。 ・ 対象国において、特許、実用新案、意匠、商標の権利を保有していること。 ・ 対象国において、権利侵害の可能性を示す証拠があること。
支援内容	<p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査 ➢ 調査結果に基づく模倣品業者に対する警告文作成、行政摘発、取り締り（※なお行政摘発、取り締りについて、特許権・実用新案権・意匠権は中国のみが対象） ➢ 調査結果に基づく税関登録、関税差止請求等、模倣品が販売されているウェブサイトの削除申請 ➢ 代理人費用（調査会社等） <p>【補助率】2/3 【補助上限額】400 万円</p>
必要な手続き等	<p><サポート型支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジェトロに調査内容を相談、補助金を申請。ジェトロが海外の調査会社と契約、侵害対策を実施 <p><セルフ方支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援決定後、調査会社との契約・対策の実施をジェトロの支援を受けず、自社で行うセルフ型の支援
その他	・ 上記情報は令和 7 年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外侵害対策支援事業）の内容 ⁶⁰

② 中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外侵害対策支援事業）

目的	・ 冒認商標を取り消すため
----	---------------

⁵⁹ https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusuyutugan.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 25 日]

⁶⁰ https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaiigaishingai.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 27 日]

概要	<ul style="list-style-type: none"> 中国等海外で現地企業から、自社のブランドの商標や地域団体商標を冒認出願された中小企業等に対し、異議申立や無効審判請求、取消審判（例：中国における三年不使用取消）請求など、冒認商標を取消すためにかかる費用の一部を助成
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が 2/3 以上を占める者）ただし、みなし大企業を除く。 「地域団体商標」に関する係争については、商工会議所、商工会、NPO 法人等が対象 取り消そうとする冒認商標と同一又は類似の商標権を日本国で保有していること(※)。 ※商標が同一又は類似及びその商標を使用する商品・役務が同一又は類似であること。
支援内容	<p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 係争費用（損害賠償・和解金を除く） <p>例：弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用など</p> <p>※ゼロの採択決定後に発生した費用に限る。</p> <p>【補助率】2/3</p> <p>【補助上限額】500 万円</p>
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ゼロに補助金を申請
その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記情報は令和 7 年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外侵害対策支援事業）の内容⁶¹

③ 中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外侵害対策支援事業）

目的	<ul style="list-style-type: none"> 海外で外国企業から警告を受けた場合の係争支援のため
概要	<ul style="list-style-type: none"> 進出先の国において、悪意のある外国企業から日本企業のブランド、社名について先に権利を取得されて、日本企業が権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を起こされたりなど、外国企業から訴えられた中小企業等に対し、弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用の一部を助成する。
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が 2/3 以上を占める者）ただし、みなし大企業を除く。 「地域団体商標」に関する係争については、商工会議所、商工会、NPO 法人等が対象。 対象国で係争に関連する産業財産権を保有、もしくはその実施権を得ていること。ただし、下記 1.2.の冒認出願による係争の場合は、係争に関連する産業財産権を日本国で保有していること。 海外において、外国企業から以下の 1 から 3 の理由により権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を提起される等の係争に巻き込まれている中小企業。 <ol style="list-style-type: none"> 冒認出願等により現地の産業財産権を現地企業に先取されている。 現地の産業財産権を保有しつつも、事業を実施していない企業から権利行使されてい

⁶¹ https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 27 日]

	る。 3.無審査によって取得できる現地の産業財産権が現地企業との間で並存している。 ※上記の係争相手である現地企業が日系企業である場合は原則支援対象外。
支援内容	【補助対象経費】 ▶ 係争費用（損害賠償・和解金を除く） 例：弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用など ※ジェトロの採択決定後に発生した費用に限る 【補助率】2/3 【補助上限額】500万円
必要な手続き等	・ ジェトロに補助金を申請
その他	・ 上記情報は令和7年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外侵害対策支援事業）の内容 ⁶²

④ 中小企業のための海外模倣品・侵害対策セミナー

目的	・ 知財訴訟に巻き込まれる中小企業のリスクへの対策を強化する
概要	・ 海外ビジネスを検討あるいは実施している中小企業の海外における模倣品対策・知財訴訟リスク低減の一助となるべく、海外における侵害対策に精通している専門家より、中国における侵害の実態や各種係争に関する手続きの内容・流れについて説明。また侵害対策支援事業の補助金事業についても説明
支援対象	
支援内容	【ウェビナー/WEBセミナー】 1-1. オンライン/オフラインにおける最近の模倣品の概要と主な侵害対策について 1-2. 中国における模倣品の最新動向 2. ジェトロ侵害対策支援事業について
必要な手続き等	・ 主催は特許庁、ジェトロ。ジェトロに申し込み
その他	－

(3) 海外でのリスク対策に関する支援策

① 海外知財訴訟保険事業

目的	・ 中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合への対応支援のため
概要	・ 中国をはじめ、海外での知的財産侵害を理由とする係争に我が国企業が巻き込まれるリスクがあり、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合に対応するため、海外知財訴訟費用保険の掛け金の一部を補助する。
支援対象	【応募資格】

⁶² https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html [最終アクセス日：2026年3月27日]

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各地の商工会議所及び商工会の会員並びに中小企業団体中央会の組合等に入っている者以下の両方の要件を満たす者 <p>【補助対象となる者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 海外知財訴訟費用保険に応募資格を有する者 ➤ 中小企業基本法で定める中小企業であり、かつみなし大企業ではない者
支援内容	<p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 海外知財訴訟費用保険加入時の掛金 <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 保険加入時の掛金の 1/2（2 年目以降の更新の場合は、掛金の 1/3）
必要な手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本商工会議所、全国商工連合会、全国中小企業団体中央会に保険申し込み、掛金支払い ・ 取扱代理店に加入依頼書、中小企業の確認書等提出
その他	<p>【運営団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会 <p>【引受保険会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社

8. 各国支援策より得られる示唆

公開情報をもとに整理した各国の支援策の概要を一覧整理するとともに、わが国の支援施策との比較や参考にするべき事項を整理する。

(1) 海外での権利化に関する支援策

国	施策	概要
米国	STEP	中央政府が資金を供出、州政府が地域に応じて柔軟な支援を展開する。ワシントン州では、特許の国際出願を補助対象としている。
英国	IP Advance 制度	海外市場での知財戦略を支援するもので、海外での出願費用を直接補助するものではない。
ドイツ	WIPANO プロジェクト	特許の国際出願に係る相談費用に関して補助を行うもので、出願費用を直接補助するものではない。
	Go International 資金提供プログラム	中小企業の海外市場進出支援策の一環として実施されているが、対象地域が限定されている。
中国	該当なし	※出願に対する補助金政策を段階的に縮小・廃止
韓国	海外知的財産センター (IP-Center) 支援事業	現地での特許・商標・意匠の出願に必要な費用の一部を補助対象としている。
	グローバル IP スター企業育成プログラム	グローバル IP スター企業に選定された地方の中小企業を対象に、国際出願に係る費用の直接補助、特許マップの作成、知財コンサルティングなど包括的に支援している。
豪州	輸出市場開発補助金	中小企業の海外マーケティングやプロモーション活動などの支援の中に知財支援を包含させている。
	商業化加速補助金	中小企業の海外市場向け新規製品・プロセス・サービスの商業化に向けた支援の中に知財支援を包含させている。
<ul style="list-style-type: none">・ わが国と韓国では、海外出願費用の直接補助制度を有している点で共通している。・ 一方、米国、英国、豪州は、海外での知財戦略や輸出支援の中で権利化支援を扱う内容となっており、包括的な支援の一部として出願費用の補助などがあげられている。・ ドイツは、特許の国際出願を支援するものであるが、その内容は限定的である。・ 中国については、今回の公開情報調査では、海外出願費用の直接補助制度は確認できなかった。		

(2) 海外での侵害対策に関する支援策

国	施策	概要
米国	IP Attaché Program	世界 13 拠点に配置した知財専門官（IP アタッチェ）が、外国政府への知財制度改善や市場環境改善に向けた活動を展開する。現地における米国企業の知財保護活動に関する助言等をおこなう。
	STOP fakes	海外知財リスク情報をワンストップで提供する政府横断的な支援サイト。
	IP Protect Initiative -国家知的財産権調整センター（IPR Center）	模倣品・海賊版などの知財侵害などの事案に関する相談窓口のほか、中小企業向けに知財侵害対策に関する情報提供や啓発活動等を展開する。
英国	海外知的財産アタッチェ（IP Attaché）ネットワーク	中国、東南アジアをはじめ、主要市場へ知的財産リエゾンオフィサー（IP アタッチェ）を配置し、現地の英国企業の知的財産保護を支援。各国政府機関との対話を通じ、制度整備や問題解決に向けた活動を展開する。
ドイツ	中小企業向け市場開拓プログラム	中小企業の海外市場開発に対する支援の一環として、対象国における法的枠組みや商慣行などの情報を無料提供する。
	日本での法律関係のトラブル支援	日本に進出しているドイツ企業に対して、日本における法律関係のトラブルについての上限や専門家の紹介をおこなう。
中国	海外知的財産紛争対応指導センター	国内各所に設けられた知財保護センターが専門家を派遣し、国外での知財紛争に対する指導を行うほか、海外の知財トラブルに関する事例の紹介等の情報提供・啓発活動を展開する。
韓国	海外における韓国企業の知的財産権侵害対応支援	輸出をおこなっている中小企業を対象とした海外での特許紛争の予防・準備・対応を支援することを目的とした事業で、コンサルティング費用の補助という形で支援をおこなっている。
	特許紛争リスク警報システム（IP-Alert）	特許紛争に対して、事前予防、早期対応できるよう、技術分野別にリスク等級（4段階）などの情報を提供している。会員登録により企業別にカスタム分析ができるサービスを提供している。
	海外知的財産センター（IP-Center）支援事業	海外主要国に設置された IP-Center を通じて、現地での権利化支援・侵害対応をワンストップで提供している。侵害調査費用はじめとした補助や専門家相談、説明会の開催などを実施している。
豪州	IP First Response	オンラインプラットフォームによる情報提供システムで、簡単な質問に対する利用者の回答に基づき、関連際の高い情報を提供する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ わが国と韓国では、知財紛争に関する費用の直接補助制度を有している点で共通しているが、韓国は権利化支援と侵害対応をワンストップで提供するなど、より包括的な内容となっている。 ・ 一方、米国、英国は、海外に配置された専門家（IP アタッチェ）のネットワークを活用し、現地の法制度や市場環境の改善に向けた働きかけが特徴である。 ・ また、ドイツ、豪州は、公的窓口による情報提供などナビゲーション型の支援が中心となっている。 		

- ・ 中国は、地方が中心となり、海外知財紛争に関する情報提供等を行っている。

(3) 海外でのリスク対策に関する支援策

国	施策	概要
米国	該当なし	※公開情報調査では確認できなかった
英国	知的財産訴訟費用保険（IP Insurance）情報提供と活用支援	中小企業が海外での知財係争費用負担に備える手段として、IP 保険活用の促進・周知を目的とした情報提供を実施している。
ドイツ	該当なし	※公開情報調査では確認できなかった
中国	民間知財保険情報提供プラットフォーム	浙江省が運用する情報プラットフォームで特許・商標等の権利行使（証拠調査、訴訟・仲裁 等）を始めとする様々な知財保険商品を紹介している。
	海外知的財産権保護支援	北京知識産権局による北京市内に登録されている企業等の海外紛争における訴訟費用等を補助するもので、現在進行形と解決済それぞれの海外紛争に対する支援がある。
韓国	該当なし	※公開情報調査では確認できなかった
豪州	該当なし	※公開情報調査では確認できなかった
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外でのリスク対策、特に知財保険に関しての支援制度は、英国、中国で確認された。 ・ わが国のような保険料補助制度を有するのは北京知識産業権局の施策に限られ、民間の知財保険制度の紹介に留まる内容となっている。 		

(4) まとめ

公開情報調査をもとにした各国の支援制度の内容から、わが国の制度の特徴、課題を整理する。

① 政策メニューとしての一連性

わが国の支援制度は、海外での権利化、海外での侵害対策、海外でのリスク対策に関する制度が充実していることが大きな特徴といえる。

海外進出にあたっての権利化から海外進出後のリスク対応まで、一連の政策として活用できることは、海外展開を目指す中小企業にとって意義あるものといえる。

② 費用負担軽減を図る補助制度

わが国の支援制度は、情報提供に留まることなく、費用負担を直接軽減する補助制度を備えていることも大きな特徴である。出願手数料、係争費用、保険掛金に対する補助制度が備わることで、中小企業の資金負担を軽減し、知財活動を促すことにつながるものである。

③ 海外派遣専門家への権限付与

米国や英国の IP アタッチェなど、現地の政府や関係機関に対し、自国企業の活動が容易となるような改善に向けた活動を、より組織的に展開している。わが国においても、海外アタッチェを配置しているが、外交上の地位を含め、他国のように現地での活動をより積極的に展開できるよう権限を付与するなどの対応が求められる。

④ 制度へのアクセス性の向上

わが国の支援制度は他国に比べて充実しているが、実施主体がジェトロや INPIT など複数に分かれているため、中小企業など利用者からみると、どこに相談すべきか分かりにくい可能性がある。米国では、政府横断的なワンストップサイトを設けており、一元化を一層図るなど、利便性の向上を図っていくことが求められる。

IV. 国内企業の海外知財活動の実態調査

PCT 出願をおこなった国内企業を対象にアンケート調査を実施し、海外出願の目的や出願国、知財トラブルなどの実態について把握するとともに、回答企業を対象に具体的な活動状況を把握した。

さらに、国内企業の海外知財活動に詳しい弁理士・弁護士などの実務家や海外知財活動の支援機関を対象としたヒアリング調査を実施し、国内企業の海外知財活動を概括的に整理した。

また、海外知財活動におけるリスクを補償する保険商品についても、実態調査をおこなった。

1. 調査概要

(1) 国内企業アンケート調査・ヒアリング調査

PCT 出願を実施した国内企業より 3,050 社を抽出し、海外における知的財産活動の実態について把握するためのアンケート調査を実施した。

また、回答企業のうち 8 者を対象にヒアリング調査を実施し、海外知財活動の実態や、知財トラブルの状況、公的支援策の活用状況や要望を把握した。

図表 18 国内企業アンケート調査の概要

調査対象	PCT 出願をおこなった国内企業より出願件数等を考慮し抽出(3,050 社)
調査期間	令和 7 年 11 月 3 日～令和 7 年 11 月 28 日
調査項目	海外における知的財産活動の実態について ・会社概要 ・海外事業展開について ・知的財産活動について ・知的財産に関するトラブルについて ・海外での知的財産活動に係る公的制度に関して ※対象国・地域として、米国、欧州(英国・ドイツ)、中国、韓国、その他を設定した。
配布・回収数	894 / 3,050 通 (回収率 : 29.3%)

図表 19 国内企業ヒアリング調査の実施先

	資本金	業種	従業員規模
A 社 (千葉県)	5,000 万円以下	製造業 (機械)	～20 人
B 社 (東京都)	5,000 万円超～1 億円以下	製造業 (電気機器)	301 人～1,000 人
C 社 (東京都)	5,000 万円以下	商業・サービス業	～20 人
D 社 (東京都)	5,000 万円以下	製造業 (その他製品)	51 人～100 人
E 社 (神奈川県)	5,000 万円超～1 億円以下	製造業 (その他製品)	～20 人
F 社 (大阪府)	5,000 万円以下	製造業 (金属製品)	21 人～50 人
G 社 (大阪府)	5,000 万円超～1 億円以下	製造業 (化学)	301 人～1,000 人
H 社 (兵庫県)	1 億円超～3 億円以下	製造業 (金属製品)	101 人～300 人

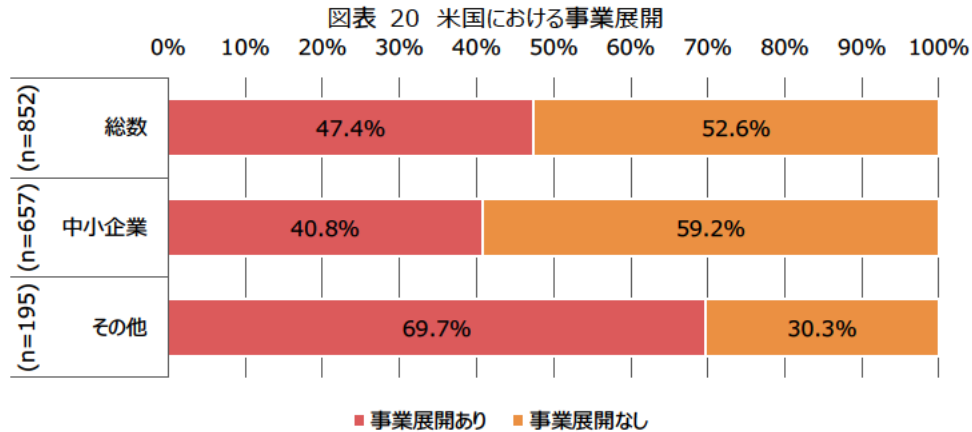
2. 海外事業展開の状況

(1) アンケート調査結果からみた海外事業展開の状況について

① 米国

ア. 事業展開

回答全体では「事業展開あり」の割合が約半数（47.4%）を占めるものの、「事業展開なし（52.6%）」の割合が上回る。中小企業でも「事業展開なし（59.2%）」の割合が「事業展開あり（40.8%）」を上回る。

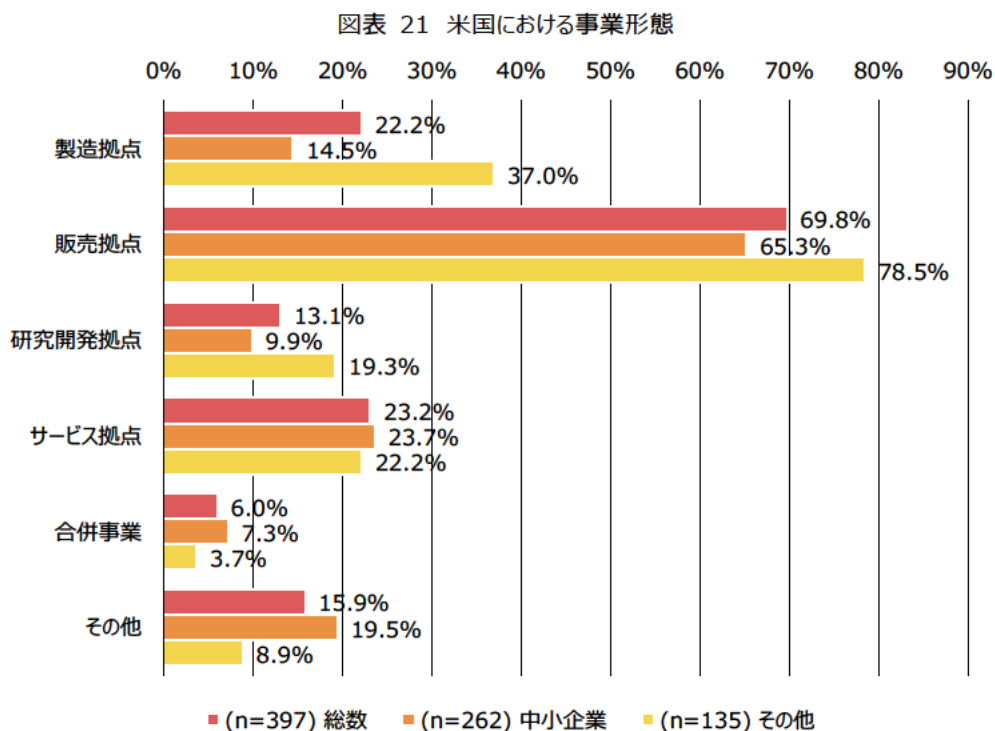


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

イ. 事業形態

回答全体では、「販売拠点」の割合が最も高く 69.8%である。次いで、「サービス拠点（23.2%）」、「製造拠点（22.2%）」である。

中小企業においても、全体と同様の傾向がみられ、「販売拠点（65.3%）」、「サービス拠点（23.7%）」となっている。「製造拠点（14.5%）」の割合が全体と比べてやや低い。



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

② 欧州

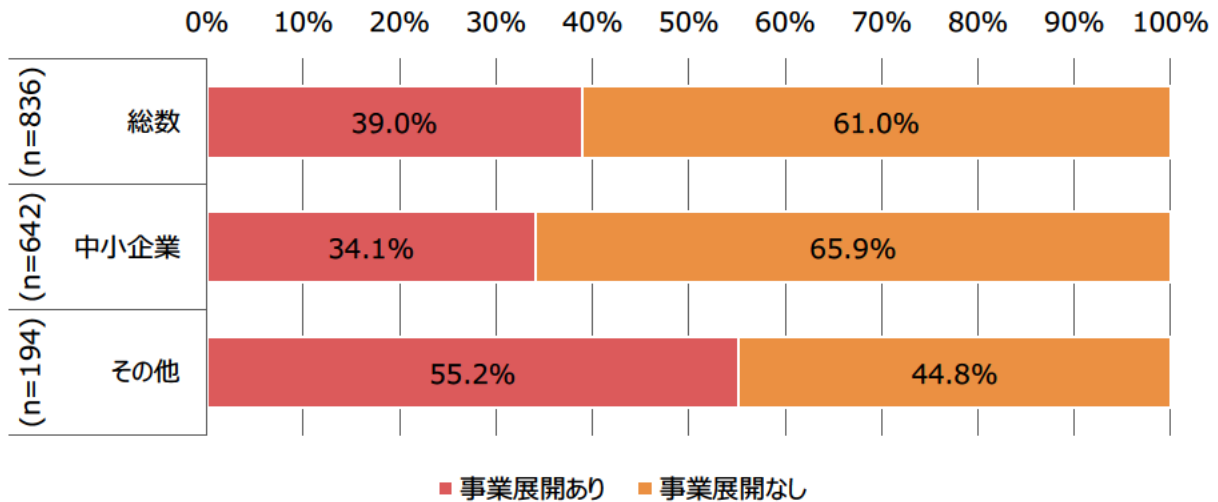
ア. 事業展開

回答全体では「事業展開なし」の割合が 61.0%を占め、「事業展開あり」は 39.0%にとどまる。

中小企業では、「事業展開なし」の割合が 65.9%と全体の傾向を上回る。

なお、回答全体の事業展開ありとする国の上位 5 か国は、「ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、オランダ」である。

図表 22 欧州における事業展開



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

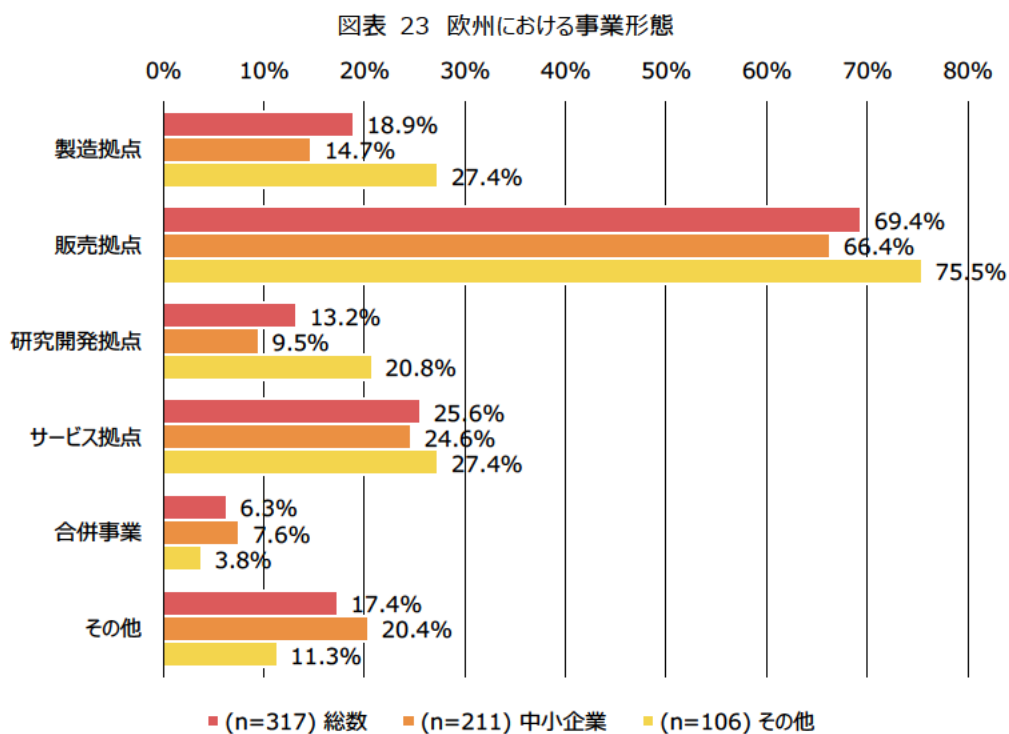
<事業展開ありとする国名(上位 10 カ国)>

順位	国名	回答数	順位	国名	回答数
1	ドイツ	124	6	スペイン	16
2	イギリス	69	7	チェコ	11
3	フランス	59	8	ベルギー	9
4	イタリア	28	9	オーストリア	8
5	オランダ	21	10	ハンガリー	6

イ. 事業形態

回答全体では、「販売拠点」の割合が最も高く69.4%である。次いで、「サービス拠点（25.6%）」、「製造拠点（18.9%）」である。

中小企業でも、「販売拠点」の割合が最も高く66.4%を占める。次いで、「サービス拠点（24.6%）」である。



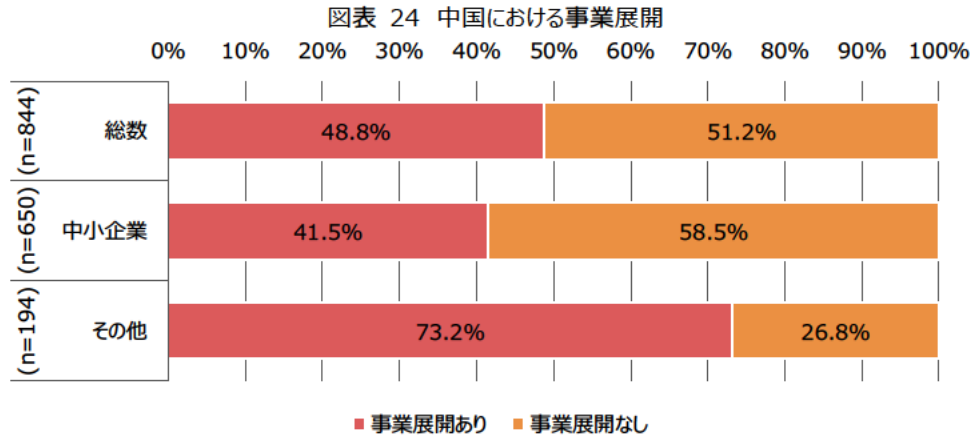
※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

③ 中国

ア. 事業展開

回答全体では、約半数が、「事業展開あり（48.8%）」と回答している。

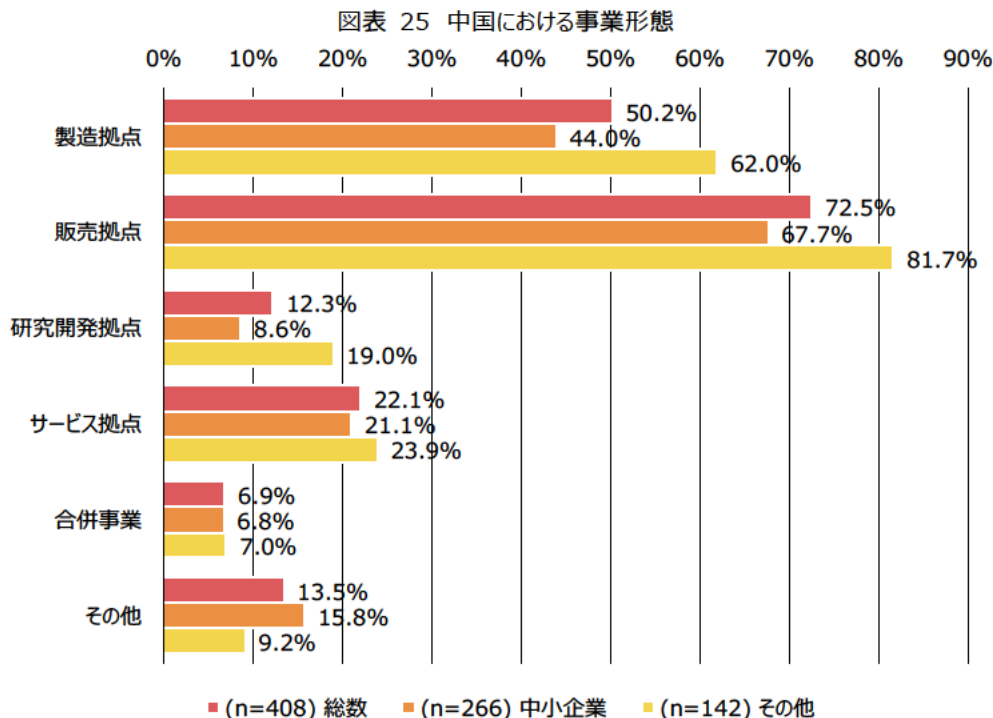
中小企業では、「事業展開なし」が約6割を占めている。



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

イ. 事業形態

回答全体では、「販売拠点」の割合が最も高く 72.5%である。次いで、「製造拠点（50.2%）」、「サービス拠点（22.1%）」である。中小企業も全体と同様の傾向である。

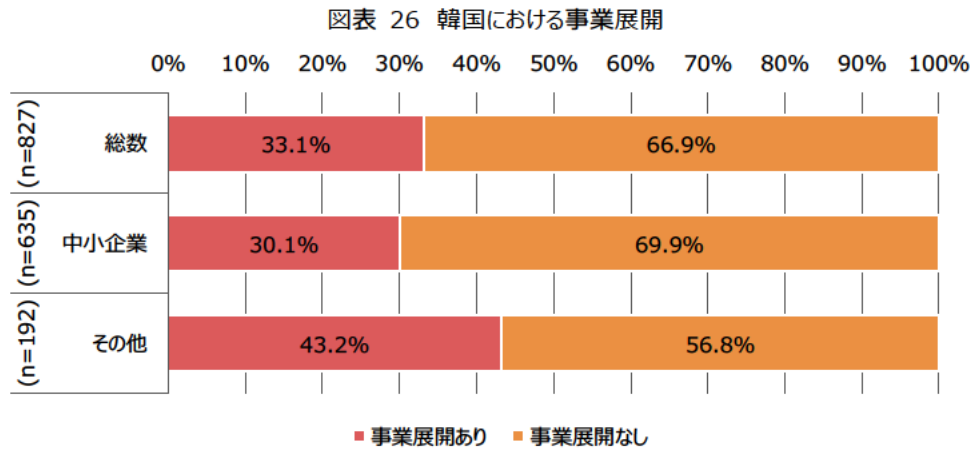


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

④ 韓国

ア. 事業展開

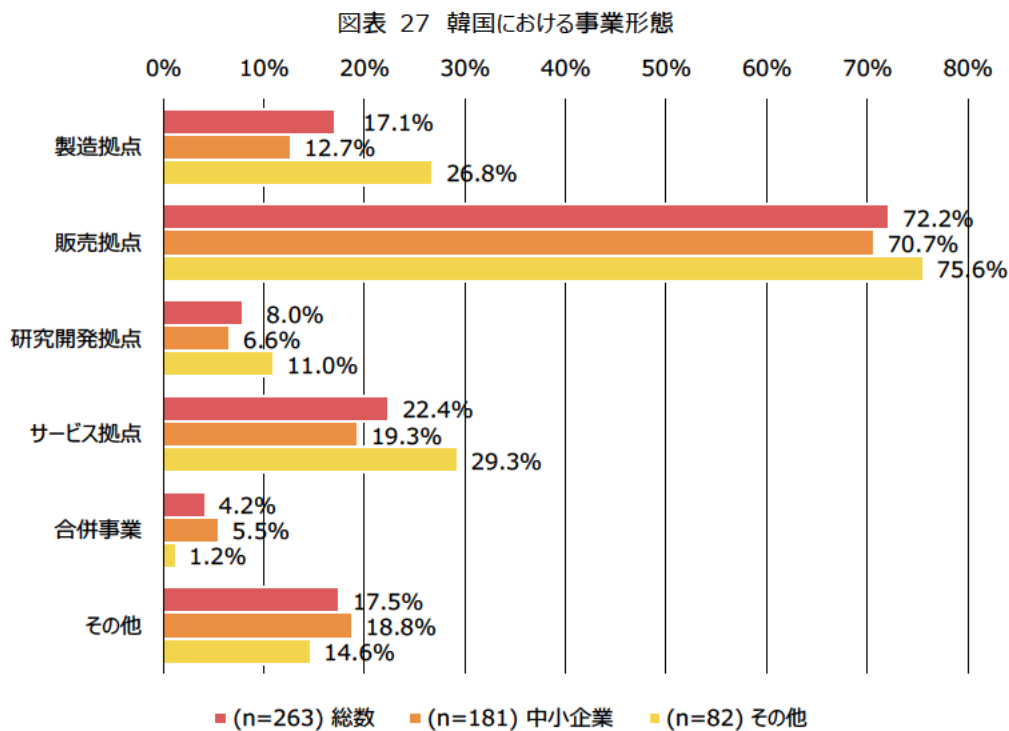
回答全体では、「事業展開なし」の割合が高く66.9%となっている。中小企業でも同様の傾向がみられる。



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

イ. 事業形態

回答全体では、「販売拠点」の割合が最も高く72.2%である。次いで、「サービス拠点（22.4%）」である。中小企業でも同様の傾向がみられる。

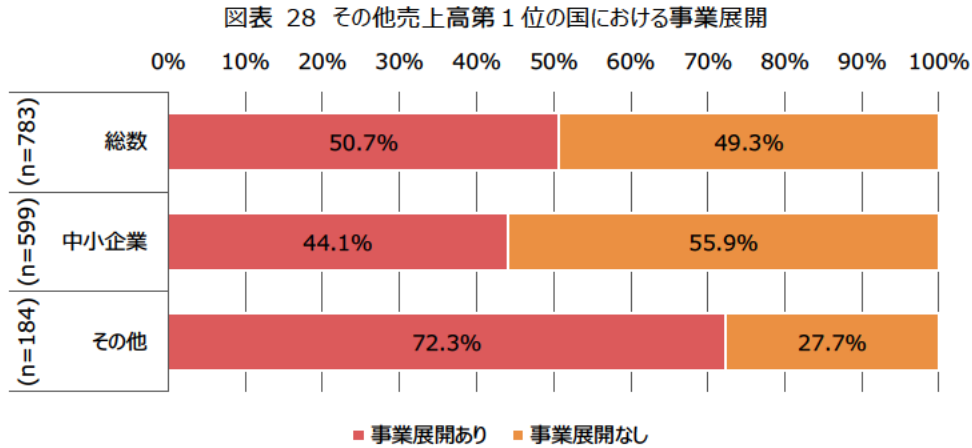


x ※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

⑤ その他売上高第1位の国

ア. 事業展開

回答全体では、「事業展開あり」の割合が約半数を占める。中小企業では、「事業展開なし」の割合が55.9%と半数を超える。



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

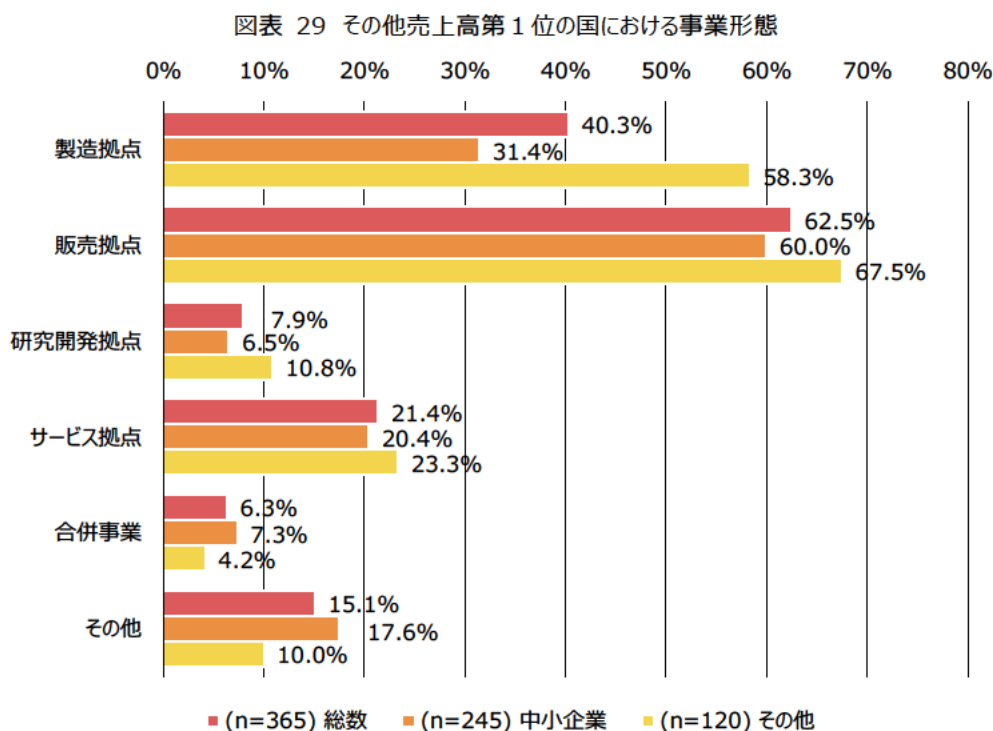
<事業展開ありとする国名(上位10カ国)>

順位	国名	回答数	順位	国名	回答数
1	タイ	25	6	インドネシア	5
2	台湾	22	7	ブラジル	5
3	インド	10	8	メキシコ	4
4	ベトナム	9	9	オーストラリア	3
5	シンガポール	7	10	カナダ	3

イ. 事業形態

回答全体では、「販売拠点」の割合が最も高く62.5%である。次いで、「製造拠点（40.3%）」、「サービス拠点（21.4%）」である。

中小企業でも全体と同様の傾向がみられ、「販売拠点」の割合が最も高く60.0%である。次いで、「製造拠点（31.4%）」、「サービス拠点（20.4%）」である。



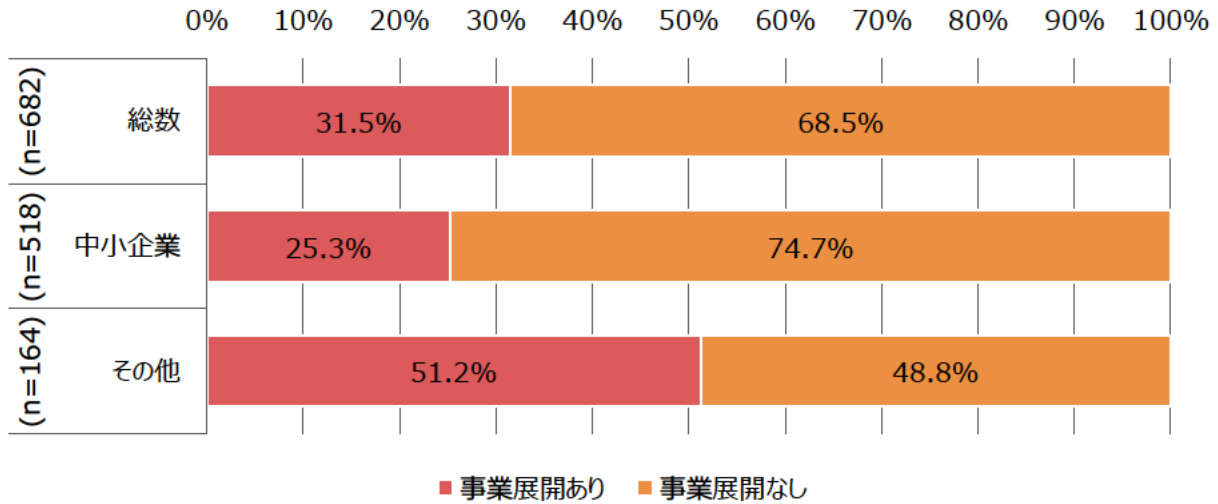
※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

⑥ その他売上高第2位の国

ア. 事業展開

回答全体では、「事業展開なし」の割合が 68.5%を占める。中小企業でも「事業展開なし」の割合が多く、74.4%と全体よりも高くなっている。

図表 30 その他売上高第2位の国における事業展開



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

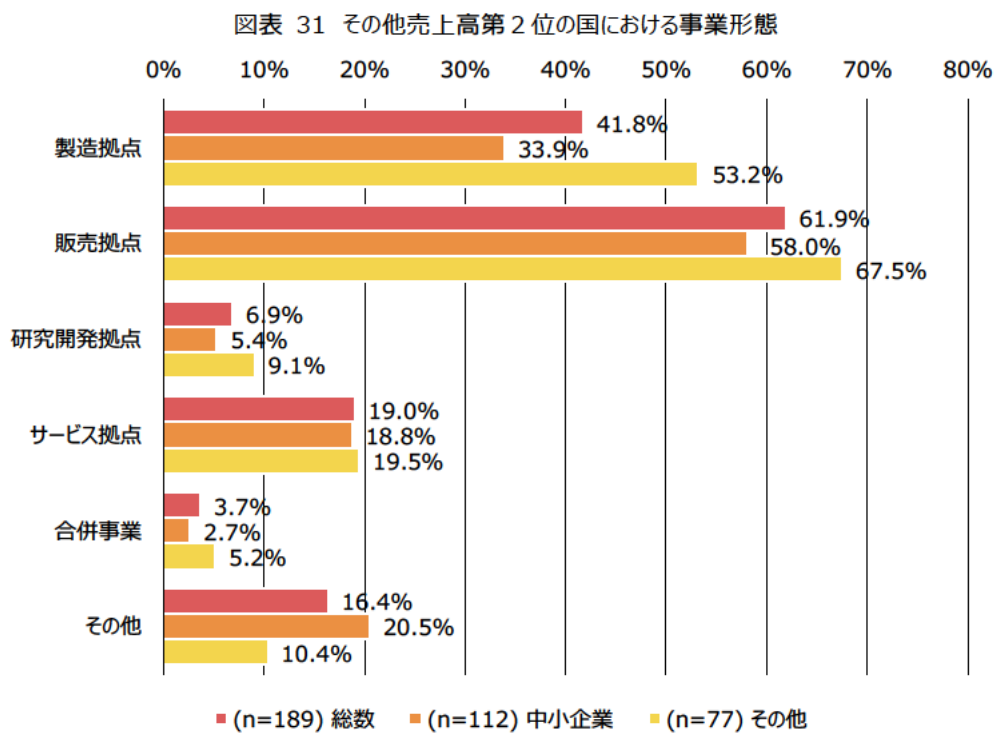
<事業展開ありとする国名(上位10カ国)>

順位	国名	回答数	順位	国名	回答数
1	タイ	36	6	マレーシア	17
2	ベトナム	24	7	シンガポール	15
3	インド	23	8	メキシコ	8
4	インドネシア	22	9	香港	5
5	台湾	20	10	オーストラリア	4

イ. 事業形態

回答全体をみると、「販売拠点」の割合が最も高く61.9%である。次いで、「製造拠点（41.8%）」、「サービス拠点（19.0%）」である。

中小企業では、「販売拠点」の割合が最も高く58.0%である。次いで、「製造拠点（33.9%）」である。



(2) 海外での知的財産活動の状況

① 知的財産権の各国・地域の保有状況

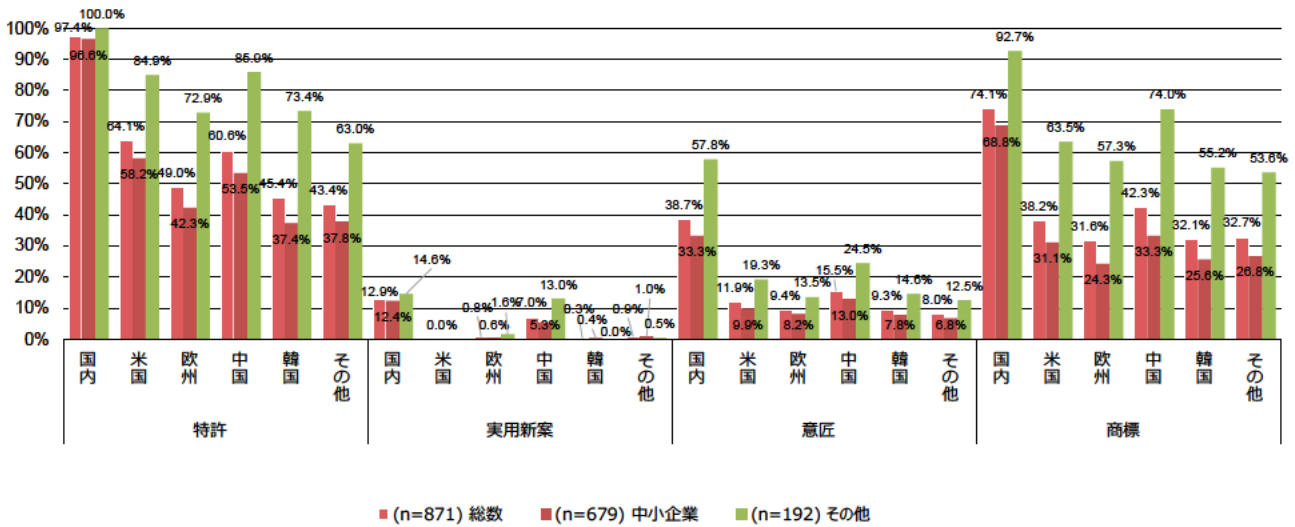
特許、実用新案、意匠、商標のいずれも、国内での保有割合が高い。

回答全体をみると、「特許」については、米国、中国の保有割合が6割を超え、「意匠」「商標」においては、中国での保有割合が高い。

中小企業では、全体と同様の傾向がみられ、「特許」については、米国、中国の保有割合がそれぞれ、58.2%、53.5%と高く、「意匠」「商標」においては、中国での保有割合が高い。

なお、欧州における上位5か国は、「ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、スイス」で、その他の国の上位5か国は、「台湾、インド、タイ、シンガポール、インドネシア」であった。

図表 32 知的財産権の各国・地域の保有状況



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

<欧州国名(上位 10 カ国)>

順位	国名	回答数	順位	国名	回答数
1	ドイツ	271	6	スペイン	37
2	イギリス	195	7	オランダ	35
3	フランス	170	8	オーストリア	19
4	イタリア	99	9	スウェーデン	18
5	スイス	42	10	ベルギー	16

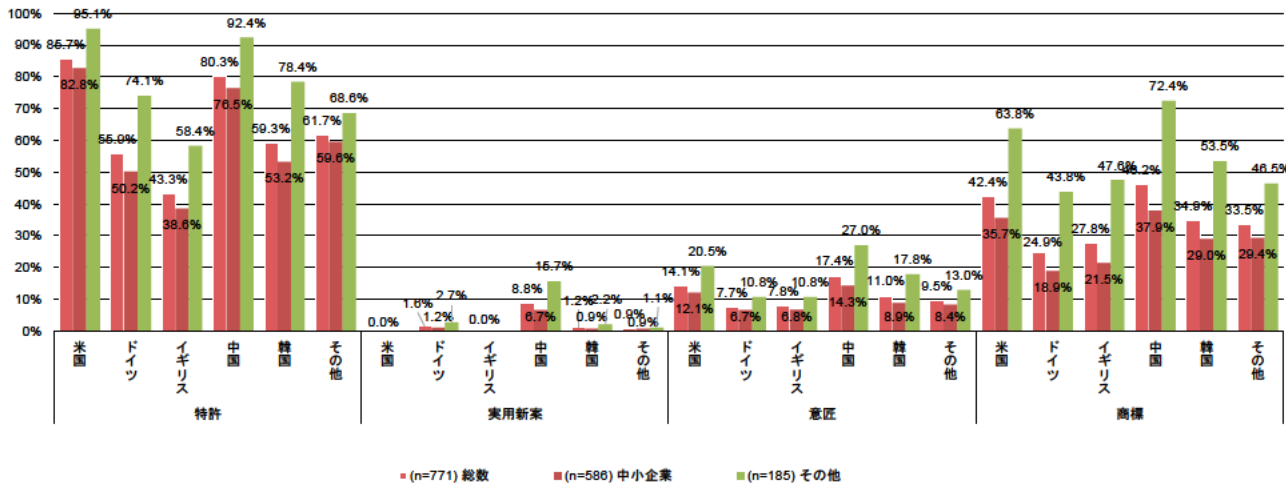
<その他国名(上位 10 カ国)>

順位	国名	回答数	順位	国名	回答数
1	台湾	263	6	カナダ	70
2	インド	142	7	マレーシア	68
3	タイ	140	8	オーストラリア	53
4	シンガポール	92	9	ブラジル	48
5	インドネシア	87	10	香港	37

② 知的財産権の出願を行った国

回答全体でみると、「特許 米国」の割合が最も高く85.7%である。次いで、「特許 中国（80.3%）」、「特許 その他（61.7%）」である。中小企業でも、全体と同様の傾向がみられる。

図表 33 知的財産の出願を行った国



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

<その他国名(上位 10 カ国)>

【特許】

順位	国名	回答数
1	台湾	176
2	インド	134
3	タイ	93
4	インドネシア	59
5	シンガポール	59
6	カナダ	47
7	ベトナム	45
8	マレーシア	45
9	フランス	42
10	オーストラリア	40

【実用新案】

順位	国名	回答数
1	台湾	5
2	タイ	2
3	インドネシア	2
4	ベトナム	1
4	フランス	1

【意匠】

順位	国名	回答数
1	台湾	42
2	インド	21
3	タイ	15
4	インドネシア	11
5	シンガポール	7
6	ベトナム	7
7	マレーシア	7
8	フランス	7
9	ブラジル	7
10	香港	7

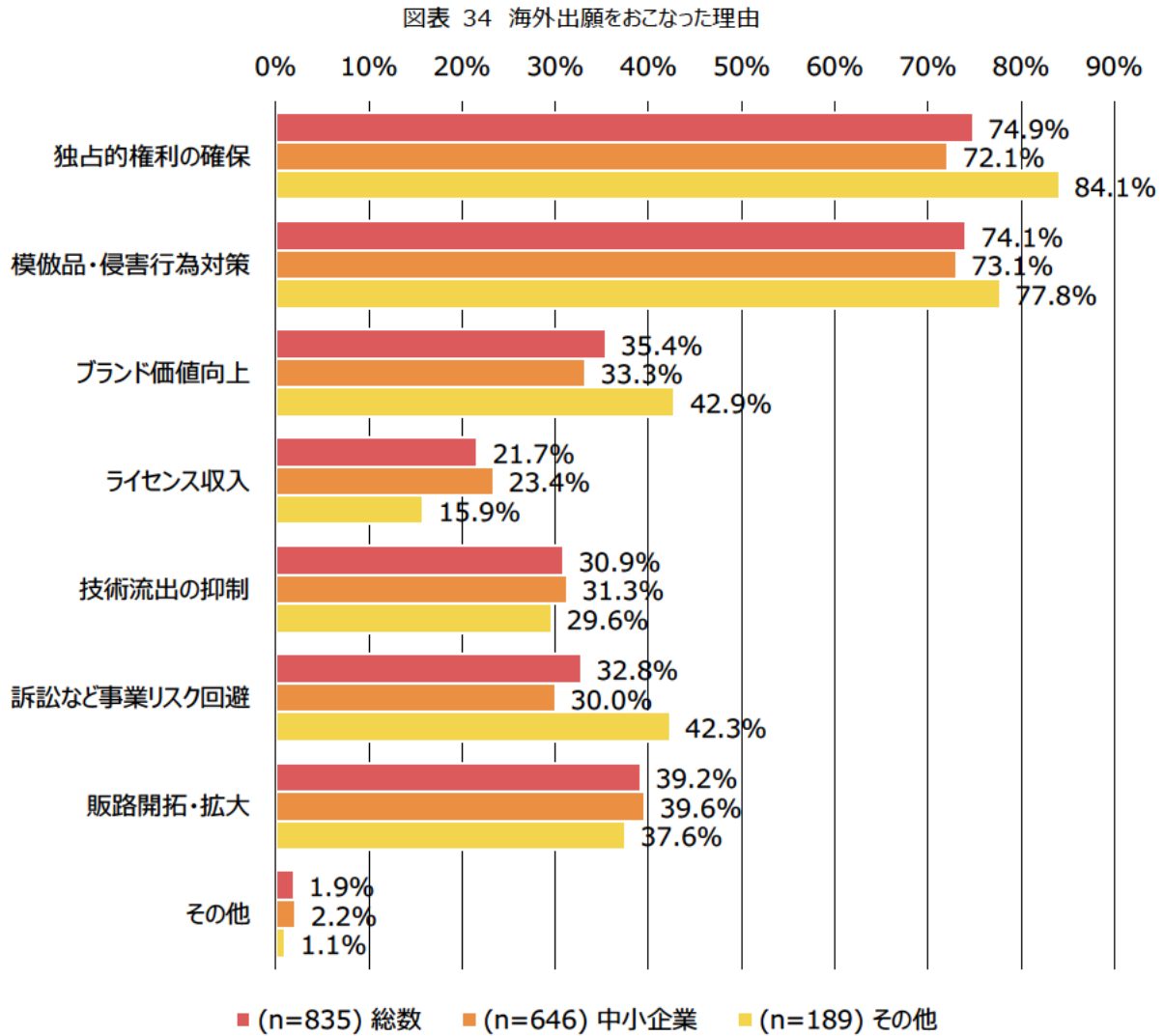
【商標】

順位	国名	回答数
1	台湾	135
2	インド	116
3	タイ	82
4	インドネシア	57
5	シンガポール	54
6	ベトナム	45
7	マレーシア	43
8	カナダ	36
9	フランス	33
10	オーストラリア	33

③ 海外出願をおこなった理由

回答全体をみると「独占的権利の確保」の割合が最も高く74.9%である。次いで、「模倣品・侵害行為対策（74.1%）」、「販路開拓・拡大（39.2%）」である。

中小企業でも全体と同様の傾向がみられ、「独占的権利の確保」の割合が最も高く72.1%である。次いで、「模倣品・侵害行為対策（73.1%）」、「販路開拓・拡大（39.6%）」である。

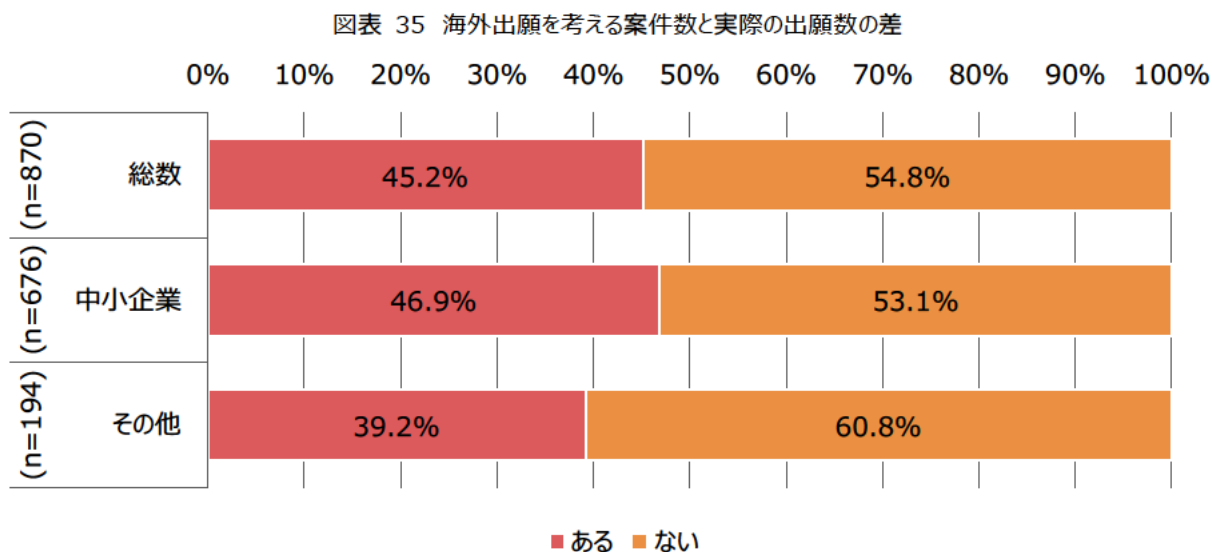


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

④ 海外出願を考える案件数と実際の出願数の差

回答全体をみると「ない」の割合が 54.8%と過半数を占める。

中小企業でも、全体と同様の傾向だが、「ある」の割合が 46.9%とやや高い。

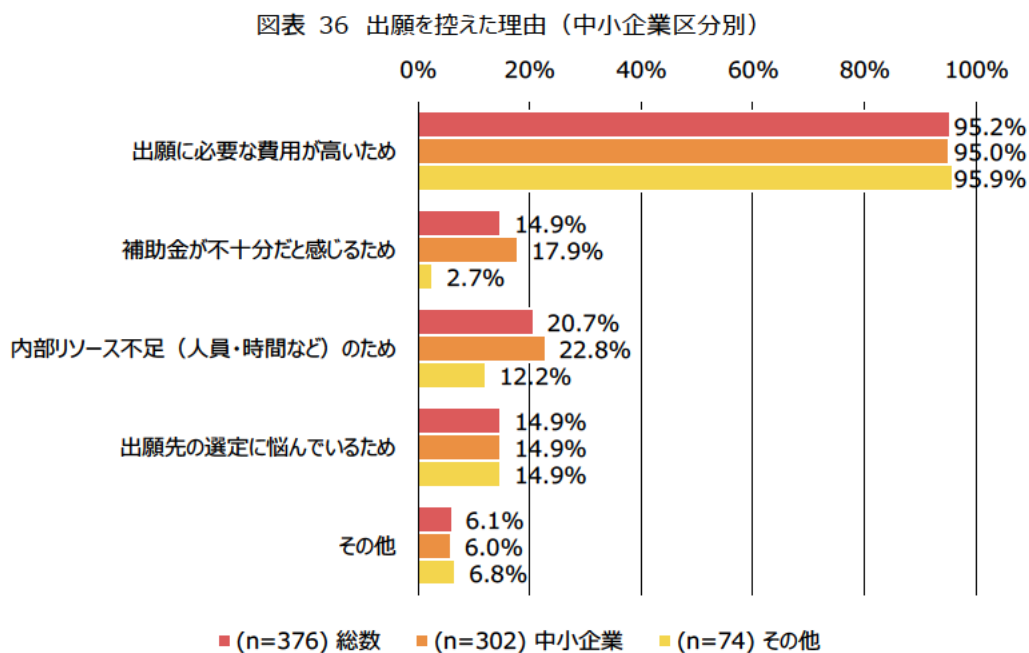


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む

⑤ 海外出願を控えた理由

回答全体をみると、「出願に必要な費用が高いため」の割合が最も高く 95.2%である。次いで、「内部リソース不足（人員・時間など）のため（20.7%）」、「補助金が不十分だと感じるため（14.9%）」、「出願先の選定に悩んでいるため（14.9%）」である。

中小企業では、「補助金が不十分だと感じるため」、「内部リソース不足（人員・時間など）のため」の割合が全体の傾向と比べてやや高い。

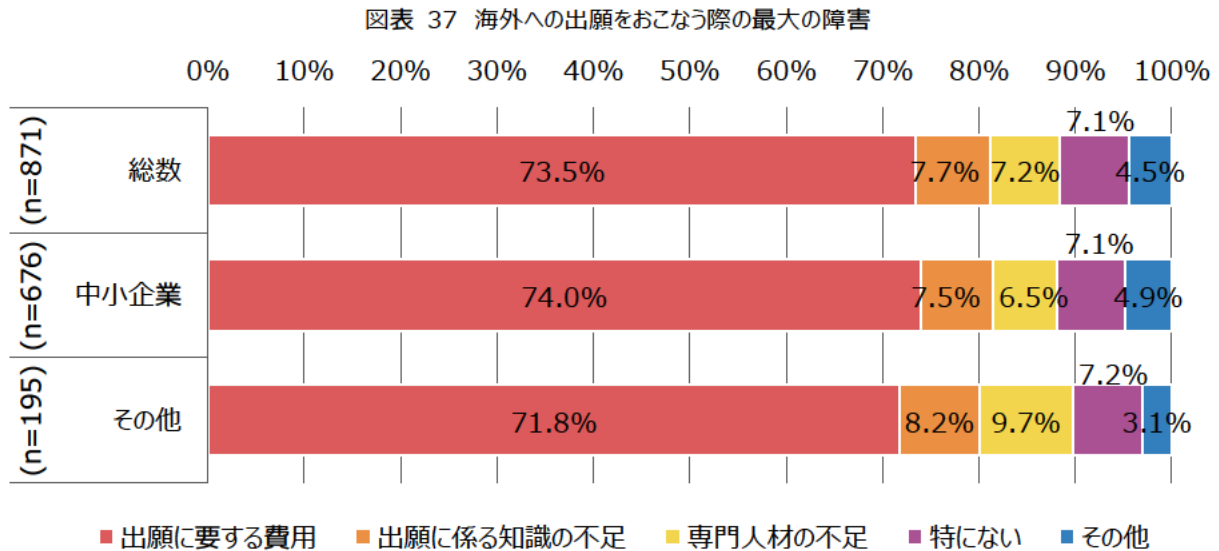


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

⑥ 海外への出願をおこなう際の最大の障害

回答全体でみると、「出願に要する費用」の割合が最も高く73.5%である。次いで、「出願に係る知識の不足（7.7%）」、「専門人材の不足（7.2%）」である。

中小企業でも、全体と同様の傾向がみられる。



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

(3) 企業ヒアリングからみた海外出願に係る課題等

① コスト・費用負担（出願・維持・翻訳・代理人手数料）

海外出願は年金・維持費を含め全般的に高額であり、特に欧州は、手数料が割高である。また、各国言語の翻訳費用が高み、それもコスト要因の一つである。代理人の手数料負担に関しても、指摘がみられた。一方、生成 AI の登場により、翻訳に係る作業やコスト負担が軽減されている状況もみられる。

コスト要因により、出願を見送るケースがみられ、多いところでは実際に出願した件数が希望件数の 5 割に満たないところもみられた。しかしながら、そのようなケースでも、国や自治体の補助制度を活用することで、費用負担の軽減が図られ、出願件数の増加に寄与したとの意見がみられた。

② 法制度や実務への対応の差異

各国の法制度や実務の違いが課題としてあげられている。

PCT 出願から国内移行にあたっては、現地代理人を介することになるが、受け取った拒絶理由の要因が、出願国の法制度や審査基準によるものなのか、現地代理人による翻訳が正確でなかったことによるものなのか、原因の特定が難しいとの意見がみられた。また、欧州は新規性・進歩性の指摘が細かく、補正回数が多くなりがちで対応負荷が大きいという意見もみられた。さらに、米国では、担当審査官によって、審査の判断にはばらつきがあり、運用上の安定性に欠けるため、厳格さが求められるとの意見がみられた。

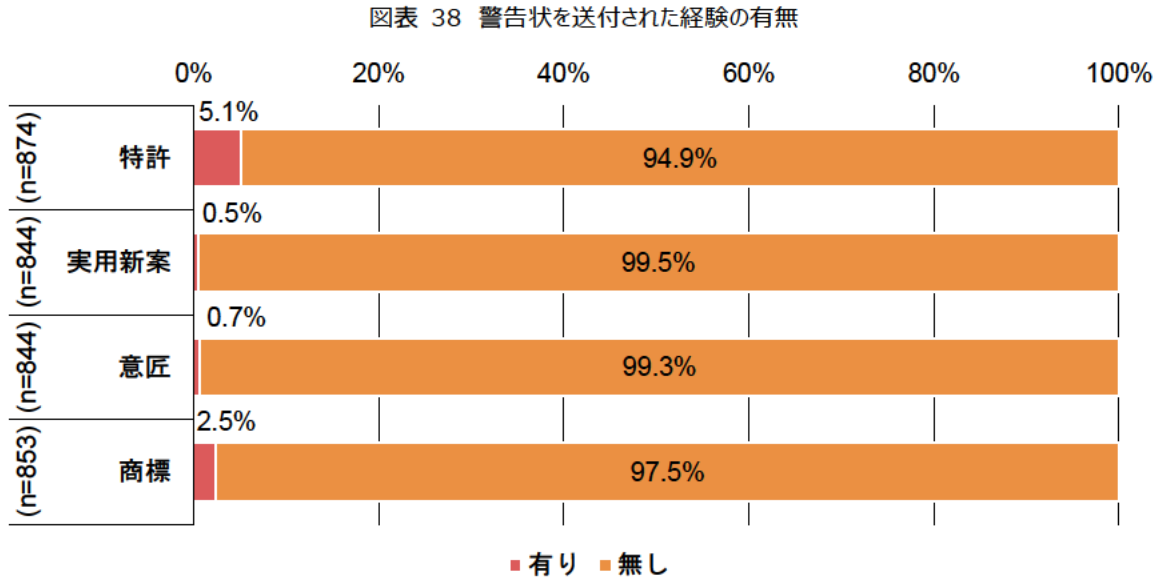
現地代理人や連携先などの検討にあたり、適正を判断するための調査を行うことは、企業にとっての負担が大きいことから、レビュー付きのデータベースなどがあれば、現地代理人を指定しやすいという意見がみられた。

中国では、わずかな設計変更で権利化を行ったり、抵触することを避けたり、別の群で同一名での商標出願を行うなど、現地企業の知財戦略のしたたかさが指摘されている。また、権利化しても現地での模倣品対策が難しいとの指摘もされている。

3. 海外での知財トラブルの状況

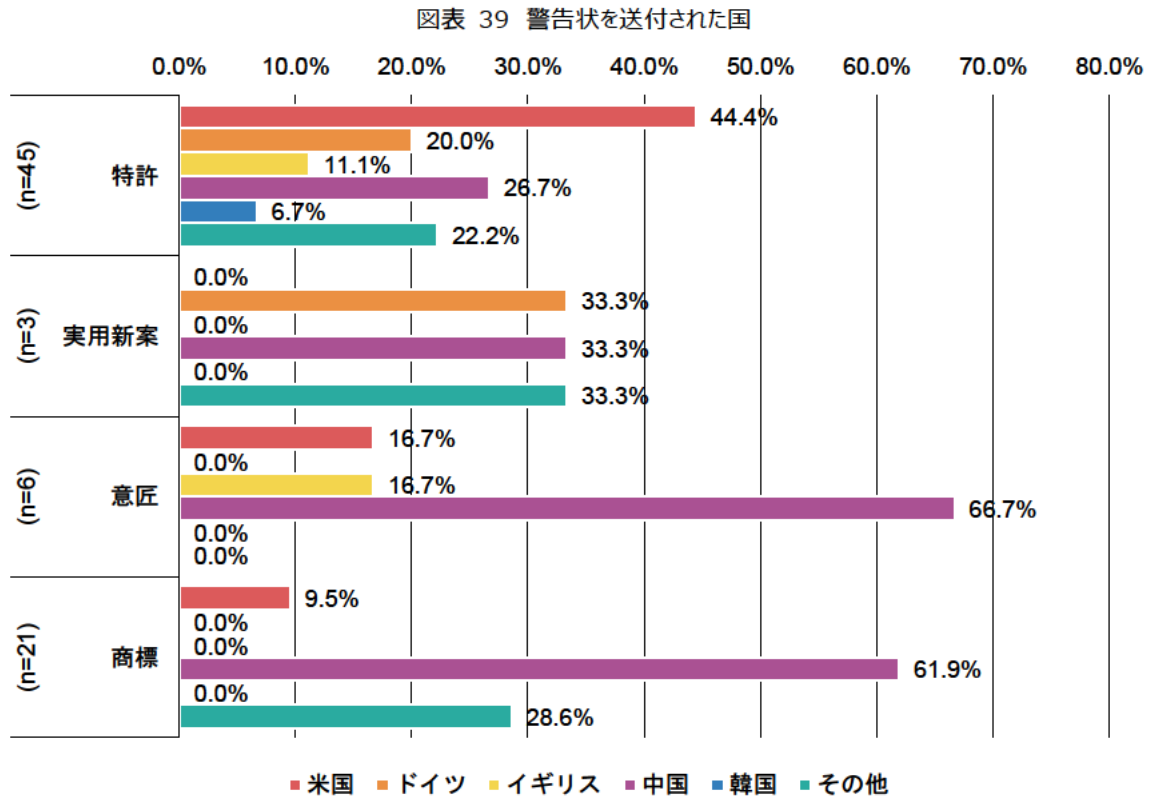
(1) 過去 10 年間に、海外において知的侵害の警告状を送付された経験の有無

回答全体をみると、「無し」と答えた回答が大多数を占めるものの、特許については 5.1%、商標については 2.5%が警告状を送付された経験があると答えている。



(2) 警告状を送付された国

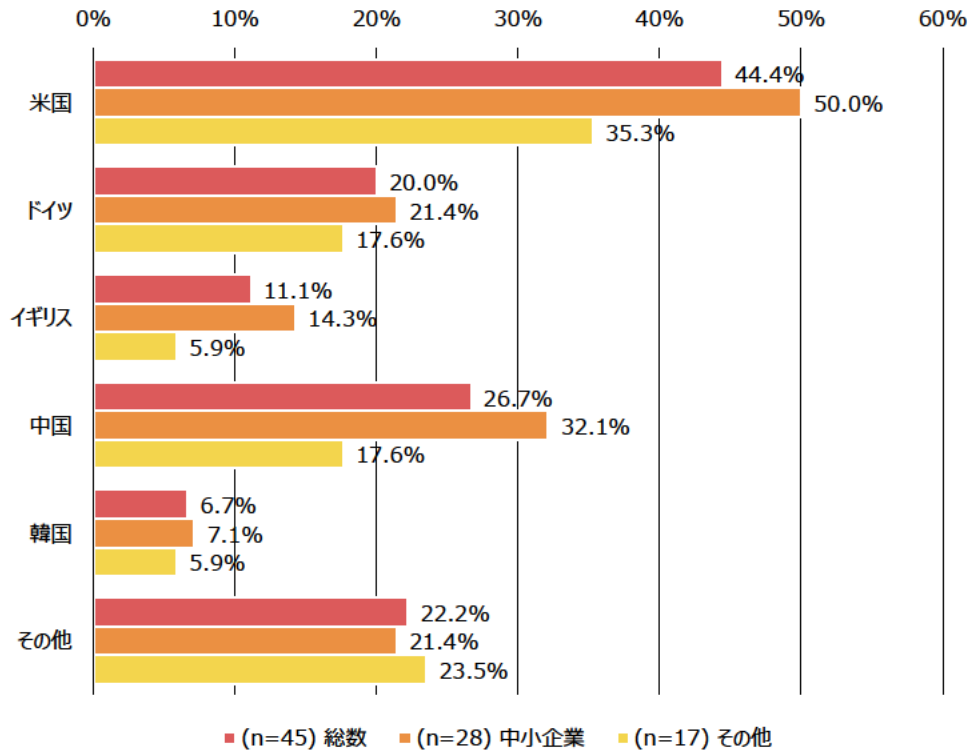
母数が異なるため単純比較はできないが、特許については「米国」より警告状送付された割合が最も高く 44.4%となっている。全体的には中国の割合が目立つ。



① 警告状を送付された国（企業規模別）

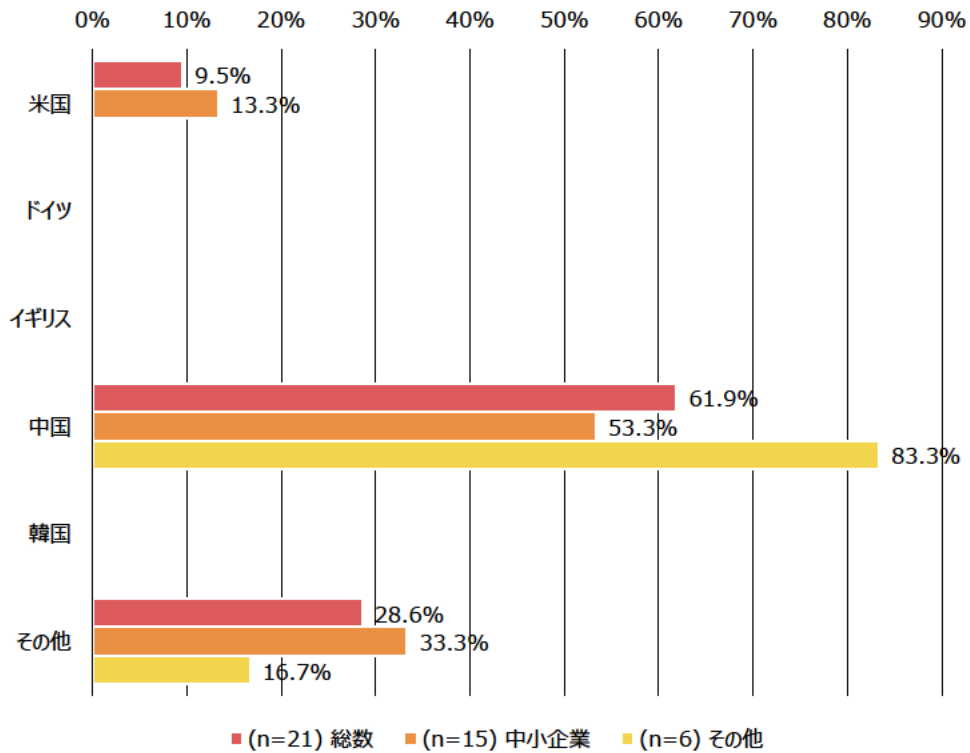
中小企業では、「米国」において特許にかかる警告状を送付された割合 50.0%と最も高い。また、商標においては、「中国」における割合が 53.3%と最も高い。

図表 40 警告状を送付された国（特許）



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

図表 41 警告状を送付された国（商標）

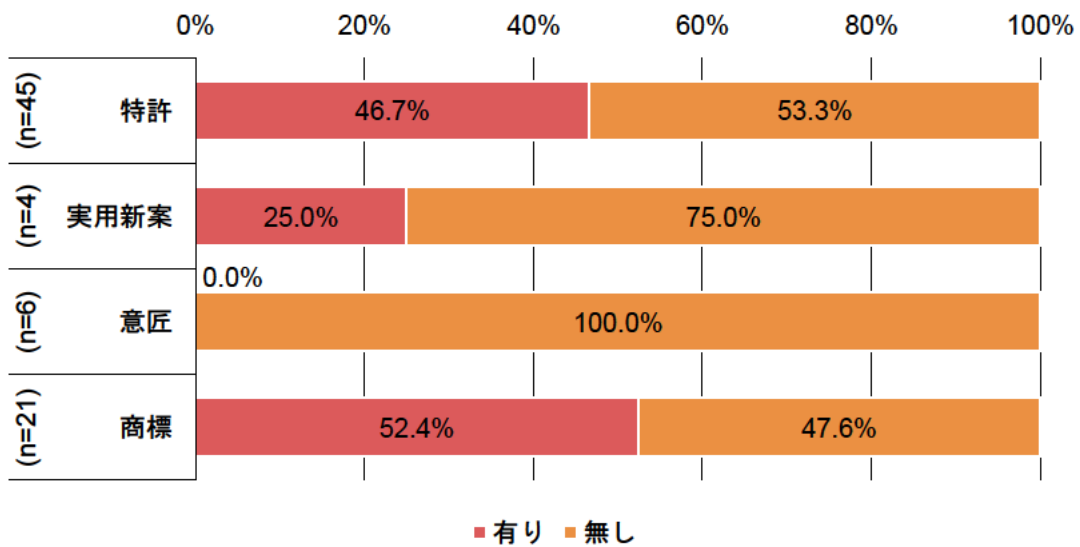


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。
 （実用新案、意匠については母数が少ないため省略）

(3) 過去 10 年間に海外において訴訟を提起された経験の有無

警告状を送付された経験がある知的財産のうち、訴訟を提起された経験は、特許が 46.7%、商標が 52.4%と約半数を占めている。

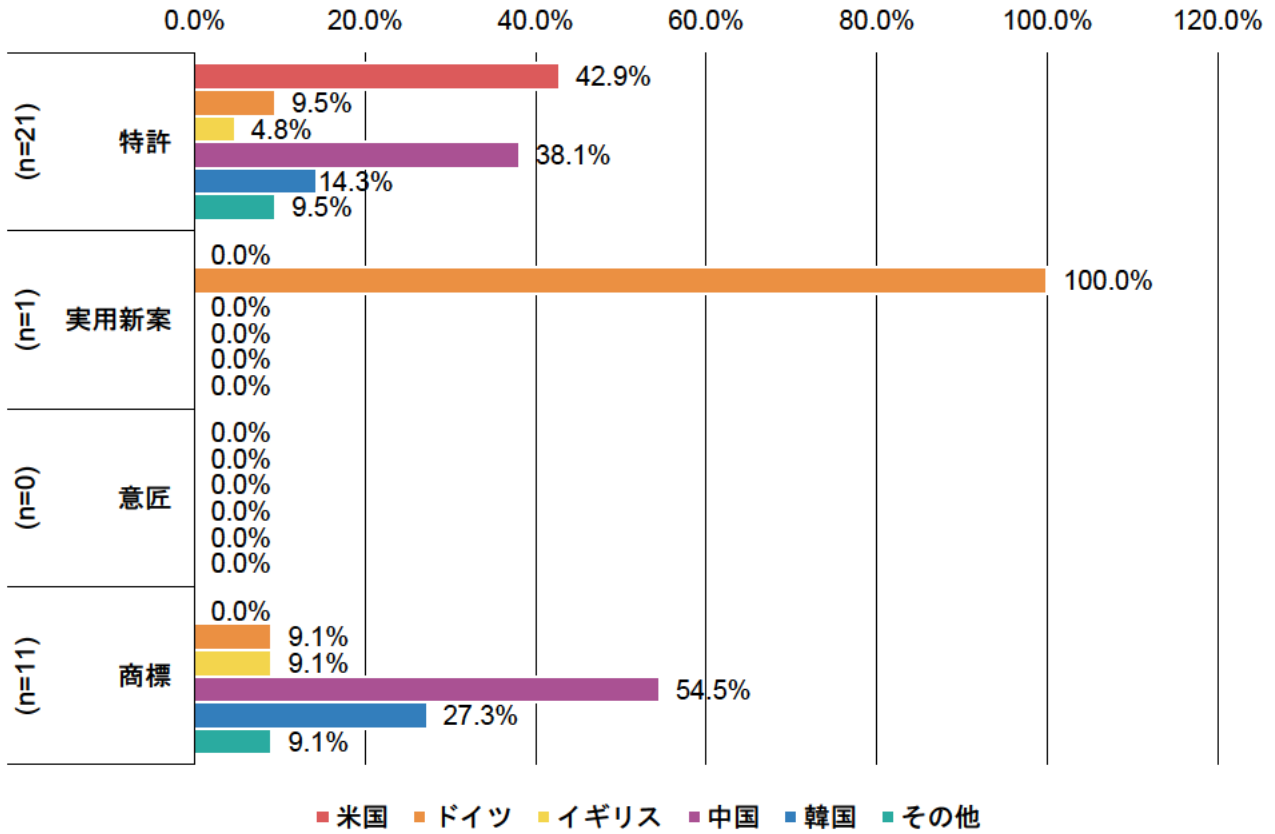
図表 42 訴訟を提起された経験の有無



(4) 訴訟を提起された国

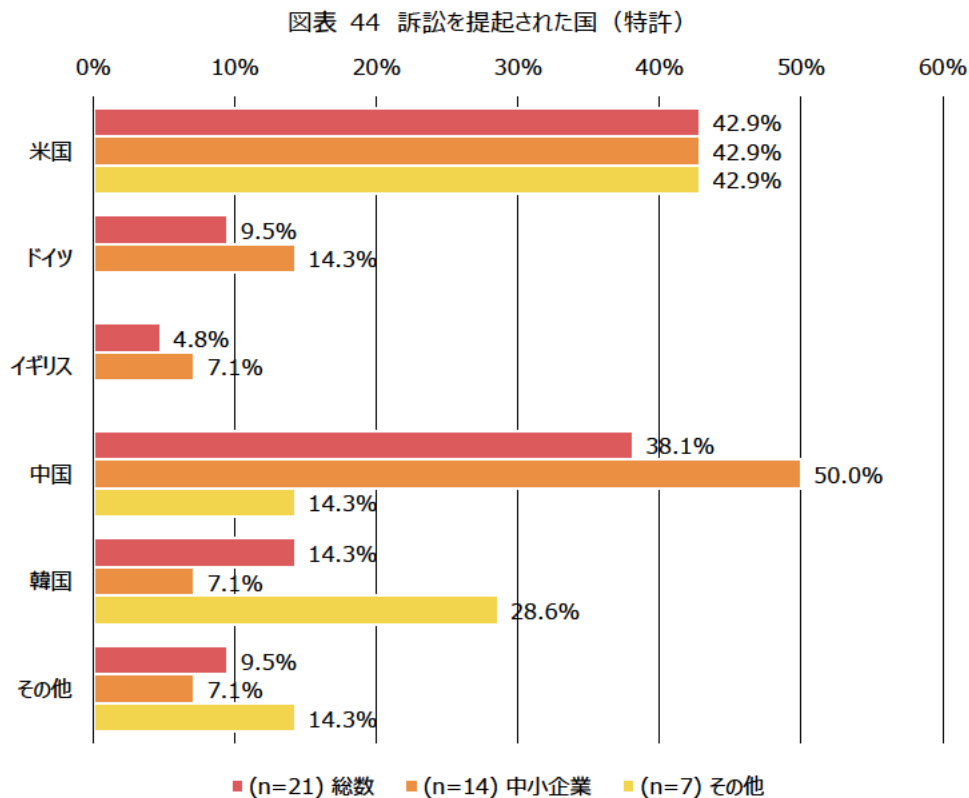
警告状を送付された国のうち、実際に訴訟を提起された知的財産は、特許と商標が多い。
 特許のうち、42.9%が米国での訴訟提起となっている。

図表 43 知的財産権について訴訟を提起された国



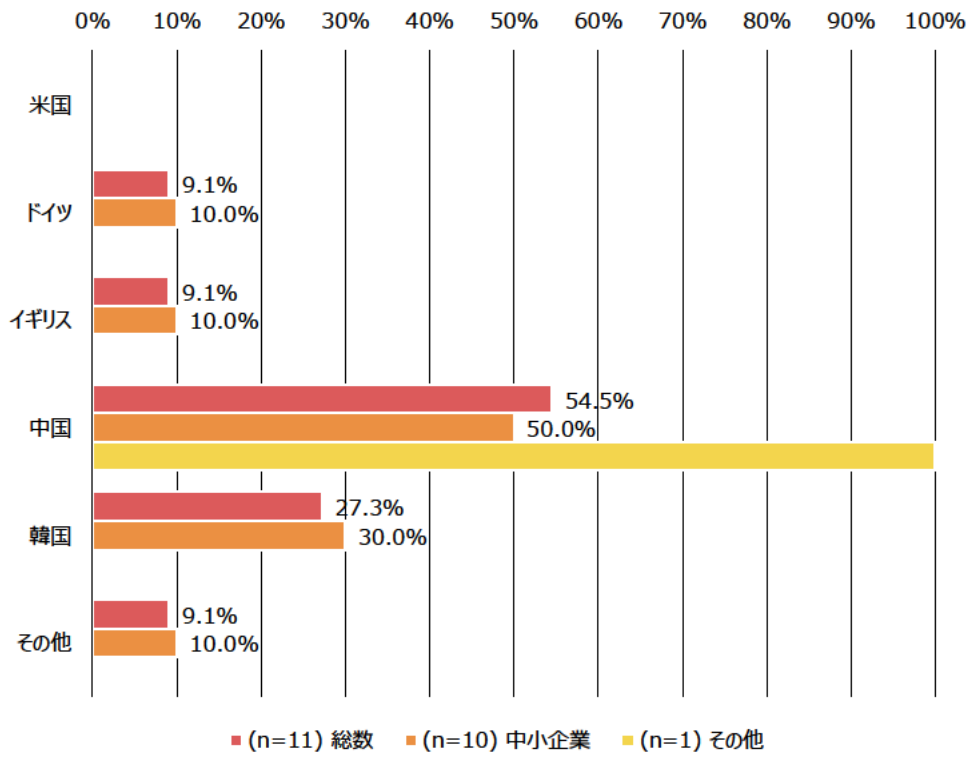
① 訴訟を提起された国（企業規模別）

中小企業では、「中国」において訴訟を提起された経験が高い。



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

図表 45 訴訟を提起された国（商標）

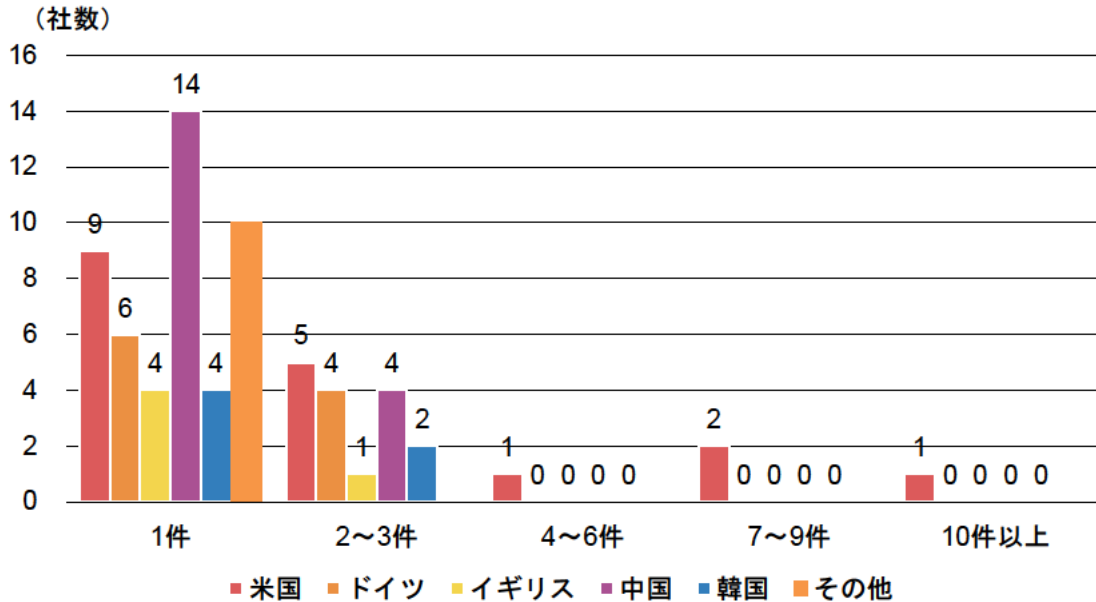


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。
(実用新案、意匠については母数が少ないため省略)

(5) 過去 10 年間に知財侵害の指摘を受けた件数

過去 10 年間に、海外で知財侵害の警告状送付や訴訟提起といった知財侵害の指摘を受けた件数は、米国、中国が最も多く、それぞれ 18 社が指摘を受けている。1 社あたりの指摘件数は、1 件という回答が最も多い一方、複数回の指摘を受けている企業もみられる。

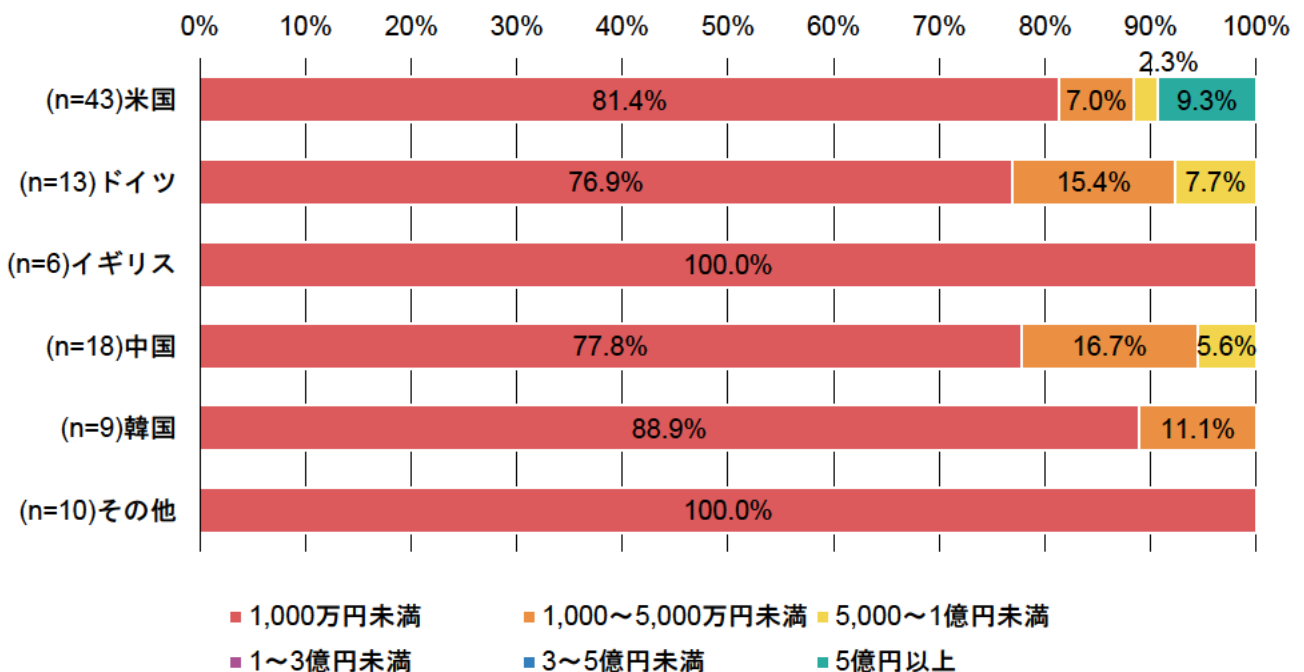
図表 46 知財侵害の指摘を受けた国と総件数



(6) 知財侵害の対応に要した費用

全ての国において「1,000 万円未満」の割合が最も高いが、米国では費用を要している傾向にある。

図表 47 知財侵害の対応に要した費用

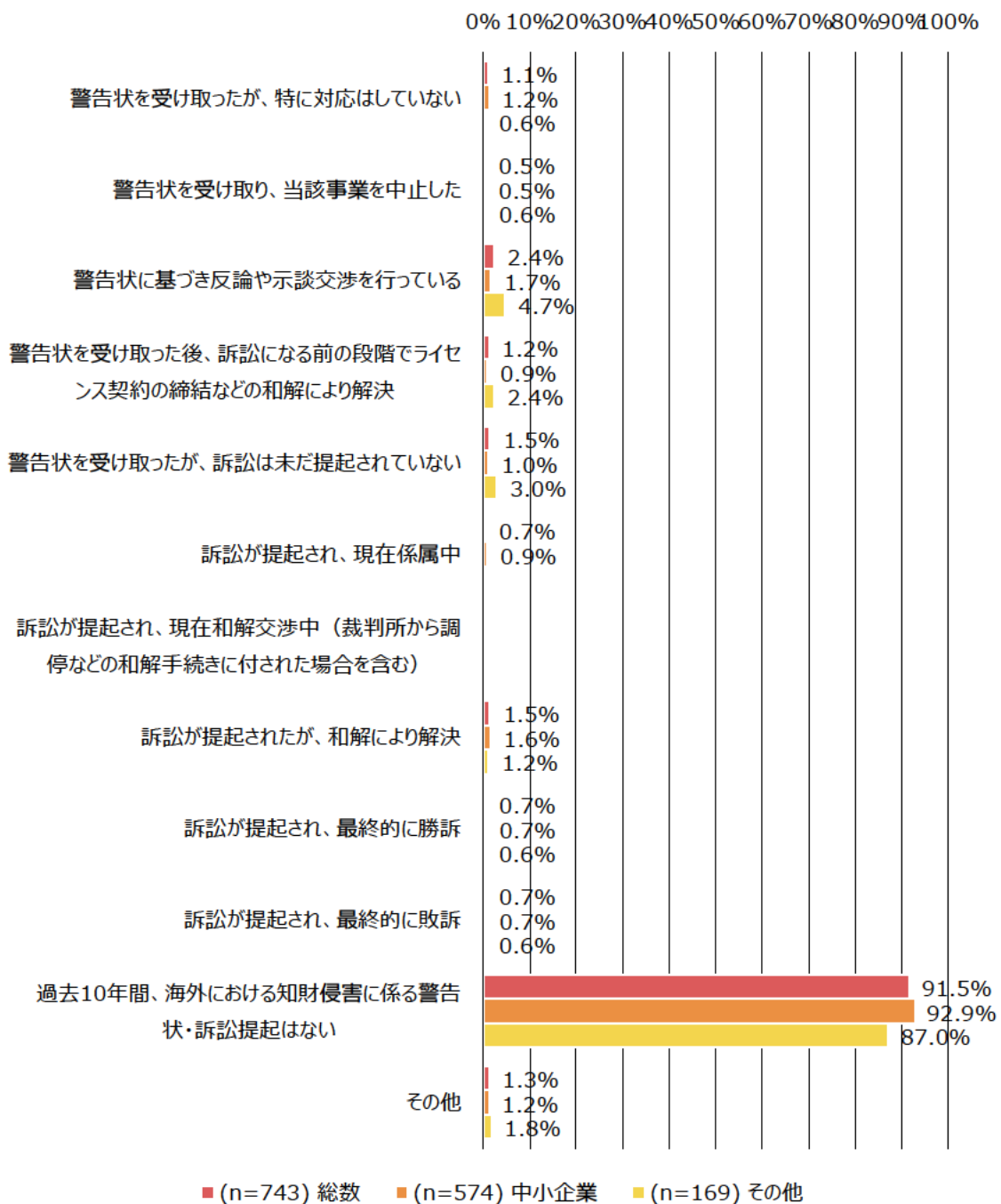


(7) 過去 10 年間で、海外における知財侵害に係る警告状・訴訟提起の結果

回答全体をみると、「過去 10 年間、海外における知財侵害に係る警告状・訴訟提起はない」の割合が最も高く 91.5%である。次いで、「警告状に基づき反論や示談交渉を行っている (2.4%)」、「警告状を受け取ったが、訴訟は未だ提起されていない (1.5%)」、「訴訟が提起されたが、和解により解決 (1.5%)」である。

中小企業でも、「過去 10 年間、海外における知財侵害に係る警告状・訴訟提起はない」の割合が最も高く 92.9%である。次いで、「警告状に基づき反論や示談交渉を行っている (1.7%)」、「訴訟が提起されたが、和解により解決 (1.6%)」である。

図表 48 過去 10 年間で、海外における知財侵害に係る警告状・訴訟提起の結果

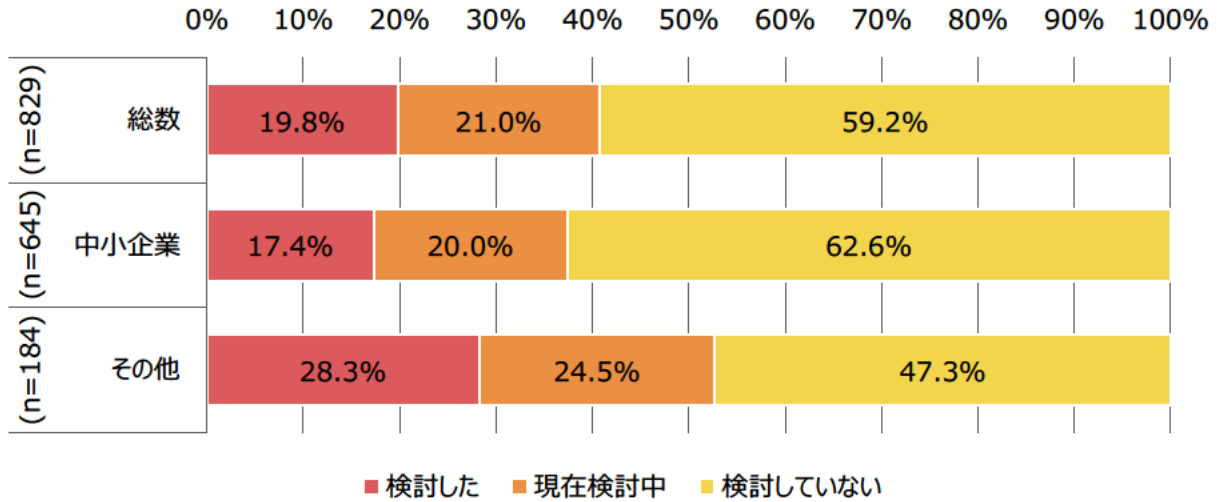


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

(8) 今後、海外で知財侵害の指摘を受けることを想定した場合の対策の検討状況

回答全体をみると、「検討していない」の割合が最も高く 59.2%である。次いで、「現在検討中 (21.0%)」、「検討した (19.8%)」である。中小企業では「検討していない」が6割を超えている。

図表 49 今後、海外で知財侵害の指摘を受けることを想定した場合の対策の検討状況

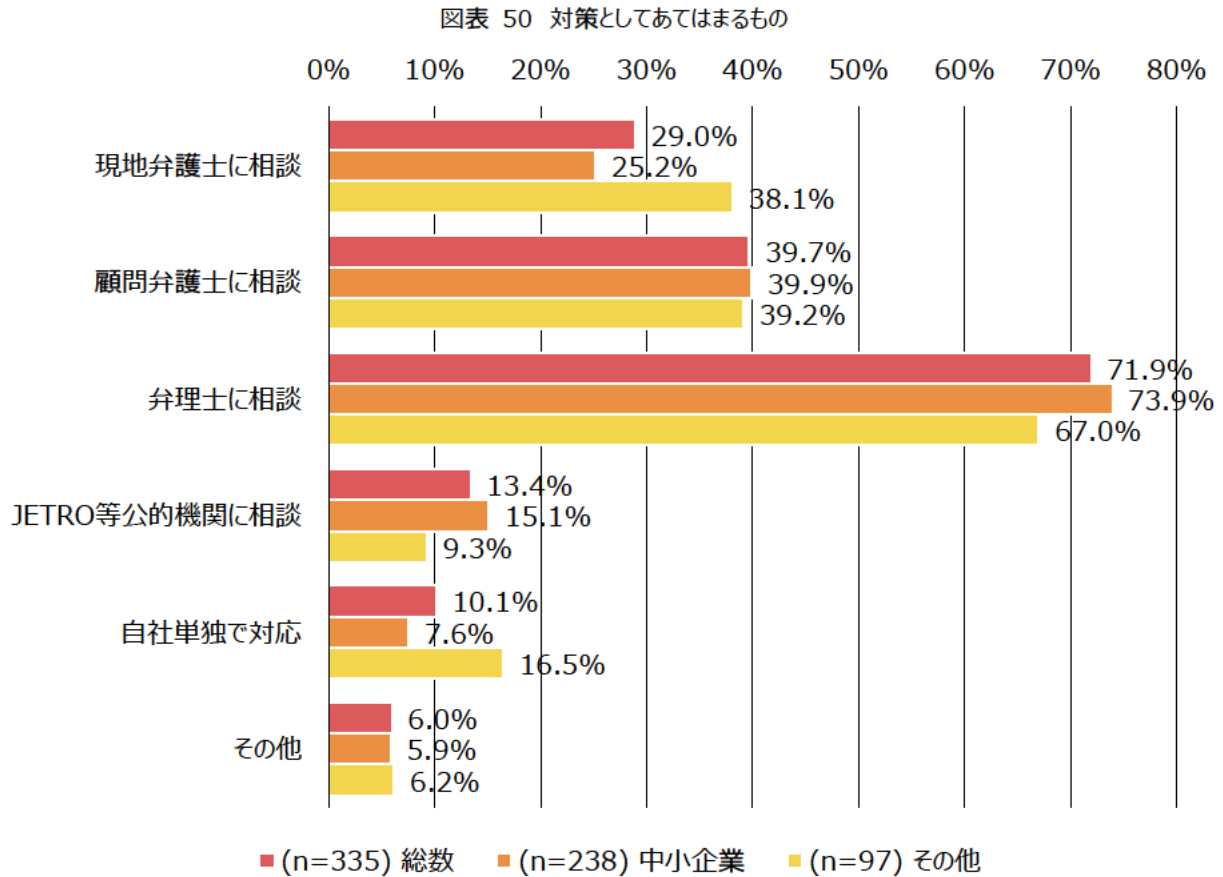


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

(9) 今後、海外で知財侵害の指摘を受けることを想定した場合の対策としてあてはまるもの

回答全体をみると、「弁理士に相談」の割合が最も高く 71.9%である。次いで、「顧問弁護士に相談 (39.7%)」、「現地弁護士に相談 (29.0%)」である。

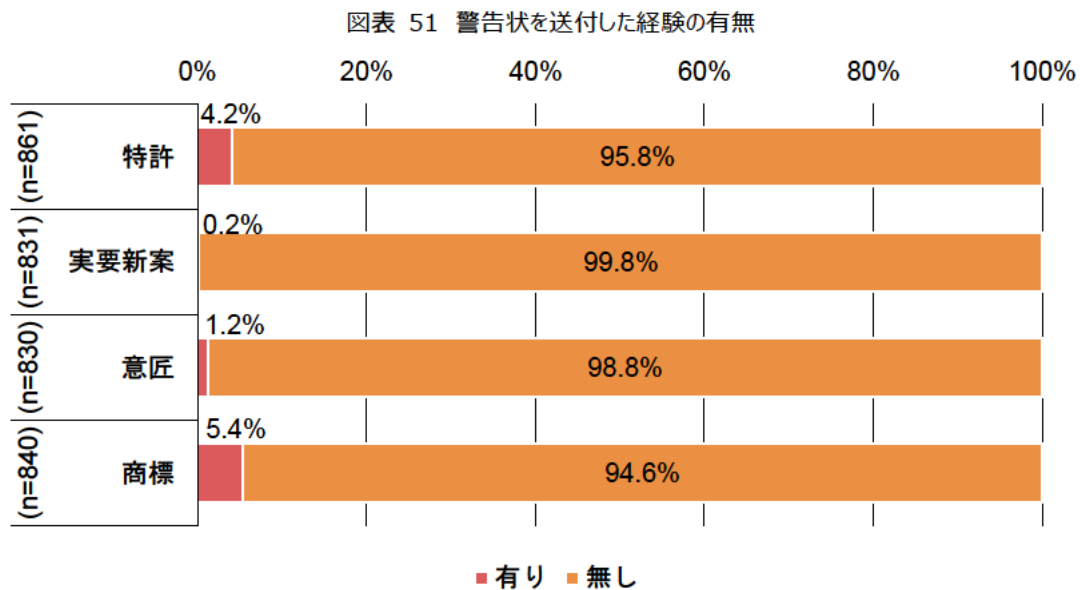
中小企業でも全体と同様の傾向がみられ、「弁理士に相談」の割合が最も高く 73.9%である。次いで、「顧問弁護士に相談 (39.9%)」、「現地弁護士に相談 (25.2%)」である。



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

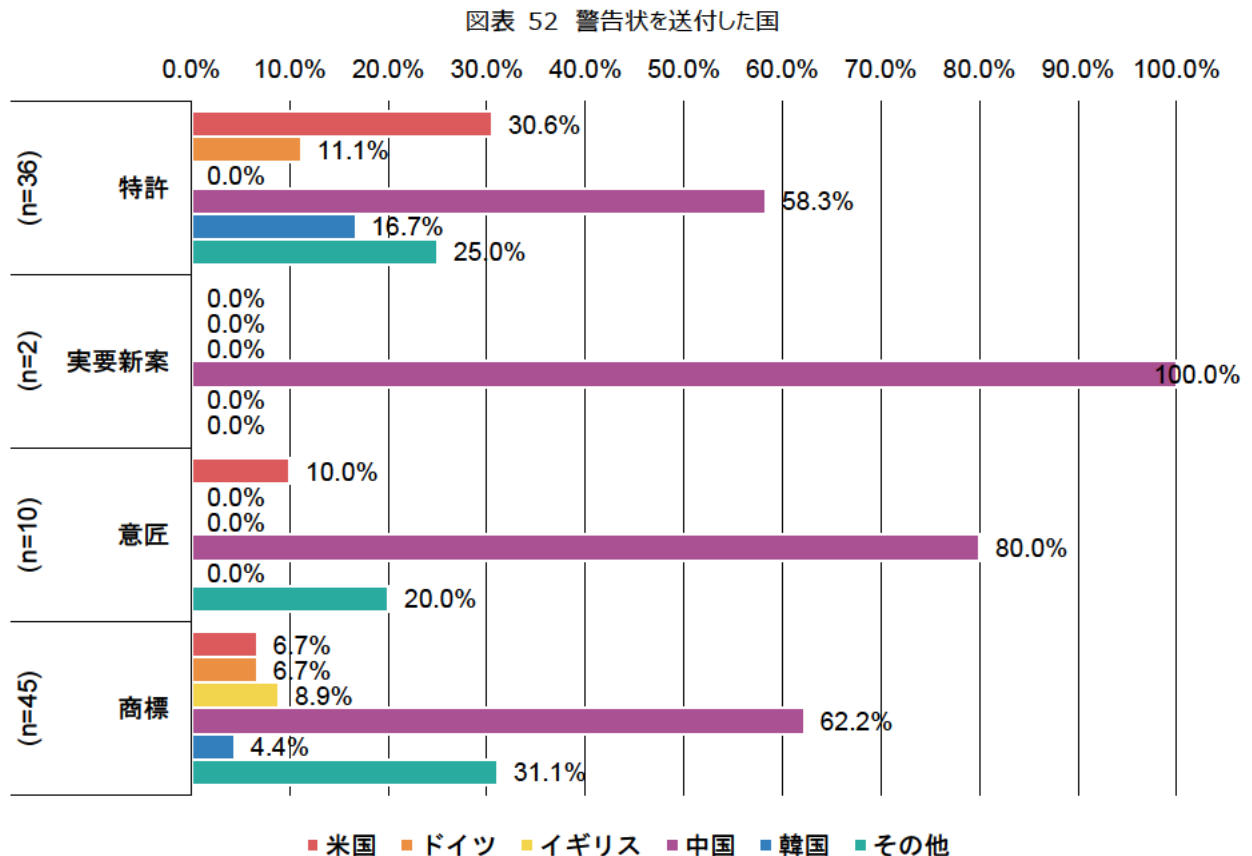
(10) 過去 10 年間に警告状を送付した経験の有無

全ての知財において「無し」が大多数を占めるものの、商標、特許で 5%前後の企業で送付経験ありとの回答がみられる。



① 知財侵害について警告状を送付した国

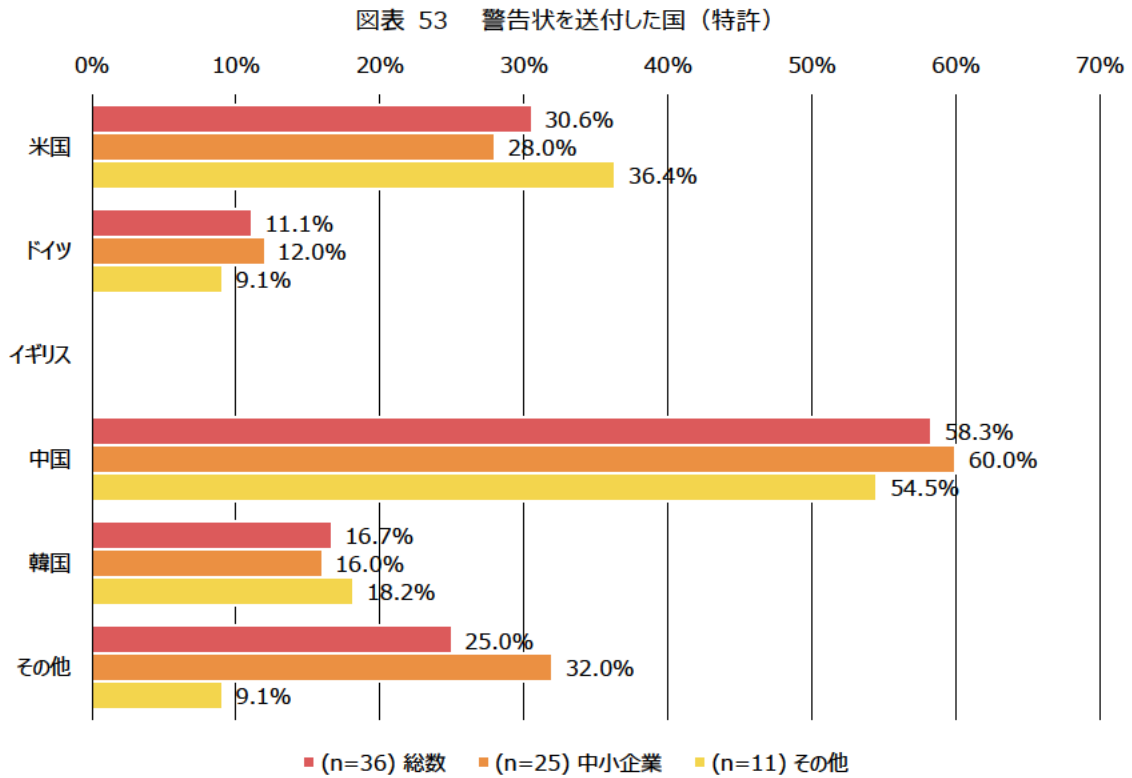
警告状の送付は、いずれの知的財産権も「中国」への割合が高い。



※その他 1, 2 の国を統合して再集計

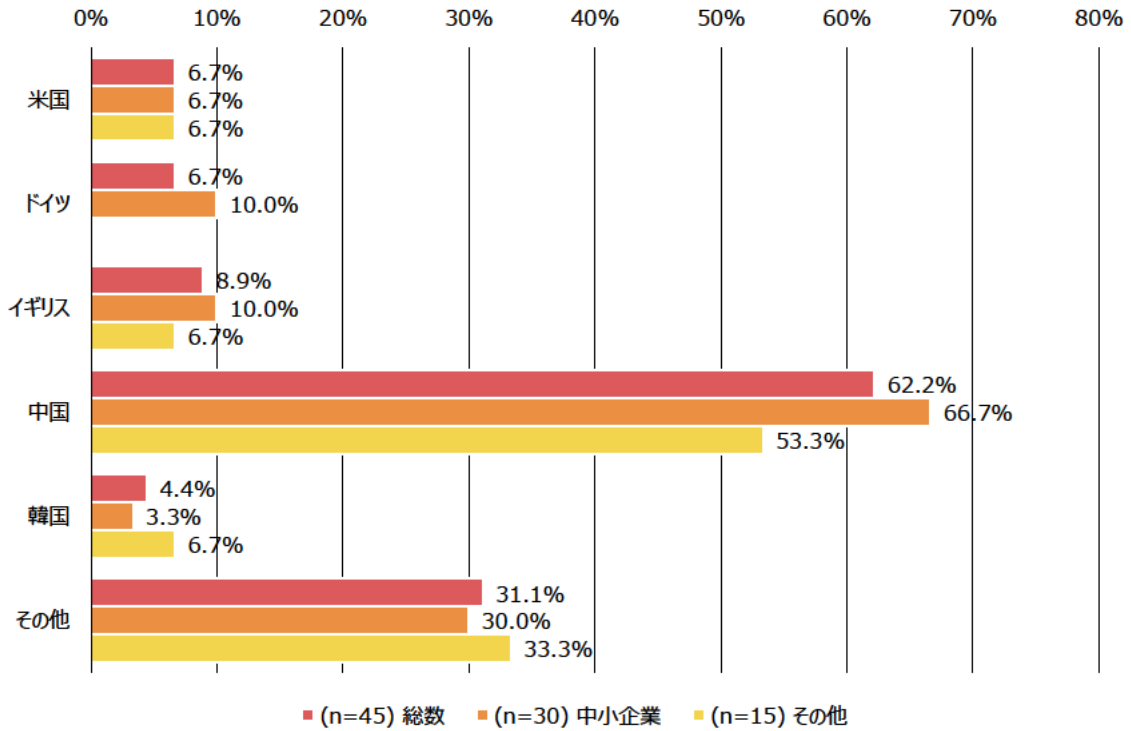
② 警告状を送付した国（企業規模別）

中小企業では、「中国」において警告状を送付した割合が高い。



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む

図表 54 警告状を送付した国（商標）

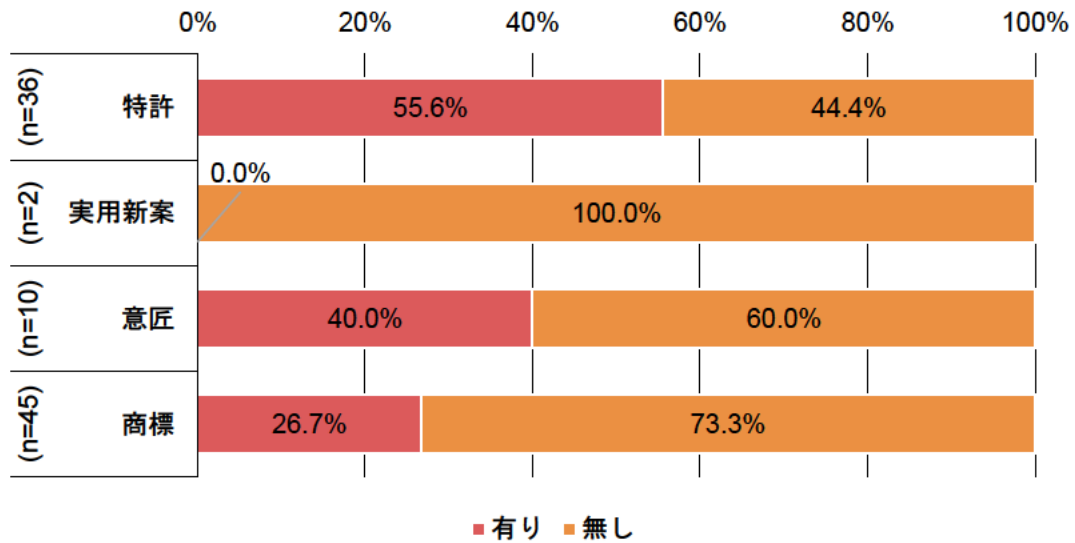


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。
（実用新案、意匠については母数が少ないため省略）

(11) 知財侵害について訴訟を提起した経験の有無

警告状を送付したうち、「特許」において、過半数で訴訟の提起の経験がある。「実用新案」については、訴訟の経験がない。

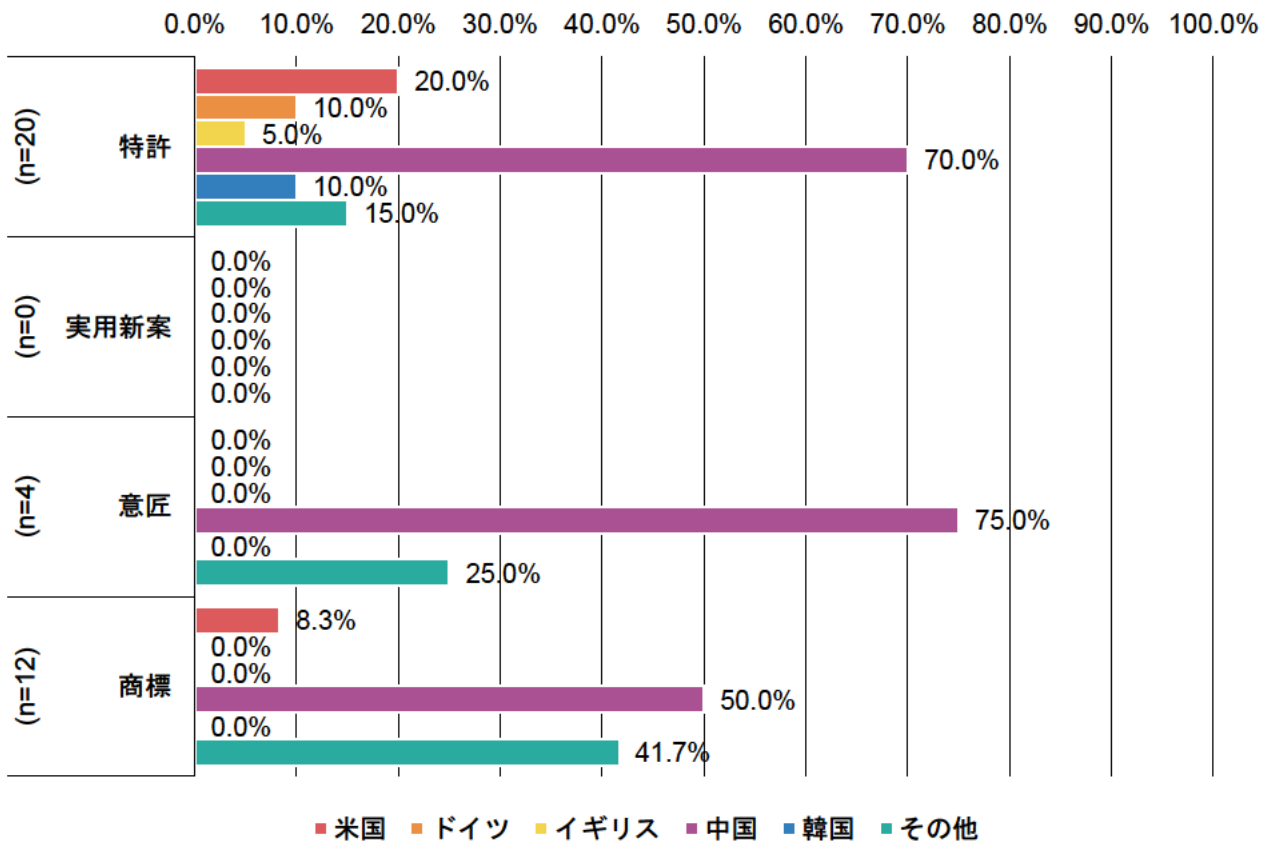
図表 55 訴訟を提起した経験の有無



① 知財侵害について訴訟を提起した国

いずれも、「中国」への訴訟提起が多い。

図表 56 訴訟を提起した国

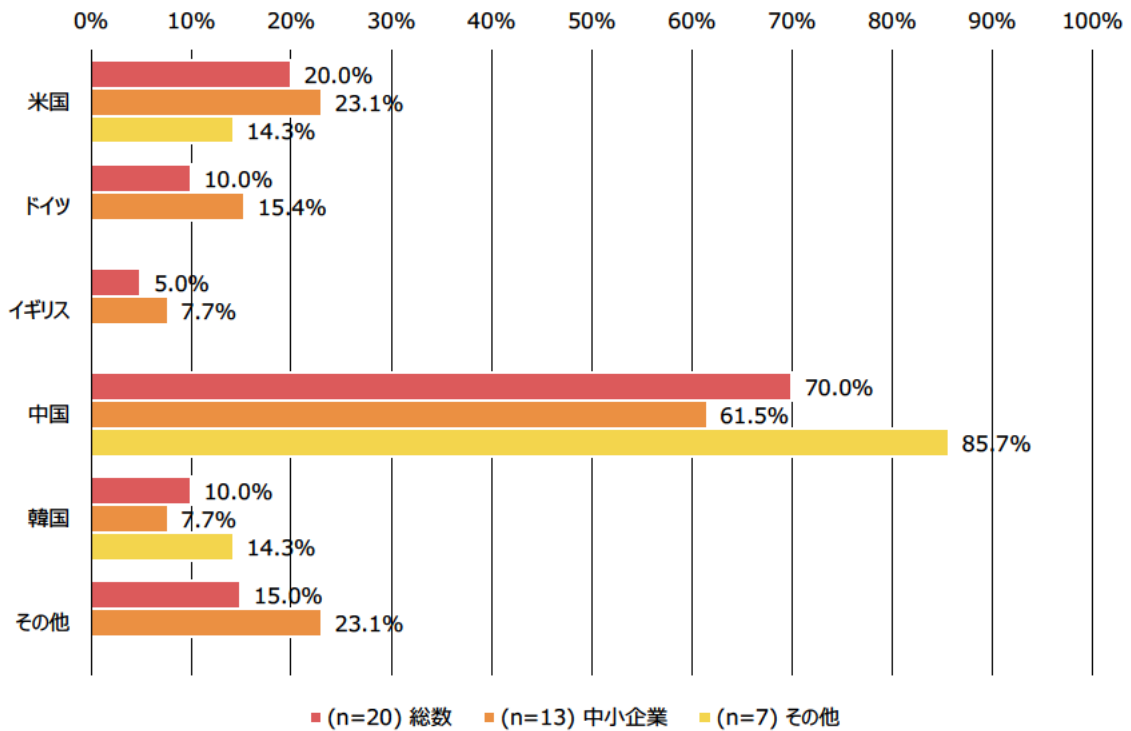


※その他 1, 2 の国を統合して再集計

② 訴訟を提起した国（企業規模別）

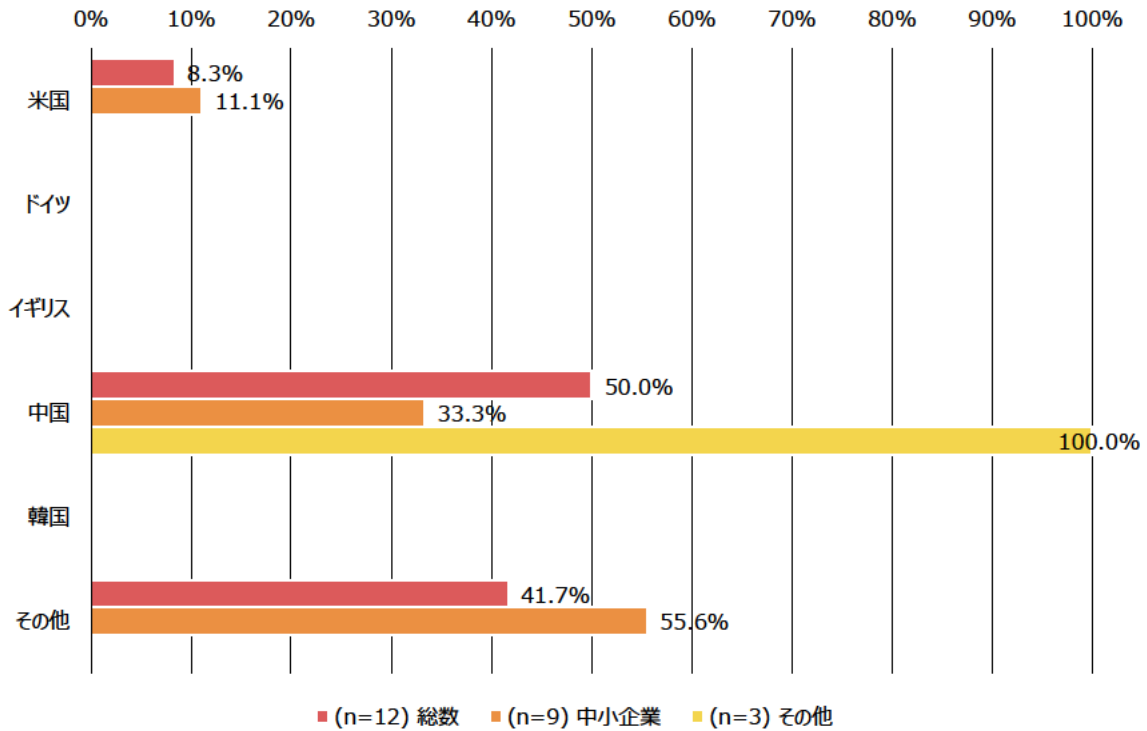
中小企業では、「中国」において訴訟を提起した割合が高い。

図表 57 訴訟を提起した国（特許）



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

図表 58 訴訟を提起した国（商標）



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。
（実用新案、意匠については母数が少ないため省略）

(12) ヒアリング調査で把握した知財トラブルの事例

① 特許権

現地代理店とライセンス契約を締結し、ロイヤリティー収入を得ていたが、相手先がロイヤリティー支払いを停止した。現地にて、当社製品の模倣品の流通を確認し、現地企業によるライセンス契約違反、権利侵害が判明した。

「中小企業海外侵害対策支援事業」を活用し、現地での侵害実態を調査するとともに、相手先への警告実施と行政摘発の申請をおこない、模倣品が差し止められ、最終的に和解へと至った。

② 意匠権

米国で意匠権を取得していた製品について、現地メーカーが形状を僅かに変更した模倣品を販売していた。意匠権の侵害を訴えようとしたが、形状が僅かながら不一致のため、立証が困難との結論となった。以降は、技術的要部をカバーする特許出願もしくは当社のロゴ表示を強化するなどブランド力を強化し、模倣品との差別化を図る方針へ転換した。

③ 商標権

抜け駆け出願防止の観点から、現地代理人のもとで商標取得を進め、完了の報告を受けていたが、一部の類で権利化ができていなく、その隙を突いて、個人が抜け駆け出願を行っていた。

当社が気づいた時は、一部が登録済み、残りは審査中であった。登録済みの区分は、意義申し立て、審査中の区分は、取消・無効の手続きを進めており、現在係争中である。なお、現地代理人との信頼関係が損なわれたため、国内事務所への対応に切り替えた。

④ その他：知財トロールからの警告書の送付

和解金目的の海外権利者からの警告書及び類似の連絡が年数回発生する。

大企業ではなく、知識の乏しい中堅・中小企業を標的とすることで、和解金の回収の効率化を図る戦略を採用していると推測される。

現地の法律事務所と連携して対応する一方、契約書の条項次第で、想定外の税負担等が生じることがあるため、コストとの兼ね合いをみて、案件ごとに係争か和解かの方針を決めている。

対応期間については、全体的に長期化の傾向にある。

4. 海外での知財リスクとその対応について

(1) 知財リスクを補償する保険商品の実態調査

保険商品や特約のうち、国内企業が海外展開した際の知的財産権に関連するリスクに対する補償を補償内容に含むもの（公的支援制度、保険会社等により国内において提供されるもの）の現状等について調査を行った（参考情報として、国内のみが適用される保険商品や特約を掲載）。

① 特許庁 海外知財訴訟費用保険制度⁶³⁶⁴

ア. 概要

企業の海外での事業展開の増加に伴い、海外での知的財産侵害を理由とする係争に我が国企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にある。特に中小企業は、係争の対応に要する多額の費用を用意することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれる等のリスクが懸念される状況にある。そのため、特許庁では中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合に対応するため、海外知財訴訟費用保険の掛け金の一部を補助している。

イ. 対象

以下の両方の要件を満たす者に対して、海外知財訴訟費用保険加入時の掛金を補助するもの。保険加入時の掛金の 1/2（2 年目以降の更新の場合は、掛金の 1/3）を補助する。補助上限は設定されていない。

- ・ 海外知財訴訟費用保険に応募資格を有する者
- ・ 中小企業基本法で定める中小企業であり、かつみなし大企業ではない者

ウ. 応募資格

各地の商工会議所及び商工会の会員並びに中小企業団体中央会の組合等に加入している者。

エ. 募集期間（2025（令和 7）年度）

- ・ 2025（令和 7）年 7 月 1 日始期分（7 月 1 日付け加入分）～2026（令和 8）年 2 月 1 日始期分（2 月 1 日付け加入分）

オ. 保険期間

- ・ 2025 年 7 月 1 日午前 0 時から 2026 年 6 月 30 日午後 12 時まで
- ・ 中途加入の場合は、毎月 1 日午前 0 時から 2026 年 6 月 30 日午後 12 時まで

⁶³ 特許庁ホームページ 海外知財訴訟費用保険に対する補助

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html [最終アクセス日：2025 年 9 月 19 日]

⁶⁴ 特許庁 海外知財訴訟費用保険制度パンフレット

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/document/shien_sosyou_hoken/pamph16.pdf [最終アクセス日：2025 年 9 月 19 日]

カ. 取り扱い体制

運営団体として、日本商工会議所、全国商工会联合会、全国中小企業団体中央会が制度運営の任にあっている。また、引受保険会社は損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社の3社となっている。

キ. 対象地域

東京海上日動火災保険株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社は日本・北朝鮮を除く海外全域もしくはアジア地域（日本・北朝鮮を除く）のみを対象とする商品が提供されている。損害保険ジャパン株式会社はアジア地域（日本・北朝鮮を除く）を対象としている。

ク. 補償内容

各社以下の費用が補償対象となる。

損害保険ジャパン株式会社 ⁶⁵	弁護士費用（着手金、報奨金）、鑑定費用、その他訴訟関連費用 支払限度額は500万円、1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択可能 免責金額（自己負担額）10万円（1訴訟） 損害賠償金は補償対象外
東京海上日動火災保険株式会社 ⁶⁶	同上
三井住友海上火災保険株式会社 ⁶⁷	同上

ケ. その他

海外知財訴訟費用保険制度の加入件数について、特許庁では令和元年～5か年において、年間125件以上の加入を見込んでいた⁶⁸。

⁶⁵損害保険ジャパン株式会社 海外知財訴訟費用保険制度パンフレット

https://www.ishigakiservice.jp/wp-content/uploads/2025/07/2025sj_chizai.pdf [最終アクセス日：2025年9月19日]

⁶⁶東京海上日動火災保険株式会社 海外知財訴訟費用保険制度パンフレット

<https://www.ishigakiservice.jp/wp-content/uploads/2025/05/2025tkchizai.pdf> [最終アクセス日：2025年9月19日]

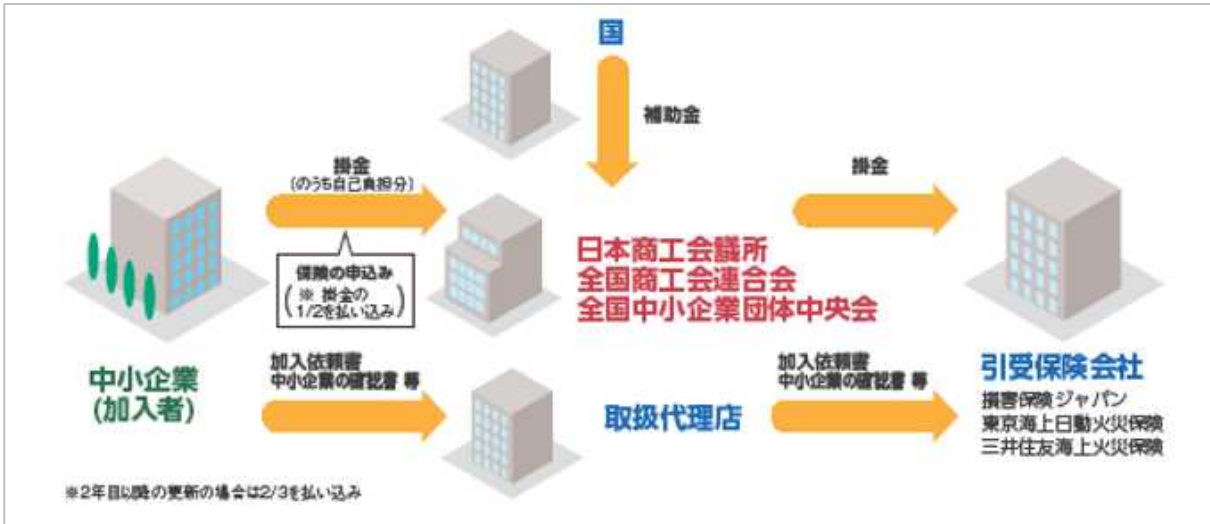
⁶⁷三井住友海上火災保険株式会社 海外知財訴訟費用保険制度パンフレット

<https://www.ishigakiservice.jp/wp-content/uploads/2025/05/2025mschizai.pdf> [最終アクセス日：2025年9月19日]

⁶⁸令和5年度行政事業レビューシート 中小企業知的財産活動支援事業費補助金

<https://rssystem.go.jp/project/b70dafc2-003b-4b99-ac5c-ed01e0381735/report> [最終アクセス日：2026年3月19日]

図表 59 制度のしくみ



出所) 特許庁ホームページ 海外知財訴訟費用保険 (海外知財訴訟保険事業)

② 知的財産賠償責任保険（損害保険ジャパン株式会社）

ア. 対象

損害保険ジャパン株式会社では、企業が第三者の知的財産権を侵害した場合に発生する損害賠償責任や訴訟費用を補償する知的財産賠償責任保険を2021年4月より取り扱っている⁶⁹。対象となる知的財産権は特許権、商標権、意匠権、実用新案権とし全世界において保険が適用される。

また、知的財産サービス事業者のNGB株式会社⁷⁰が提供する企業の知的財産における侵害リスクを調査するFTO調査（Freedom to operate の略。製品やプロセスを市場に投入する前に将来の特許侵害や訴訟のリスクを事前に予測・回避低減する目的で行われる調査で、対象国において製品やプロセスを実施することで抵触する可能性がある他者の特許を事前に抽出する調査）を実施した企業に対し、「知的財産権賠償責任保険」の保険料割引を2023年4月から開始している。⁷¹

イ. 補償内容

- ・ 損害賠償金：第三者の知的財産権侵害に起因して、被保険者が被る法律上の賠償責任額
- ・ 争訟費用：上記に起因して生じる弁護士相談費用などの防御費用
（オプション）
- ・ 契約上の賠償金：知的財産権に関するライセンス契約等で約定された事項に起因する賠償責任
- ・ 不正競争防止法違反による賠償金：不正競争防止法違反に起因して、被保険者が負う法律上の賠償責任
- ・ 喪失利益：製品やサービスの使用差し止め等を命じられた際に被る喪失利益
- ・ 回収費用：製品を市場から回収するために要する費用

⁶⁹損害保険ジャパン株式会社ホームページ ニュースリリース https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/news/2021/20210430_1.pdf?la=ja-JP [最終アクセス日：2025年9月19日]

⁷⁰NGB株式会社ホームページ <https://www.ngb.co.jp/> [最終アクセス日：2025年9月19日]

⁷¹損害保険ジャパン株式会社ホームページ ニュースリリース https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/news/2022/20230120_1.pdf?la=ja-JP [最終アクセス日：2025年9月19日]

③ 知的財産賠償責任保険（三井住友海上火災保険株式会社）

ア. 対象

三井住友海上火災保険株式会社と、イノベーション IP・コンサルティング株式会社（IIPC）は、第三者の知的財産権を侵害するリスク（以下「知財侵害リスク」）対策として、2023年7月から知財侵害リスク評価と保険を組み合わせたサービスの提供を開始している。三井住友海上火災保険株式会社は、IIPCが実施する知財侵害リスク評価の結果を踏まえて「知的財産賠償責任保険※」を提供している⁷²。

なお、同社では、企業の海外輸出に関わるリスク対策に利用できる賠償責任保険「ビジネスプロテクター」も提供しているが、知的財産に関連する補償は対象に含まれていない。⁷³

イ. 契約金額

知財侵害リスク評価の結果を「知的財産賠償責任保険」の保険料や補償条件などに反映させる。

ウ. 補償内容

損害賠償金、訴訟費用、製品回収費用、契約責任、喪失利益等が対象となっている。

⁷²三井住友海上火災保険株式会社 ニュースリリース https://www.ms-ins.com/news/fy2023/pdf/0711_1.pdf [最終アクセス日：2025年9月19日]

⁷³三井住友海上火災保険株式会社 ビジネスプロテクターパンフレット <https://www.ms-ins.com/pdf/business/indemnity/biz-protector-ex.pdf> [最終アクセス日：2025年9月19日]

④ 知的財産権等ライセンス保険（独立行政法人日本貿易保険）

ア. 対象

独立行政法人日本貿易保険は、「戦争をはじめとする非常危険」や「バイヤー企業の倒産など信用危険」による、「知的財産権のライセンス契約に係るロイヤリティー等の回収不能による損失」を、広範囲にわたって補償する保険を提供している⁷⁴。

日本企業が外国企業との間で締結した特許権やノウハウの実施権（使用权）の使用許諾などのライセンス契約、映像、音楽等の著作物を記録した媒体によるライセンス契約に基づいて代金・ロイヤリティー等を契約の相手方に請求したにもかかわらず、為替規制や戦争などの不可抗力（非常危険）及び相手方の破産手続きの開始決定や債務履行遅滞など（信用危険）により支払期限に代金・ロイヤリティー等の回収が不能となったことによって、お客様が受ける損失をてん補するものとなっている。

保険加入者が、特定の製品を製造するためのノウハウを外国企業に提供し、その使用权等の許諾の対価（ロイヤリティーなど）として、契約期間中、製品の製造量、販売量などに応じて、定められた時期（半期ごとなど）に受領するものであり、製造量等に応じて対価が決まるなど、契約金額に不確定な要素が含まれるものが対象となる。

イ. 保険期間

保険対象となる期間は原則 5 年間。更新は満了時に相談可能。

ウ. 契約金額

保険料は支払限度額の保険料率を乗じた金額となる。

国カテゴリー*	非常危険のみカバーする場合		非常及び信用危険をカバーする場合**			
	保険料率	保険料	保険料率	保険料	保険料率	保険料
A	0.101%	90,900 円	0.134%	120,600 円	0.777%	699,300 円
B	0.253%	227,700 円	0.286%	257,400 円	0.929%	836,100 円
C	0.380%	342,000 円	0.413%	371,700 円	1.056%	950,400 円
D	0.506%	455,400 円	0.539%	485,100 円	1.182%	1,063,800 円
E	0.633%	569,700 円	0.666%	599,400 円	1.309%	1,178,100 円
F	0.759%	683,100 円	0.792%	712,800 円	1.435%	1,291,500 円
G	1.012%	910,800 円	1.045%	940,500 円	1.688%	1,519,200 円
H	1.265%	1,138,500 円	1.298%	1,168,200 円	1.941%	1,746,900 円

非常及び信用危険をカバーする場合は、信用格付けの良いケースが左側／良くないケースが右側の保険料となる。また、保険料は、相手国の国カテゴリー、ユーザンスの長さによって異なる。また、非常及び信用危険

⁷⁴独立行政法人日本貿易保険 知的財産権等ライセンス保険説明資料

https://www.nexi.go.jp/product/booklet/pdf/pr11_01.pdf [最終アクセス日：2025年9月19日]

をカバーする場合は、ライセンシーの信用格付によって保険料が異なる。

工. 補償内容

保険金の支払限度額は契約時に設定。締結済みの知的財産権に関するライセンス契約も対象にすることができる。

保険金は、損失額に保険契約の締結時に定めた保険金額の保険価額に対する割合を乗じて算出。ただし、保険金のお支払いは支払限度額を上限とする。

$$\text{支払保険金} = \text{損失額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \leq \text{支払限度額}$$

⑤ 知的財産権訴訟費用保険（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）

ア. 対象

個人、または企業の発明指導、相談業務を行う株式会社発明ラボックス⁷⁵の会員専用商品として提供されている保険商品⁷⁶。

対象地域は日本国内のみとなっているが、第三者の知的財産権を侵害した場合だけでなく、自らの知的財産権が侵害された場合（被侵害）の訴訟あるいは仲裁に要する費用も保険の対象となる。侵害条項において被保険者の業務に加え、被保険者の専用実施権者等の業務を含む。

- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つの知的財産権を対象
- ・ 訴訟の提起等に要する、手数料、弁護士報酬、鑑定費用、警告書費用（訴訟または仲裁にいたった場合のみ対象とします）等を補償
- ・ 損害賠償金は対象外

イ. 保険期間

契約日より1年間。

ウ. 契約金額

ご契約プラン	J1	J2	J3	
対象地域	日本国内のみ			
適用条項	侵害・被侵害			
縮小支払割合	90%			
免責金額	0円			
支払限度額	500万円	1,000万円	3,000万円	
年間売上高 保険料 (一時払)	～10億円以下	130,000円	184,600円	330,200円
	10億円超～20億円以下	260,000円	369,200円	660,400円
	20億円超～30億円以下	325,000円	461,500円	825,500円
	30億円超～50億円以下	455,000円	549,900円	990,600円
年間売上高 保険料 (大口分割12回月割)	～10億円以下	-	-	27,520円
	10億円超～20億円以下	21,670円	30,770円	55,030円
	20億円超～30億円以下	27,080円	38,460円	68,790円
	30億円超～50億円以下	37,920円	45,830円	82,550円

※大口分割12回払は年間保険料が20万円以上となる契約に限ります。

エ. 補償内容

支払保険金は（損害額（訴訟費用・弁護士報酬等の費用）－免責金額）×縮小支払割合にて算出される。

支払限度額が500万円、1,000万円、3,000万円より選択することができる。

⁷⁵株式会社発明ラボックスホームページ <https://www.hatsumeilabox.com/> [最終アクセス日：2025年9月19日]

⁷⁶株式会社発明ラボックスホームページ 知的財産権訴訟費用保険 https://chizaihoken-corp.chizaoku.com/?gl=1*plh37y* gcl au*MTE30TI20TYINC4xNzU4MzM2Mjg5* ga*MzA4NzA2NTkyLjE3NTgzMzYyODk.* ga 5Y2V03MJZR*cze3NTgzMzYyODkkbzEkZzEkdDE3NTgzMzYzMDYkaJQzJGwwJGgw* ga BPXS3B3LRW*cze3NTgzMzYyODkkbzEkZzEkdDE3NTgzMzYzMDYkaJQzJGwwJGgw [最終アクセス日：2025年9月19日]

⑥ 特許等知的財産権補償特約（AIG 損害保険株式会社）

ア. 対象

AIG 損害保険株式会社が提供する特許権侵害など日本国内において他人の知的財産権を侵害したとして損害賠償請求手続がなされた場合の損害賠償金・争訟費用などを幅広く補償する特約商品⁷⁷であり、事業賠償・費用総合保険⁷⁸とセットで契約することが必要となっている。

対象となる知的財産権は、特許権、実用新案権、商標権、著作権（著作者人格権、著作隣接権含む）、意匠権、種苗法に基づく育成者権、回路配置利用権としている。

イ. 保険期間

始期と終期を設定。

ウ. 補償内容

日本国内において他人の知的財産権に対する侵害等があったとして損害賠償金を求める損害賠償請求手続がなされた場合に、被保険者が被る損害に対して保険金を支払う。支払限度額は保険期間中3,000万円、自己負担額（免責）はなしとなっている。

- ・ 損害賠償金等：被保険者に対する判決、認証 ADR 機関における仲裁判断、当社が承認した裁判上の和解もしくは調停、または当社が承認した認証 ADR 機関における調停等に基づいて、被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金または返還する不当利得を指す。
- ・ 費用等：求償権保全費用、争訟費用、協力費用および訴訟等対応費用を指す。差止請求に対応する争訟費用（弁護士費用など）も補償。

⁷⁷AIG 損害保険株式会社 特許等知的財産権補償特約パンフレット
<https://www.aig.co.jp/content/dam/aig/sonpo/jp/ja/documents/products/pamphlets/5A1-831.pdf> [最終アクセス日：2025年9月19日]

⁷⁸AIG 損害保険株式会社 事業賠償・費用総合保険パンフレット
https://www.aig.co.jp/content/dam/aig/sonpo/jp/ja/documents/products/yakkan/as/as-all_20240101_y.pdf [最終アクセス日：2025年9月19日]

⑦ 保険商品比較表

前述までの6つの保険商品の特徴を一覧に整理した。それぞれ特徴が異なり、利用者（中小企業等）において選択と組み合わせが可能となっている。

図表 60 知財保険商品比較表

	分類	カバーするリスク	主な補償対象	賠償金補償	海外対応
①特許庁 海外知財訴訟費用保険制度	費用型 (海外)	海外訴訟対応費用	弁護士費用、鑑定費用、証拠収集費用	×	○
②損害保険ジャパン株式会社「知的財産賠償責任保険」	賠償型	知財侵害による賠償責任	賠償金+争訟費用	○	○
③三井住友海上火災保険株式会社「知的財産賠償責任保険」	賠償型	知財侵害による賠償責任	賠償金、争訟費用、回収費用等	○	－（公開情報では明記なし）
④独立行政法人日本貿易保険「知的財産権等ライセンス保険」	信用リスク型	ロイヤリティー等の回収不能	未回収ロイヤリティー・代金	×	○
⑤あいおいニッセイ同和損害保険株式会社「知的財産権訴訟費用保険」	費用型 (株式会社発明ラボックスの法人会員向け)	訴訟・仲裁に要する費用負担	弁護士費用、鑑定費用、警告書費用等	×	×（国内限定）
⑥AIG 損害保険株式会社「特許等知的財産権補償特約」	賠償型 (特約)	国内知財侵害による賠償請求	賠償金、不当利得返還、争訟費用	○	×（国内限定）

※本表では、費用型：訴訟の結果が出る前までに発生する費用をカバーするもの、賠償型：損害賠償金と争訟費用をカバーするもので巨額の賠償リスクに対応するもの、信用リスク型：海外ライセンス契約における「支払われないリスク」を補償するもの、と区別した。

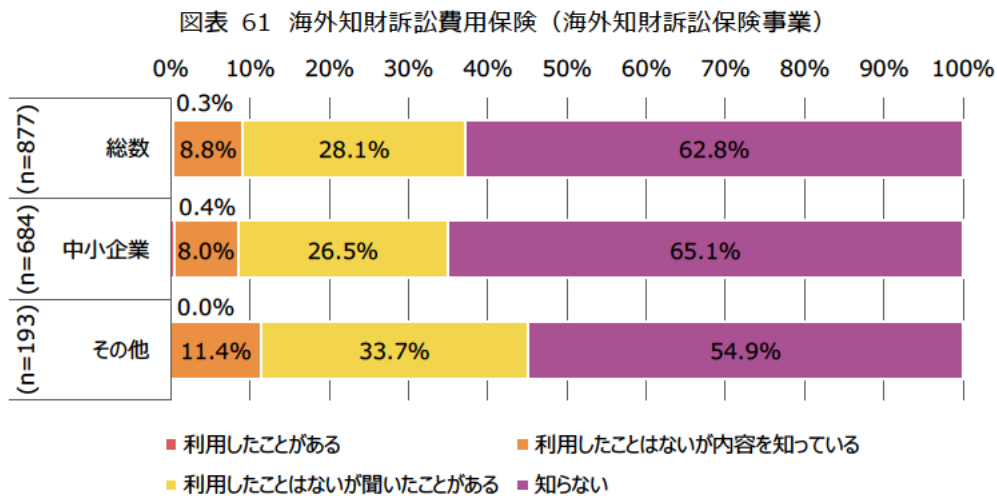
⑧ 国内企業アンケート調査結果からみた利用実態等

海外知財訴訟費用保険（海外知財訴訟保険事業）の利用実態等を国内企業アンケート調査で確認した。

回答全体をみると、「知らない」の割合が最も高く 62.8%である。次いで、「利用したことはないが聞いたことがある（28.1%）」、「利用したことはないが内容を知っている（8.8%）」である。

中小企業においても、全体の傾向と同様で、「知らない」の割合が最も高く 65.1%である。次いで、「利用したことはないが聞いたことがある（26.5%）」、「利用したことはないが内容を知っている（8.0%）」である。

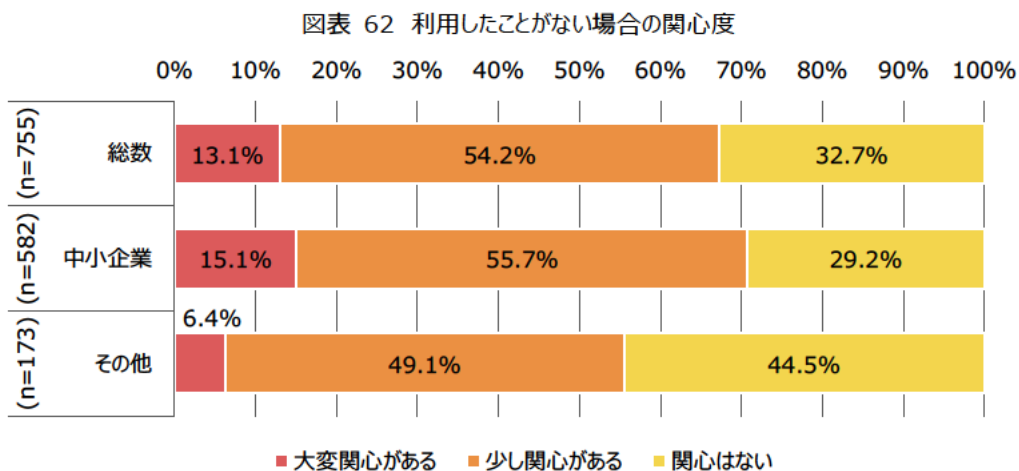
「利用したことがある」は回答全体で 0.3%、中小企業で 0.4%とともに僅かであり、「知らない」とする割合に鑑みると、国内企業における周知が十分であるとは言い難い状況にある。



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

ア. 利用したことがない場合の関心度

「大変関心がある」「少し関心がある」を足した割合は、回答全体では 67.3%、中小企業では 70.8%と、いずれも約 7 割の企業が関心を示している。



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

⑨ 国内企業ヒアリング調査結果からみた利用実態等

国内企業ヒアリング調査では、海外知財訴訟費用保険について、認知していなかったという意見が比較的多くみられた。

同保険を認知している企業からは、掛け金の負担が大きく、現時点での利用予定がないことや、訴訟される前の交渉段階からの支援といった、より柔軟な運用を求める意見がみられた。

V. 知的財産を活用した企業の海外展開に向けた公的支援のあり方

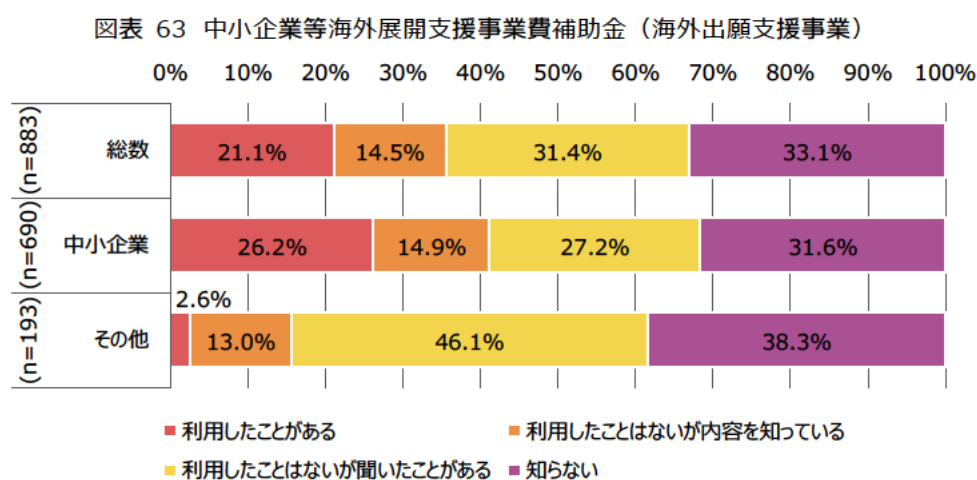
1. 知的財産を活用した海外展開に係る公的支援制度の利用状況

国内企業アンケート調査にて把握した海外展開に係る公的支援制度の利用状況等について整理する。また、ヒアリング調査で確認された意見についても付記する。

(1) 中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）の利用状況

回答全体をみると、「知らない」の割合が最も高く 33.1%である。次いで、「利用したことはないが聞いたことがある（31.4%）」、「利用したことがある（21.1%）」である。

中小企業では、「利用したことがある」の割合が 26.2%とやや高い。

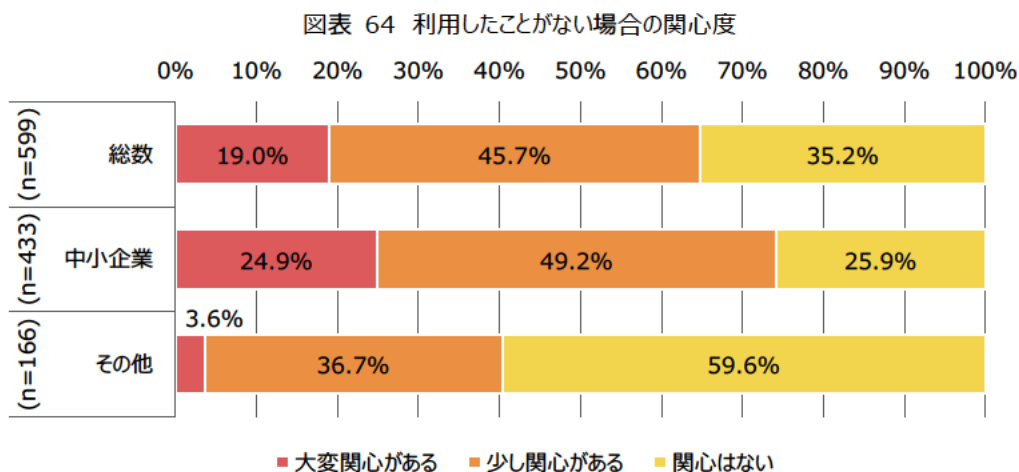


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

① 利用したことがない場合の関心度

回答全体をみると、「少し関心がある」の割合が最も高く 45.7%である。次いで、「関心はない（35.2%）」、「大変関心がある（19.0%）」である。

中小企業では、「大変関心がある」の割合が 24.9%とやや高く、「大変関心がある」「少し関心がある」の合計の割合が7割を超えている。

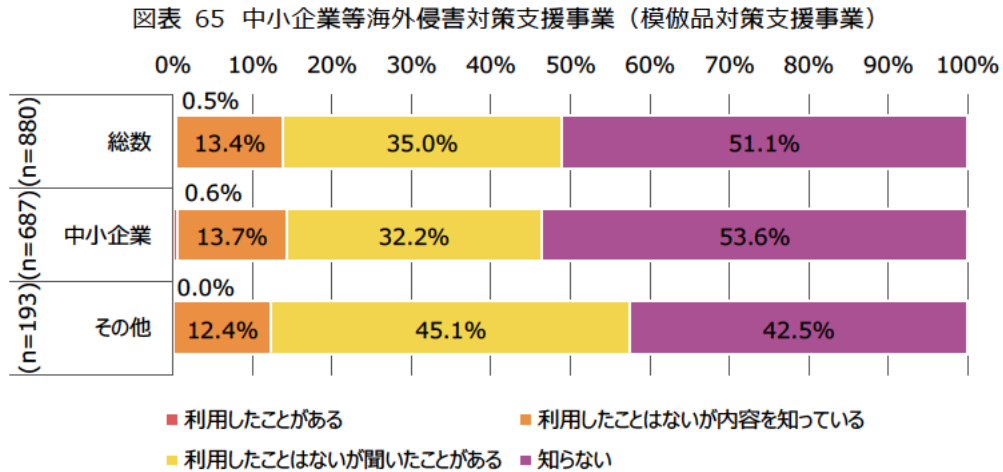


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

(2) 中小企業等海外侵害対策支援事業（模倣品対策支援事業）の利用状況

回答全体をみると、「知らない」の割合が最も高く 51.1%である。次いで、「利用したことはないが聞いたことがある（35.0%）」、「利用したことはないが内容を知っている（13.4%）」である。

中小企業も、全体の傾向と同様で、「知らない」の割合が最も高く 53.6%である。次いで、「利用したことはないが聞いたことがある（32.2%）」、「利用したことはないが内容を知っている（13.7%）」である。

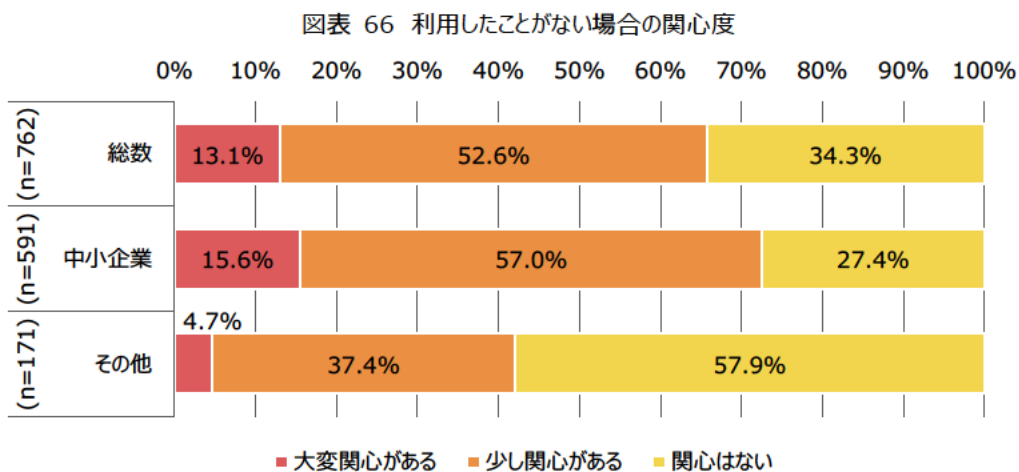


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

① 利用したことがない場合の関心度

回答全体をみると、「少し関心がある」の割合が最も高く 52.6%である。次いで、「関心はない（34.3%）」、「大変関心がある（13.1%）」である。

中小企業では、「大変関心がある」の割合が 15.6%とやや高く、「大変関心がある」「少し関心がある」の合計の割合が7割を超えている。

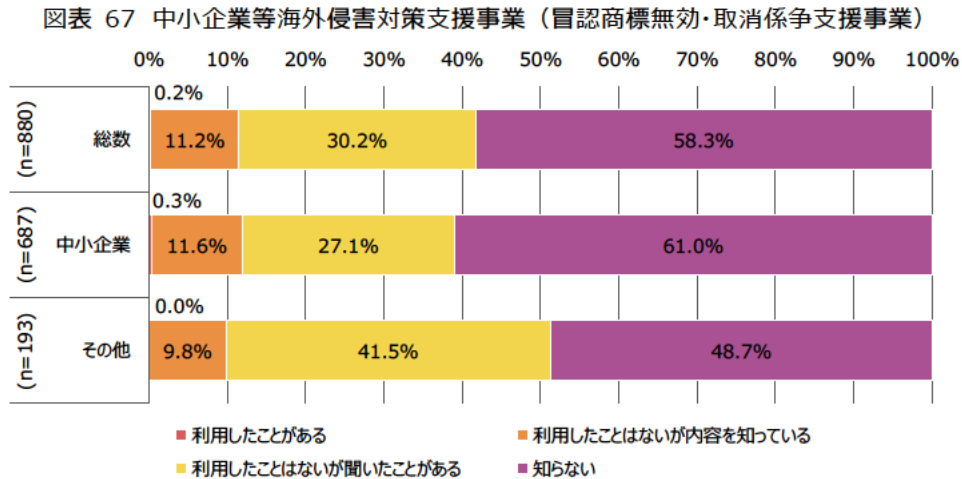


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

(3) 中小企業等海外侵害対策支援事業（冒認商標無効・取消係争支援事業）の利用状況

回答全体をみると、「知らない」の割合が最も高く 58.3%である。次いで、「利用したことはないが聞いたことがある（30.2%）」、「利用したことはないが内容を知っている（11.2%）」である。

中小企業も、全体の傾向と同様で、「知らない」の割合が最も高く 61.0%である。次いで、「利用したことはないが聞いたことがある（27.1%）」、「利用したことはないが内容を知っている（11.6%）」である。

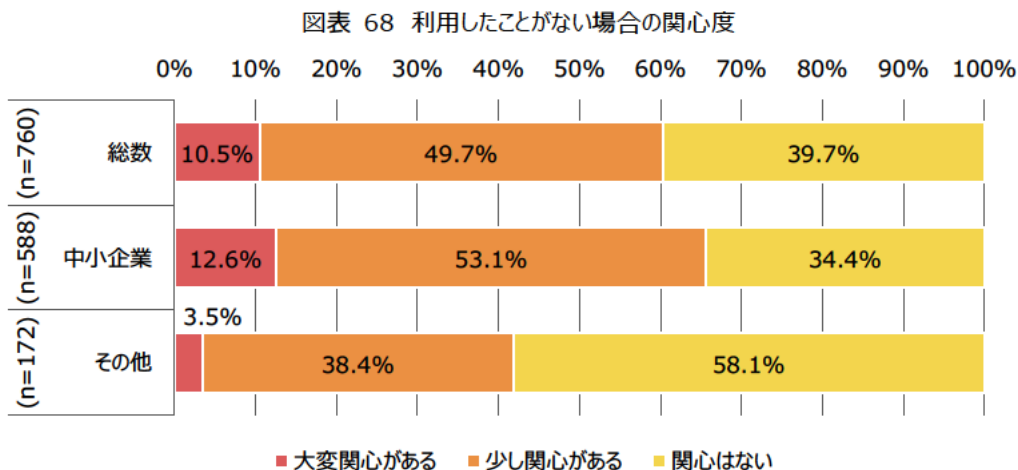


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

① 利用したことがない場合の関心度

回答全体をみると、「少し関心がある」の割合が最も高く 49.7%である。次いで、「関心はない（39.7%）」、「大変関心がある（10.5%）」である。

中小企業では、「大変関心がある」の割合が 12.6%とやや高く、「大変関心がある」「少し関心がある」の合計の割合が 6割を超えている。

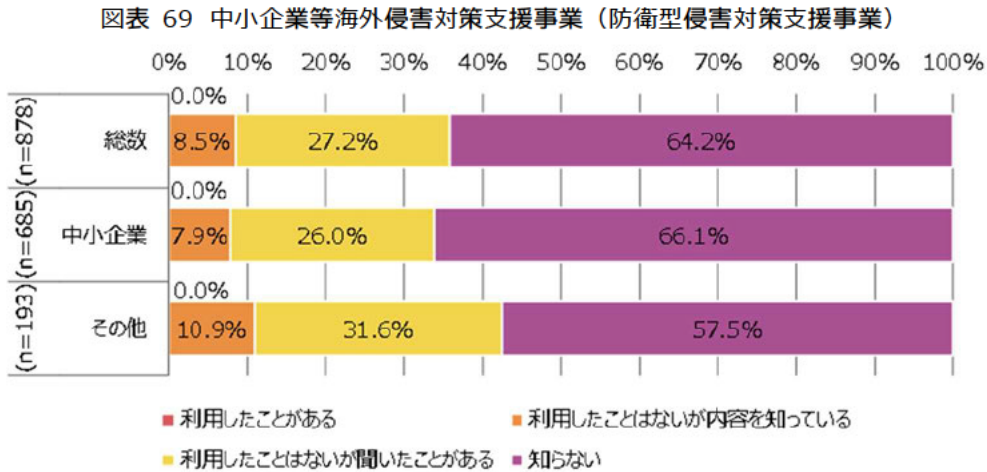


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

(4) 中小企業等海外侵害対策支援事業（防衛型侵害対策支援事業）の利用状況

回答全体をみると、「知らない」の割合が最も高く 64.2%である。次いで、「利用したことはないが聞いたことがある（27.2%）」、「利用したことはないが内容を知っている（8.5%）」である。

中小企業においても全体の傾向と同様で、「知らない」の割合が最も高く 66.1%である。次いで、「利用したことはないが聞いたことがある（26.0%）」、「利用したことはないが内容を知っている（7.9%）」である。

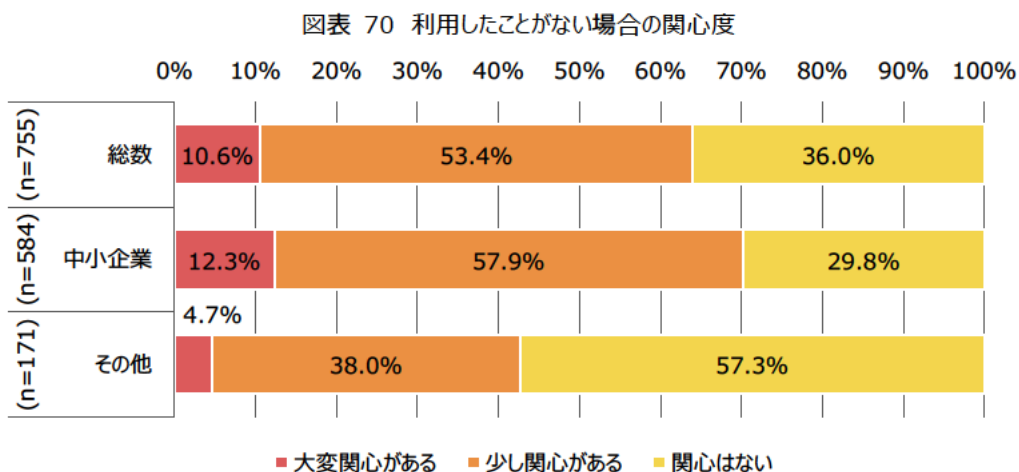


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

① 利用したことがない場合の関心度

回答全体をみると、「少し関心がある」の割合が最も高く 53.4%である。次いで、「関心はない（36.0%）」、「大変関心がある（10.6%）」である。

中小企業では、「大変関心がある」の割合が 12.3%とやや高く、「大変関心がある」「少し関心がある」の合計の割合が 7割を占めている。

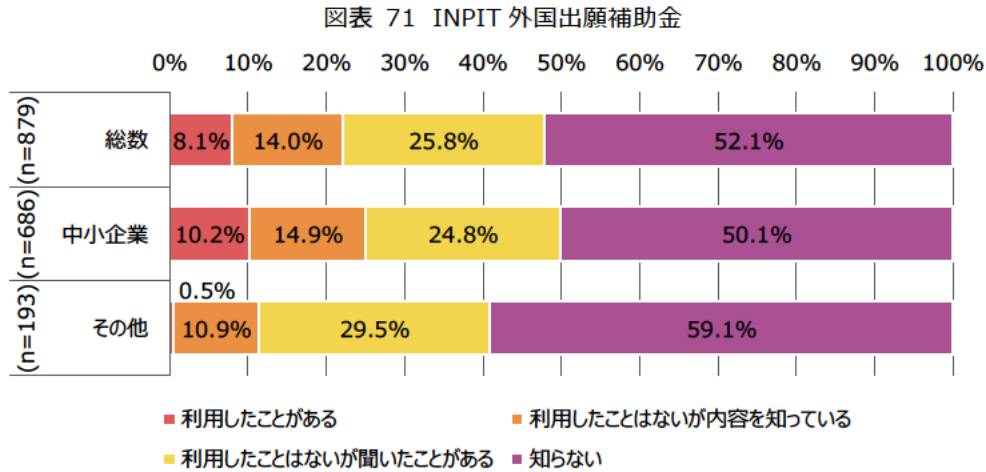


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

(5) INPIT 外国出願補助金の利用状況

回答全体でみると、「知らない」の割合が最も高く 52.1%である。次いで、「利用したことはないが聞いたことがある（25.8%）」、「利用したことはないが内容を知っている（14.0%）」である。

中小企業において「利用したことがある」の割合が 10.2%とやや高い。

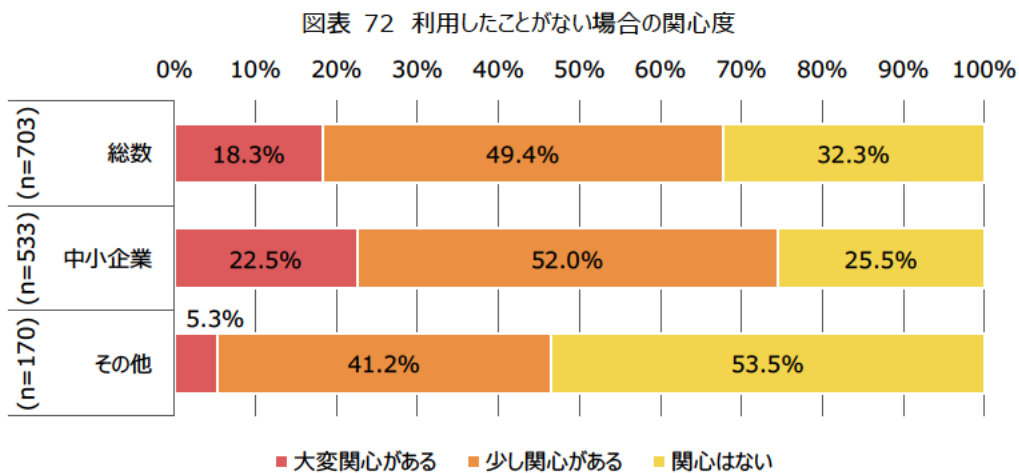


※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

① 利用したことがない場合の関心度

回答全体でみると、「少し関心がある」の割合が最も高く 49.4%である。次いで、「関心はない（32.3%）」、「大変関心がある（18.3%）」である。

中小企業においても、「大変関心がある」の割合が 22.5%とやや高く、「大変関心がある」「少し関心がある」の合計の割合が7割を超えている。



※その他：中小企業基本法の分類にあてはまらないもの。企業属性の回答が得られなかったものを含む。

(6) 制度運用に係る意見・要望等

国内企業アンケート調査ならびにヒアリング調査では、実際の利用を通じた制度の評価や改善策などを把握した。意見等を把握した制度について、その概要等を整理する。なお、意見は全ての制度について把握できたわけではなく、アンケート調査の利用実態に応じた偏りがみられた。

① 中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）について

ア. アンケート調査での意見（改善策等）

【制度運用の柔軟化】

- ・ 通年募集や四半期募集など柔軟な対応
- ・ 共同出願での配分比率の見直し
- ・ PCT 出願後の国内移行から権利化までの一気通貫支援

【申請・完了手続きの簡素化】

- ・ 申請手続きや必要書類の簡素化
- ・ 審査期間の短縮化
- ・ デジタル化による申請等手続きの効率化

【補助額・補助率】

- ・ 補助率と上限枠の引き上げ
- ・ 小規模零細等に対する優遇措置
- ・ 中間費用の柔軟な対応

【その他】

- ・ 国内外の協業先とのマッチング支援
- ・ 事業者に対する本制度の周知

イ. ヒアリング調査での意見

- ・ 本事業の補助上限額は、中小企業にとって手厚いものであるが、より多くの国に出願できるよう、上限額を引き上げてほしい。
- ・ 本事業は積極的に活用している。中間応答が補助対象となったことで、コスト負担が軽減され、非常に助かっている。
- ・ 補助金の申請時期が限られているため、タイミングによっては申請を見送ることがあり、必要なタイミングで申請できるよう、通年で申請を受け付けるなど柔軟な運用が求められる。

② 中小企業等海外侵害対策支援事業（模倣品対策支援事業）について

ア. アンケート調査での意見（改善策等）

【制度運用の柔軟化】

- ・ 通年募集や四半期募集など柔軟な対応
- ・ トラブルの長期化を見据えた複数年での支援

イ. ヒアリング調査での意見

- ・ 模倣品対策にあたり、活用した。同事業の活用により、現地調査などのコスト負担が軽減され、早期解決に繋がった。

③ INPIT 外国出願補助金について

ア. アンケート調査での意見（改善策等）

【制度運用の柔軟化】

- ・ 募集頻度の向上や期間延長、通年募集、中小企業を念頭としたリードタイムなど柔軟な対応
- ・ 採択前の事前着手制度の整備
- ・ 申請書類の事前チェックツールの提供

【補助額・補助率】

- ・ 補助率の引き上げ
- ・ 為替レートに連動した上限額の設定
- ・ 共同出願時における配分比率の見直し

【対象範囲の拡充】

- ・ PCT 出願から国内移行、権利化までの期間を支援

イ. ヒアリング調査での意見

- ・ 本制度の活用により、出願時のコスト負担低減を図ることができた。
- ・ 審査請求や中間応答などの中間手続き補助が設けられたことで、使い勝手が良くなった。

2. 知的財産を活用した海外展開に向けた公的支援策に対するニーズ

(1) 国内企業アンケート調査からみた公的支援策に対するニーズ

国内企業アンケート調査で確認した、海外での知的財産活動において必要と考える公的支援策ならびに海外での知財侵害に関するトラブルに対して必要と考える公的支援策に関する主な意見を整理する。

	海外での知的財産活動に必要な支援策	海外での知財トラブルに必要な支援策
資金・費用支援	<ul style="list-style-type: none"> 出願から維持管理に係る費用の補助・拡充・柔軟な運用（出願・権利化・中間手続き・審査・登録・翻訳・現地代理人・年金等） スタートアップ・中小企業・みなし大企業に対する支援の拡充 申請手続きの簡素化、申請期間の柔軟化 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟費用、弁護士・代理人費用、仲裁費用などの補助・助成金 費用負担の軽減、保険制度の充実 大企業も含めた補助金・助成金の拡充 トラブル対応に要した費用の助成
情報提供・調査	<ul style="list-style-type: none"> 各国の特許・知財制度、手続き、判例、リスク等の情報提供 海外特許・商標・意匠の検索サービスや情報サイトの充実 国内外制度の比較や注意点、最新情報などのリアルタイム発信 申請・出願に関するノウハウ提供、特許評価や活用事例の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 海外の訴訟・侵害事例やケーススタディの情報提供 各国の法制度やリスク、判例データの提供 侵害検知方法や調査手法の指導 教育・セミナー・資料の作成
専門家・相談窓口・コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> 専門家（弁理士・現地代理人等）の紹介や手配 費用補助と合わせた専門家による個別相談や伴走支援などフォローアップ 相談窓口や一元的なサポート体制の整備 専門知識を有する人材の育成・派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口や一元的な総合相談窓口の設置・拡充 現地弁護士・代理人・専門家の紹介やマッチング 無償または低額での専門家相談 トラブル発生時の迅速な対応・アドバイス JETRO 等による信頼できる現地専門家の推薦
模倣品・侵害・訴訟対応	<ul style="list-style-type: none"> 模倣品対策の強化や監視支援 侵害調査・訴訟費用に対する補助 クリアランス調査や FTO 調査への支援 権利行使や登録異議申し立てのサポート 	<ul style="list-style-type: none"> 模倣品対策や抜け駆け出願対策の支援 模倣品入手や監視のサポート 侵害・紛争発生時の対応支援 特許庁による模倣品対策支援

	海外での知的財産活動に必要な支援策	海外での知財トラブルに必要な支援策
法規制・制度対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国の法制度・審査基準の違いの説明と対応支援 ・ 制度の簡素化 ・ 日本語による各国申請・審査対応の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国の訴訟手続きや法制度の情報提供 ・ 防衛型侵害対策支援や制度の拡充 ・ 適正価格の現地弁護士紹介制度
現地パートナー・マッチング・販路開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製法特許の実施許諾契約先や現地研究機関、現地パートナーなどの紹介・マッチング ・ 海外展開に向けた販路開拓支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地代理人（日本人含む）や特定技術に精通している代理人の斡旋・マッチング

(2) 国内企業ヒアリング調査からみた公的支援策に対するニーズ

国内企業ヒアリング調査で確認した、海外での知的財産活動や知財トラブルの経験を踏まえた公的支援策に関する主な意見を整理する。

① 公的支援制度の手続き簡便化

申請手続きが複雑で分かりにくい制度が多く、手続きの簡素化などの改善が求められている。

② 出願公開の国際可視性と模倣リスク

日本での国内特許出願の内容が情報公開されることで、海外企業の現地での模倣に利用される懸念がある。米国では国内特許出願の内容は海外から閲覧できないとの指摘があり、閲覧制限など何らかの対策が望まれている。

③ 知的財産戦略の転換に対する支援

技術の成熟化に伴う公知技術の増加で基本特許が認められにくい状況が指摘されている。そのため、特許による保護ではなく、商標活用によるブランド力向上へと舵を切っているが、件数増で総コストが高むため、公的補助の充実が求められている。

④ 海外撤退時の資産流出リスクへの理解

現地企業との合併会社の場合、事業撤退時に図面や製造設備等を現地に残す可能性があり、撤退後、現地企業に模倣されるリスクがある。海外進出時点では、撤退時を含めた知財リスクを十分説明すべきと指摘された。

⑤ 各国での特許権取得の重要性

現地で模倣品トラブルが発生した場合の対策としての特許権の有効性が指摘され、各国での特許権取得と権利保護への取り組み支援の重要性が指摘されている。

⑥ 中小企業向け支援情報の周知と制度のタイムリー化

補助金・支援制度の情報が中小企業に十分届いておらず、分かりやすい情報提供とタイムリーに申請できる制度設計が望まれている。

⑦ グローバルオンラインプラットフォームへの法遵守働きかけ

Eコマースなど、グローバルオンラインプラットフォームが一般化する中、プラットフォーム上での模倣品販売に対して、日本法に基づく異議申し立てを行っても、販売が止まらないケースがあり、プラットフォーム運営事業者へ日本の法律を遵守するよう、行政からのアプローチを求める意見が上げられている。

(3) 事業関係機関・弁理士等へのヒアリング調査を踏まえた公的支援策のあり方について

① 総論と全体傾向

ヒアリング調査結果を中心に公開情報等も反映させつつ中小企業やスタートアップが海外展開を進める際において理解すべきことを整理した。

- ・ 中小企業は事前の FTO（他社権利非侵害の事前調査）を標準化し、最低限の特許・商標出願、知財保険の活用をあわせて準備することが重要である。
- ・ 発想の中心を「裁判で勝つ」から「可能な限り裁判に至らない状態を確保する」へ転換することが重要である。特許や商標を取得するだけでなく、契約や営業秘密（社内で守るべき機密情報）の管理、税関や EC の申立などを組み合わせて保護する考え方が有用となる。
- ・ 国や業界によって、リスクと費用には大きな差異がある点を認識してことが重要である。米国や欧州はコストが高い一方で実効性が高い。中国はスピードと先取り（特に商標）が重要な要素となる。東南アジアは制度の成熟度が相対的に低いため模倣が多く、契約及び営業秘密管理の比重が高まる。こうした認識を踏まえ、国・地域ごとに戦略や戦術・作戦を適切に変更することが重要である。

② 中小企業やスタートアップにおいて留意すべき点

中小企業やスタートアップにおける海外展開時（もしくはそれを判断する時点）において留意すべき知財対応をビジネスの流れを想定して整理した。なお、全てを実践することを求めるものではなく、必要性和有用性を理解したうえで、選択・組み合わせることが重要である。

ア. 事前準備と実務体制を着実に行う

- ・ 海外展開の準備段階において、進出先の規制（表示、データ越境、輸出入）を早期に確認し、市場の文化・競合分析まで含めて事業計画（顧客、価値、収益、価格、チャネル、発売時期・予算）に統合する。
- ・ 商標は先願主義の国では早期に出願することを考えていく。3 か国以上の場合にはマドプロ（商標の国際一括出願）を活用する。中国は防衛出願、指定の広め設定すること、税関・EC 監視を標準的に実装することを考えていく。
- ・ FTO は国ごとに発売スケジュールへ組み込み、検索方針、対比評価、設計変更・ライセンス・販売方法見直しの選択肢を事前に用意する。国内外の代理人選定、予算化、記録、再チェック、継続監視までをあらかじめ定めておく。
- ・ 営業秘密は「物理（入退室・持ち出し）」「人（権限・教育）」「契約（守秘・罰則）」の三位一体で保護していくことが重要であり、必要な準備を進めていく。外注・代理店・共同開発では、権利の帰属、改良の扱い、監査、侵害時の対応を現地法に合せて明記する。

イ. リスク評価と費用設計を丁寧に行う

- ・ 海外展開の準備段階において、国・業種・ビジネスモデルで層別化し、競合の出願動向を継続的に監視し、国別に FTO を実施する。売上予測、競争の強さ、自社の対応力に基づき優先度を調整する。
- ・ 紛争・ライセンスの費用をシナリオで数値化し、和解の目安、予算、資金手当を設計する。契約は保証内容、責任上限、準拠法、仲裁の標準条項を用意する。

- ・ 規制ギャップ（医療機器・食品など）は事前に調査を行い、早めに事業計画へ反映する。商標の先取り・防御出願、継続的な監視、税関登録、プラットフォーム削除の準備、現地代理人とJETROとの早期連携を整える。
- ・ 評価は継続的に更新することを前提と考え、運用していく。設計回避・ライセンスの可能性も同時に検討する。チェックリスト、リスク登録簿、段階的な支援及びエスカレーション基準の整備により、組織の自律的対応力を高める。

ウ. 出願先選択と権利行使の総合的な判断をもとに行動を設計する

- ・ 海外展開の準備段階において、「ユーザーはどこか」「作るのどこか」「競合はどこか」を起点に国を選定する。初期段階では広めに確保し、売上動向や市場の反応に応じて見直す。
- ・ 米国・欧州・中国・韓国・台湾を優先し、中国・東南アジアは事業の実現性や難度を吟味する。中東・アフリカ・南米は権利行使の難しさを織り込む。
- ・ 米欧・台湾：権利の効き目は強いが、費用が高い。AI関連は「特許になるか」のルールが動いている。製品の発売前のFTO、防衛のための出願、費用に見合う出願となるかの見極めが必要となる。
- ・ 中国：技術の持ち出し、運用ルールの早い変化がリスクとなる。明細書は「技術的な手段と効果」に関する記載を充実させる。実用新案・意匠の活用、税関差止や行政ルートを併用することも検討する。
- ・ 東南アジア：模倣が多く、広域で効果を発揮させる特許を取得することは困難である。出願は牽制目的にとどめ、契約・営業秘密・販売チャネルの統制を重視することも選択肢となる。日本語や漢字を悪用した出所混同にも注意する。
- ・ 販路・規制適合、税関差止、プラットフォームでの削除、契約条項、監視体制をひとつの設計図として統合する。
- ・ 商標は中国・ASEANにおける先取りへの対策が重要である。マドプロで段階出願とする方法も検討する。特許は優先権・各国移行の期限を節目に段階化する。

エ. 海外出願・権利化の実務を理解する

- ・ 海外展開を決定した時点で、海外出願の方針を検討していく。最大の壁は費用（出願、翻訳、現地対応、年金で数百万円規模）となる。現地でどこまでの作業を担ってもらうのかその上限を決め、国内側で具体的な出願内容を決定し、現地側でとるべき行動内容を整理し指示していく。PCT（国際出願）で各国手続きを後ろ倒しすることも選択肢であることを理解し判断していく。また、助成も活用しコスト圧縮についても検討する。
- ・ 最新判例や運用の変化を一次情報で更新し、PCTの各国移行判断は市場の手応えと連動させる。
- ・ 優先日12か月、PCT30～31か月の期限管理を徹底する。
- ・ 国ごとの審査基準に合う明細書を設計する（米国のAIの特許ルール、欧州の追加記載禁止、中国の実用新案の使いどころなど）。設計にあたっては、INPIT・JETRO経由で専門家と連携する。
- ・ 翻訳は権利範囲を左右する最重要事項と理解する。二重チェック、第三者レビュー、英訳方針・用語集の整備が必須となる。
- ・ FTOは高コストで精度に限界があることを前提として計画的に実施する。契約で非侵害保証、賠償上限、訴訟時の責任分担、偽造対策費用の扱いを明確化する。営業秘密・意匠・商標も併用する。

オ. 通常出願と PCT 出願の使い分けを検討する

- ・ 海外展開を決定した時点で、出願方法の選定にあたっては、「狙う国の確度」「早期の権利化の必要性」「資金繰り」「投資家への説明」の 4 点を重視する。進出国が未定の場合や資金繰りを重視する場合は PCT を選択し、特定国で早く権利を取りたい場合は直接出願とする。
- ・ 米国・中国に絞る場合は、最初から集中的に出願していく戦略を採用することが現実的である。2～3 か国が対象となる場合には PCT の利便性とコストを比べて選択していく。

カ. 海外出願トピック（AI・中国・PPH・商標）を収集する

- ・ 海外展開を決定した以降においては、海外の動向を定期的に収集していく。例えば、AI に関する出願と中国での出願はルール・運用の変化が速いことを前提とする。優先市場を決め、PCT で費用を平準化する。AI のコアは特許と営業秘密に分けて保護する戦略を採用していく。現地ネットワークを通じ最新情報を常に更新することが重要となる。
- ・ 米国の AI 特許は、保護する方向に風向きが変わる兆しがある。審査の動きを注視しつつ出願内容を柔軟に見直すことが重要となる。
- ・ 中国の特許は「技術的手段・効果」の説明が重要となる。実験データや性能改善の裏付けを加え、現地基準に沿った補正・分割・証拠準備を進めていく。
- ・ PPH（早期審査の相互活用）はスピード短縮には有効であるが、特許性の判断基準自体は変更されないことを理解する。先に審査を受ける国において利用する場合には米国・中国の要件も意識したクレーム設計を行う。
- ・ 中国の商標は類似していると判断される範囲が広く、審査期間そのものの短縮が図られているほか、拒絶査定不服審判の請求や不使用取消審判における証拠提出など各種手続きの期限も短いことを理解した対策が必要となる。ロゴ・文字を分けて出願、指定商品は細かく設定する。監視と防御出願をセットで運用する。

キ. リスク認定後の対応を想定する

- ・ 海外にてトラブルに巻き込まれた場合は、相手の主張内容と国（どの役所・裁判所か）を特定し、「裁判回避」「事業への影響最小」を軸に方針を即決する。拙速な対応は避け、現地の専門家を早めに参画してもらい、和解・ライセンス・製品・サービスの設計変更を誠実に交渉する。
- ・ 特許に触れている疑いへの対応：無効化、設計回避、ライセンス、リスク受容を並べ、費用・時間・勝ち目・代替案を見える化する。必要なら対抗特許で交渉力を確保する。
- ・ 商標の先取りへの対応：異議申立て・登録無効審判・不使用取消請求を同時並行で進める。買い取りは代理であると認識されないよう配慮し、価格を抑制する。費用の上限を決め、場合によってはリブランディングも判断する。複数国にまたがる場合は動きを同期する。
- ・ 模倣品への対応：行政処分、民事の差止・損害賠償、EC 削除依頼を国の成熟度で使い分ける。資金が限られれば注意喚起や自社での削除申立も実施する。
- ・ 営業秘密漏洩への対応：証拠を早期に確保、経路特定、再発防止を即時実施する。盗用が実用新案になっていけば無効化や不使用で対応する。経済安全保障に関連する場合は継続監視とする。

ク. 訴訟動向と予防の教訓を学ぶ

- ・ 海外にてトラブルに巻き込まれた場合の対応にあたっては、「知財紛争は勝っても高くつき、負ければ致命的である」と理解する。
- ・ FTO と競合の知財状況の把握（IP ランドスケープ）を意志決定の材料とし、製品・サービスの設計変更やライセンス交渉も含めて事業の継続を判断する。補償条項を明確にし、保険加入は早期に検討しておくことが合理的と理解する。
- ・ 目に見えないコスト（経営面に影響する時間、風評への対策）が生じることを前提に、開発・営業・契約・知財・広報が横断連携して対応できる体制と、警告・広報の手順を事前に定めておく。
- ・ 中国は裁判の質や賠償額、執行力が上がっていることを理解する。攻める側は早期出願・証拠保全・損害算定を、防御側は無効・非侵害の主張を前倒しにすることが重要となる。中国国家知的財産権局（CNIPA）の異議・無効審判、税関差止、監視を活用することも検討する。
- ・ 警告書を受けた場合は、真摯に交渉することが重要である。なるべく早く現地弁護士を立て、議論・交渉を進めることが不可欠と理解する。
- ・ 警告書を送る場合は、送り先は最小限とし、クレームチャート等の具体的対比と合理的判断を助ける事実を示し、威迫的表現は避ける。行政・ADR（裁判外紛争解決手続）を含む段階的な対応を取ることや、現地代理人のレビューを入れることなどを検討する。
- ・ 警告書を権利の有効性や侵害判断の根拠が不十分なまま広範に流布すれば不正競争と評価され、逆に損害賠償責任を負い得る点を理解するべきである。

ケ. 訴訟費用とコスト管理を徹底する

- ・ 海外で知財訴訟に対応する際の費用は莫大となることを理解する。
- ・ 相場感：米国は 1 件あたり 10 億円規模（多くは和解）、欧州は数億円、中国・東南アジアは 2～3 千万円、韓国は約 5 千万円、インドは長期化するケース数千万円となる。無効化や反訴が連鎖しやすい。
- ・ 基本方針は「訴訟回避・早期終結」とする。重点市場の選別、米国及び欧州における FTO の徹底、初動及び和解を判断する基準の事前設定を行う。自社の特許出願は最小限であっても無効審判手続きに耐える品質を確保する。
- ・ 中国は行政ルート、プラットフォーム削除、税関差止を低コストで活用する。インドは差止めの効き目と事業のスピードを見極め、契約違反に対する救済や代替チャンネルを重視する。ただし、インドの裁判は長期化することが一般的であり、ADR を選択することも 1 つの手段と捉える。
- ・ 最悪の事態（紛争）を想定し、そのプロセスと費用を自社でコントロールできるようにしておく。例えば、契約で管轄・準拠法・仲裁、補償範囲・上限を明確化することや、証拠管理、早期のケース評価、和解のロードマップ、保険・成功報酬などで費用を管理するなどを想定する。

③ 中小企業やスタートアップを支援する側において留意すべき点

上記までの中小企業やスタートアップにおける海外展開時の留意点とあわせて、そうした層を支援する側の考え方を整理した。

ア. 知財保険の再定義と普及を継続させる

- ・ 「訴訟防御専用」から「攻めと早期対応も支える保険」へと見直すこと。摘発、EC 削除、警告、証拠収

集、初動の弁護士費用まで補償対象を広げることが有用と理解する。

- ・ 保険金の上限別の保険料目安を公開し、費用保険と賠償保険の使い分けガイドを整備する。地域差に合わせた上限を設定する。米国は早期和解や ADR 前提の設計とする。
- ・ 権利行使による「攻め」を行う側の費用も支援し、FTO・出願・監視を包括するパッケージで自社の知的財産や事業上の強みなどの価値を伝える。知財保険の周知は、従前のルートのほか保険会社の海外 PL 保険のチャネルや商工会や保険代理店に対する研修の機会を活用する。

イ. 企業の認識・経営への埋め込みを意識させる

- ・ 知財リスクを「売上を守る」「新市場の獲得」「資金調達時の信頼を高める」といった経営の言葉で見える化し、社内で自分事のできるよう発信情報の質をブラッシュアップする。
- ・ リスクはゼロではないというメッセージを強調する。どこまで受け入れ、どこから軽減させていくのかを判断できるよう、チェックシートなどのツールを用意し、企業における海外展開の挑戦を止めない合意形成を促す。
- ・ 米国での訴訟が高コストとなることを前提に、予防・早期対応への投資が得であることを数字とストーリーで説明する。現地代理人の事前選任と連絡経路の整備は必須であることを周知する。

ウ. 中小企業・スタートアップへの最優先アクションを促す

- ・ 製品等の発売前に FTO を実施することの定着と、計画に変更が入る場合は再チェックを行うルールの設定を促す。リスクを内包するような製品等の設計を回避することとライセンスの判断基準を事前に決めることの重要性を周知する。
- ・ 先願主義国（中国・ASEAN など）での商標の防御出願、継続的な監視、税関差止、EC 削除ルートを早めに整えることを周知する。
- ・ 営業秘密は「物理・人・契約」の三点をセットで運用して初めて守れるものであり、部分最適では企業を守れないことを周知する。具体的には、物理：情報へのアクセスを制限する仕組み（施錠、アクセス権、システム管理）、人：従業員・役員への教育と運用ルールの徹底、契約：秘密保持契約や就業規則による法的裏付けを同時に実施することがリスクマネジメントにつながることを説明する。
- ・ 外注・共同開発の契約条項を予め決めておくことが営業秘密保護の観点からも重要であることを周知する。
- ・ 重点国（米国・中国）に絞った段階的な特許取得を提案する。PCT を活用し優先権主張期間を確保することで時間的な猶予を得ることができることを周知する。
- ・ 現地代理人ネットワークを前倒しで確保し、警告や広報の初動マニュアルを作ることを提案する。
- ・ 知財保険の比較・導入可否を、和解を選択する際の基準と合わせて経営判断に組み込み、予算と内部資金を早期に確保することを助言する。

エ. 支援・補助施策の評価と改善提案を継続する

- ・ 知財を「海外での交渉力とリスク管理の土台」として扱う制度設計が必要である。また、施策普及の最大の壁は費用と理解する。初動支援の柔軟化（米国集中、案件横断、上限見直し）が効果的であると理解する。
- ・ 予防的支援（契約レビュー、FTO、商標・著作権調査）を充実させ、突発的な紛争に即応できるよう迅速な採択が受けられるようにするほか、発生した費用を事後に補助するメニューの拡充を検討する。
- ・ 平時からの認知・リテラシー向上を図るための情報発信を強化する。発信する情報メニューを業種別・地

域別・知的財産別で整備し横展開を図ること、安定した予算の運用を行うこと、ワンストップ案内の充実を図ること、意志決定を支援する簡易自己診断ツールを開発・提供することなどが有効である。

オ. 現行施策の課題把握とその改善を図る

- ・ 認知・理解不足を解消するため、制度を紹介する情報内容の充実を図る。図解・短尺動画・チェックリスト・業種別事例等を総合的に整備して周知する。
- ・ INPIT への早期接続と JETRO との連携のワンストップ案内を強化する。
- ・ 保険費用の見えにくさを解消するため、上限別の目安、代表ケースの概算、見積取得の導線を説明する。「裁判費用だけ補助」では利用する動機としては弱いと理解し、賠償部分への限定拡充も検討する。
- ・ 施策利用の機会損失を解消するため、補助制度の公募の切れ目を縮小したり、事前予約枠を設けたりするなど利用したい時に申請できる環境を提供する。電子化や様式統一、提出済み情報の再利用を進め利用者の負担を抑える措置を講じる。
- ・ 保険商品への理解増進のため、海外 PL 保険との違いをわかりやすく説明する公的資料・e ラーニングを整備する。

カ. 海外展開支援ニーズと現場への接続を意識する

- ・ 施策の量を増やすより、まず「実務で活用できる」「容易にアクセスできる」ことを強調して情報発信することが重要である。特に、初めて海外展開に挑戦する企業には「顧客獲得や調達時の信頼を高める」という経営面の課題解決につながる利点を訴求することが有効である。
- ・ 関係機関の連携を見える化し、それぞれの施策を相互に紹介し認知が高まり実際に利用される仕組みづくりを目指すことが重要である。コンシェルジュ機能を強化し、継続した周知・教育サービスを提供し企業における活用ステップを支えていくことが重要となる。
- ・ 補助・保険のモデルケースを提示し、自己診断と自動紹介（次に誰に相談すべきか）を仕組みに組み込む。わかりやすい一枚資料や詳細を確認できるランディングページ（LP）を用意し、そのなかで運用する。

④ 支援する主体別で認識すべき留意点

前述までの内容を踏まえ、主体別で整理を行った。

ア. 行政（支援機関）・保険会社に取り組むべきこと

- ・ 知財訴訟費用保険の普及を阻む要因（訴訟に消極的であること、制度の説明が難しいこと、被告中心の制度設計となっていること）を踏まえ、わかりやすい一枚資料や LP、Q&A を用意する。INPIT・弁理士会と連携した一斉告知とセミナーを実施することで施策の認知度を高める。
- ・ 段階的な周知（INPIT 知財総合支援窓口による案内、事例つき e ラーニングの制作・提供、地域セミナー開催などを通じ取得できる情報にメリハリをつける）を行う。より詳細な情報として、標準的な事故類型と知財訴訟費用項目のチェックリストを公開する。
- ・ 補助メニューの周知を強化するとともに制度利用のプロセスを簡素化するなど利用者の利便性を高める。原告となった場合にも使える制度設計を検討する。通年申請・四半期交付、電子化・様式統一・情報の再利用で手間を軽減するなどの制度の利便性を高める見直しを行う

イ. 特許庁が今後取り組むべきこと

- ・ 施策に対する認知不足を解消するために、地域や業種に応じた周知用コンテンツを充実させること、申請時の負担軽減を行うこと、施策利用のタイミングを柔軟に設定できるようにすること、需要に応じて予算を機動的に拡充すること等が求められる。
- ・ 海外知財支援ガイドを紙（フライヤーやポスター）とデジタル（制度をわかりやすく紹介するウェブページ・LP）で重点的に広報することも有効である。
- ・ 国別の知財ガイドを毎年更新する（権利取得・行使、税関、証拠保全、オンライン侵害、言語・契約慣行）。チェックリスト・事例集と組み合わせたり、研修を併催して発信したりすることもアイデアである。
- ・ 知財訴訟費用保険について、保険の地域差を検証し、翻訳・鑑定・調査・交渉など「前哨戦（裁判に入る前に行われる警告書の送付、交渉、情報開示請求などの段階）の費用」を対象にする制度見直しを検討する。重点国での補償上限の引上げ、事務手続きの簡素化、自己負担額を一律に固定するのではなく、紛争の進行段階に応じて変える仕組みを試行するなどの改善策を検討する
- ・ INPIT・JETRO との連携で相談と周知の体制を強化し、Q&A や比較チェックリストを利用した保険利用の普及啓発活動を充実させる。

3. 今後の施策検討に向けて

知的財産を活用した中小企業の海外展開のさらなる促進に向けた支援のあり方について、文献調査、アンケート調査、ヒアリング調査から得られた結果をもとに海外での権利化支援、海外での侵害対策に関する支援、海外でのリスク対策に関する支援の観点から整理する。

(1) 海外での権利化支援について

① 現状認識・課題等

海外出願に関する支援制度について、制度の内容を理解し、積極的に活用する企業がある一方、制度そのものの存在を把握していない企業もみられ、情報の周知が十分でない可能性がある。

また、補助制度の申請時期や交付時期が固定的なため、企業実務において必要とするタイミングに合わず、利用を見送ったり、手続きの負担が大きいなどの運用面での課題が見られる。

海外出願にあたって、PCT 出願後の各国移行において、制度内容や必要となる書類、審査官の専門性など、国ごとによる違いが大きい。

② 求められる方策等

海外出願に関する支援制度については、制度の周知とアクセスの向上を図ることが求められる。具体的には、紙媒体とデジタル媒体を併用した広報の推進やワンストップ型の窓口、簡易な自己診断機能を設置して、自社に適した支援制度にアクセスしやすい仕組みづくりが求められる。

また、出願にあたって国や地域により異なる知財実務に関する知見を深める支援が求められる。国・地域ごとに出願手続きや必要書類、手数料体系などを整理した国別の実務ガイドを整理・提供し、定期的に更新を図っていくことが求められる。米国や英国における IP アタッシェのような専門人材を育成・派遣し、各機関の情報収集や日本企業にとって利便性の高い環境への改善活動を進めるなど、側面支援も重要である。

制度運用にあたっての柔軟性も求められる。企業の実務に即し、通年での申請受付や後追い申請等、実務実態に応じた見直しも求められる。あわせてまた、補助額上限額を見直し、手続きの簡素化等も含めた企業負担を軽減する対応も求められる。

(2) 海外での侵害対策に関する支援について

① 現状認識・課題等

海外での知財紛争・トラブルに関しては、訴訟や審判等の手続よりも、その前段階にあたる調査や証拠保全など、初動対応の重要性が指摘されている。

また、国や地域によって慣行が異なるため、判断が難しく、現地代理人の専門性によっては、企業側の要請に十分応えられない可能性や Eコマースなどグローバルオンラインプラットフォームを運営する事業者に対して、日本の法制度の遵守を徹底させる要望などもみられた。

さらに、ジェットロや INPIT などの窓口機能や支援制度があるものの、適切な相談先や制度が分かりにくいといった指摘がみられた。

警告状の出し方次第では不正競争と評価され得るリスクがあり、送付先の過度な拡大、根拠不十分な主張、威迫的表現等がトラブルを増幅する懸念が指摘されている。国・地域により行政救済（行政処罰・税関差止）やオンラインプラットフォームの削除運用にも差があり、初動時の選択肢と優先順位づけを誤ると費用対効果が悪化することにも配慮が必要となる。

② 求められる方策

海外での知財紛争・トラブルの対応にあたっては、発生時もしくはその予兆がみられた際の初動対応として、企業が素早く相談できる環境を整備することが求められる。国や地域ごとの実態に即した対応力を高める実務ガイドラインの整備、提供などが求められる。

また、補助制度は、知財紛争・トラブルが生じた場合の対応を対象としているが、FTO（他社権利非侵害の事前調査）や、模倣品被害の調査や証拠保全、（被告側としてのみならず）現地情勢等について専門家ネットワークほかを通じ適切に把握しつつ原告側としての適切な措置を講じることなどの初動対応において、必要な支援が時宜よく得られるよう、内容の拡充を図ることが求められる。

さらに、JETROや INPIT などの関係機関での連携強化が求められる。それぞれの役割分担を明確にしつつ、必要な支援を初動対応から切れ目なく受けることができる体制整備が求められる。

企業における活動啓発のため、初動対応の具体化（平時準備と発生時対応）をガイドラインとして提示し、企業が即時に参照・実行できる機運を高めていくことも求められる。

(3) 海外での知財リスクへの対応

① 現状認識・課題等

海外知財リスクへの対応として知財保険を活用する観点での現状・課題等を整理する。

現行の知財保険の課題として、補償の対象が訴訟対応中心となっている点があげられている。知財紛争・トラブルへの対応において、初動対応の重要性が指摘され、FTO、模倣品被害の調査や証拠保全など、初動対応に関する費用を補償の対象範囲に含める要望がみられた。

また、国・地域によって、訴訟に係る費用や補償水準に差があり、一律的な補償内容では十分対応しきれない可能性や、保険料を負担しても実際にトラブルが生じるかが不透明であり、判断に迷うといった指摘がみられた。

② 求められる方策等

知財保険の活用促進に向けて、補償の対象範囲の見直しがあげられる。訴訟に関する費用に加え、初動対応に関する費用を含めることで、企業が早期対応を行いやすくなる。

また、補償額を一律にするのではなく、国・地域の実情に応じて補償額や免責額、保険料を設定することで、知財保険の利用を促すことが求められる。保険料の補助とは別に、国・地域に応じた補助枠を設けることも考えられる。

知財保険を活用することによる企業の利点を示すことも重要である。知財保険の活用事例や保険利用の有無と自己負担の関係などを周知することも、活用を促す上で重要である。